

## 第2章 大牟田市の保健福祉事業の概要

# 第1節 地域福祉

## 1 地域福祉活動の推進

### (1) 地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第4条、第107条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

#### <目的・事業内容>

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

「大牟田市地域福祉計画」は、このようなまちづくりを計画的かつ具体的に進めていくためのものであり、第3次の計画を平成27年3月に策定した。計画期間は、平成27年度から31年度までである。

#### ① 第3次大牟田市地域福祉計画の推進

基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり（人が真ん中のまちづくり）」の実現のため、基本目標を「つながりを育む人づくり」「みんなで支え合う地域づくり」「生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり」の3つとし、基本目標ごとに2つの施策を掲げている。またその施策ごとに重点的な取組み項目を定め、地域福祉を推進している。

#### ② 災害時等要援護者支援制度（ご近所支え合いネット）

この制度は、あらかじめ要援護者の情報を市に登録し、その情報を、見守りなどの支援ができる人や地域の団体と共有することで、万が一のときにも孤立しないようにするためのものである。

また、この制度を通して、要援護者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮らせるようになることを目指している。（制度への登録者数：9,099人 平成28年3月末現在）

また、行政と地域団体が、「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を結ぶことにより、制度登録者の住所や氏名などの基本的な情報を共有することができるようになるため、同協定の締結を推進するとともに、地域団体が「災害」を基軸に要援護者の支援を検討する取り組み等を支援している。

#### ○ 「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を締結した地域団体（地域支援組織）

平成28年3月末現在

- ・手鎌校区災害訓練実行委員会
- ・駛馬南校区安心安全まちづくり推進協議会
- ・みなと校区運営協議会
- ・倉永校区まちづくり協議会
- ・天領校区まちづくり協議会
- ・玉川校区まちづくり協議会
- ・吉野校区総合まちづくり協議会
- ・安心安全まちづくり天の原校区協議会
- ・駛馬北校区まちづくり協議会
- ・大正校区まちづくり協議会
- ・上内校区まちづくり協議会
- ・銀水校区まちづくり協議会
- ・三池校区まちづくり協議会

（安心安全まちづくり笹原校区協議会は、校区再編のため平成25年6月解散。同年7月安心安全まちづくり天の原校区協議会と締結）

### ③ 大牟田市地域福祉大会

大牟田市地域福祉大会は、日頃から地域福祉活動に尽力している功労者を称えることや、地域福祉の実践者が共に学びあう場とすること、さらには参加した住民が広く「支え合い」の意識を持つ機会にすることを目的として、それまで市社会福祉協議会が行っていた「ふれあい福祉まつり」を発展させる形で、平成21年度から開催されているものである。(平成22年度からは、市と市社会福祉協議会の共催形式で実施。)

日時：平成28年2月6日(土)

場所：大牟田文化会館小ホール

参加者数：約400人

#### 〔実施内容〕

副題「地域支えあい絆セミナー」

- ・大牟田市社会福祉協議会功労者表彰式典
- ・基調講演「地域の絆が孤立を包む ～NHKサイレント・プアの生まれた町の実践から～」  
(講師：社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会 事務局参事 勝部 麗子 氏)

## 2 社会福祉協議会

### (1) 社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 大牟田市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

#### <目的・事業内容>

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、同会が行う地域福祉事業等に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

#### <実績>

項目	金額(円)
社会福祉協議会補助	44,947,000

## 3 民生委員・児童委員

### (1) 民生委員・児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法(第16条～第18条の3)	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市1/2 県1/2程度

#### <目的・事業内容>

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助

を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の適格要件に該当する者で、児童福祉に関する理解と熱意を有するなどの要件を満たすものの中から、主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の任期 平成25年12月1日～平成28年11月30日（3年間）

民生委員・児童委員の定数 297人〔＜内＞ 主任児童委員 42人〕 ※平成25年12月1日より

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

## <実績>

### 民生委員・児童委員の活動状況

区 分		民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	480	0
	介護保険	327	1
	健康・保健医療	585	4
	子育て・母子保健	309	99
	子どもの地域生活	1,347	165
	子どもの教育・学校生活	642	205
	生活費	366	1
	年金・保険	94	0
	仕事	131	0
	家族関係	535	5
	住居	337	0
	生活環境	1,234	6
	日常的な支援	4,094	64
	その他	3,464	28
計	13,945	578	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	7,464	83
	障害者に関すること	802	4
	子どもに関すること	2,336	469
	その他	3,343	22
	計	13,945	578
その他の活動件数	調査・実態把握	5,238	108
	行事・事業・会議への参加・協力	13,235	1,317
	地域福祉活動・自主活動	22,907	3,167
	民児協運営・研修	11,087	2,185
	証明事務	426	8
	要保護児童の発見の通告・仲介	203	4
訪問回数	訪問・連絡活動	69,719	938
	その他	41,255	1,436

連絡調整回数	委員相互	29,881	7,750
	その他の関係機関	15,944	2,525
活動日数		56,066	7,025

## (2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

### <目的・事業内容>

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第8条に基づき、本市の実情に通じるものの内から市長が委嘱する。民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数 12人（平成27年5月8日から）  
 民生委員推薦会委員の任期 平成25年7月1日～平成28年6月30日（3年間）

### <実績>

会議回数	3回	候補者推薦数	7人（内、主任児童委員0人）	退任者数	7人
------	----	--------	----------------	------	----

## 4 社会福祉法人

根拠法令等	社会福祉法	所管課	保健福祉総務課
-------	-------	-----	---------

### <目的・事業内容>

社会福祉法人のうち、主たる事務所が本市の区域内にあり、その行う事業が本市の区域を越えない社会福祉法人は、大牟田市が所轄庁となり、当該要件を満たす法人の設立や定款変更等は、本市の認可を要する。また、当該法人の指導監査についても、本市が実施する。

社会福祉法人は極めて公共性の高い組織であり、健全かつ公正な運営が強く求められるとともに、社会福祉を推進する中核的な組織として、多様な福祉ニーズを充足する役割が期待されている。そのため、本市における指導監査の方針は、法人の運営管理や公的資金の取扱い等が法令等を遵守しているか、並びに社会福祉法人としての責務を全うしているかについて、実地において確認する。

### <実績>

所轄する法人数	26法人	平成27年度 新規設立法人数	0法人	平成27年度 解散・合併法人数	0法人
平成27年度 指導監査実施法人数	18法人	うち文書指摘法人数	1法人	うち文書指導法人数	16法人

## 5 大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	所管課	保健福祉総務課
-------	--------------	-----	---------

### <目的・事業内容>

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

### <実 績>

運営状況

(単位：千円)

26年度末現在高	27年度中増減額		27年度末現在高
	積立金	取り崩し額	
375,082	643	11,096	364,630

福祉振興基金への寄付金3件分620千円及び運用利子23千円の積立てを行った。

## 6 臨時福祉給付金

根拠法令等	平成27年度大牟田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱	所管課	臨時福祉給付金対策室
		負担割合	国10/10

### <目的・事業内容>

平成26年4月から消費税率が8%へ引上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給する。

#### (1)支給対象者

基準日(平成27年1月1日)において、次の条件を満たした者。

- ①住民基本台帳に記録されており、
- ②平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない者から、以下の者を除いた者。
  - ・市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等
  - ・生活保護制度内で対応される被保護者等

#### (2)支給額

支給対象者1人につき6千円。

### <実 績>

項目	人数	金額(円)
支給決定者	32,123	192,738,000

## 7 子育て世帯臨時特例給付金

### <目的・事業内容>

平成26年4月からの消費税引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な措置として給付されるもの。

#### 平成26年度

根拠法令等	大牟田市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱	所管課	児童家庭課
		負担割合	国10/10

### (1)支給対象者

基準日（平成26年1月1日）において、次の条件を満たした者。

- ①平成26年1月分の児童手当法による児童手当の支給を受ける者。
- ②平成25年の所得が児童手当法に規定する所得の限度額に満たない者。

### (2)支給対象児童

- ①平成26年1月分の児童手当法による児童手当の支給対象児童。
- ②平成26年1月1日に出生し、同日において住民基本台帳に記録されている児童。

※ただし、下のものを除く

- ア. 基準日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合。
- イ. 臨時福祉給付金の支給対象者である場合。
- ウ. 生活保護を受給している場合。

### (3)支給額

支給対象児童1人につき1万円。

#### <実績>

項目	受給者数	対象児童数	金額（円）
支給決定者	6,007	10,382	103,820,000

#### 平成27年度

根拠法令等	平成27年度大牟田市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱	所管課 負担割合	児童家庭課 国10/10
-------	--------------------------------	-------------	-----------------

### (1)支給対象者

基準日（平成27年5月31日）において、次の条件を満たした者。

- ①平成27年6月分の児童手当法による児童手当の支給を受ける者。
- ②平成27年6月分の児童手当を受給していないが、平成27年6月分の児童手当の受給要件を満たす者。

### (2)支給対象児童

- ①平成27年6月分の児童手当法による児童手当の支給対象児童。
- ※ただし、基準日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合は対象外とする。

### (3)支給額

支給対象児童1人につき3千円。

#### <実績>

項目	受給者数	対象児童数	金額（円）
支給決定者	7,648	13,170	39,510,000

## 第2節 高齢者福祉

### 1 長寿社会対策

平成27年度は、平成26年度に策定した「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」（平成27～29年度）に基づき、各種施策事業の推進や目標値の達成に努めた。

今回の計画においても、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」をテーマとして掲げ、これを実現するための様々な事業に取り組んだ。

#### (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

根拠法令等	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市 10/10

##### <目的・事業内容>

介護保険制度改正により新たに創設された制度やサービス内容の周知を図るとともに、今後必要になるサービス内容やサービス量の予測に基づき、計画的なサービス供給体制の整備に努めた。

計画の推進にあたっては、高齢者施策に関係する庁内5部11課で組織した「大牟田市高齢者サービス推進委員会」において進捗状況の管理を行った。また、より広く関係者の意見を取り入れるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表等で構成された「いきいき長寿まちづくり協議会」において進捗状況の報告、施策事業に関する協議・検討を行った。

#### (2) 地域密着型サービス拠点等の整備

根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条 大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 大牟田市介護基盤緊急整備補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 10/10

##### <目的・事業内容>

平成28年3月末現在の地域密着型サービス事業所数は、夜間対応型訪問介護事業所が3か所、認知症対応型通所介護事業所が10か所、小規模多機能型居宅介護事業所25か所、認知症対応型共同生活介護事業所が19か所、地域密着型特定施設入居者生活介護が5か所、地域密着型介護老人福祉施設2か所となっている。

また、介護予防拠点・地域交流施設については、平成28年度3月末現在で45か所となっている。

#### (3) 長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)の開催

根拠法令等	老人福祉法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	—

##### <目的・事業内容>

高齢者が健康で生きがいのある人生を送るとともに、市民一人ひとりが高齢社会における諸問題について理解と関心を深めることを目的として、大牟田市老人クラブ連合会主催、大牟田市共催により長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）を開催した。

テーマ	豊かで明るい長寿社会をめざして
とき	平成28年2月18日（木）
ところ	大牟田文化会館 小ホール



内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いきいき大牟田長寿のまち憲章」唱和</li> <li>・「太鼓衆響」による和太鼓演奏</li> <li>・老人クラブ会員芸能競演大会</li> </ul>
-----	--

#### (4)人生トライアスロン金メダル事業

根拠法令等	大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例	所管課	長寿社会推進課
-------	-----------------------	-----	---------

##### <目的・事業内容>

平成4年6月の市議会において「大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例」が議決され、市制75周年記念事業として制定し、同年7月から実施している。人生をトライアスロンにたとえ、100歳に達する高齢者に対し、そのレースの勝利者として金メダルを贈り、市民へ希望と生きがいを与え、より豊かな長寿社会の実現に資する。

##### <実 績>

区 分	年 度	25	26	27
贈呈者数(人)		44	46	49

## 2 高齢者福祉施策

高齢化率が年々伸び続けているのに比例して、支援を必要とする高齢者の数も年々増えてきている。また、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、前期高齢者（65歳～74歳）数が増加し、後期高齢者（75歳以上）数は減少したが、依然として後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている状況である。

そのような中、平成27年度においても、介護保険制度の改正に基づき設置した地域包括支援センター等による実態把握を通じて、必要とされている高齢者福祉サービスの提供に努めた。

#### (1)養護老人ホーム入所措置

根拠法令等	老人福祉法第11条 大牟田市老人福祉法施行細則	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

##### <目的・事業内容>

環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

##### <実 績>

###### ①措置施設

(平成28年4月1日現在)

種 別	設置主体	施設名	所在地	定 員	措置数 (人)
養護老人 ホーム	社福法	吉 野 園	大牟田市大字吉野	90	60
	〃	(盲)寿光園	筑紫野市大字西小田	80	1
	〃	柳 光 園 他5ヵ所	柳川市佃町 他 5 ヵ所		6
	公立	楠 寿 園	みやま市瀬高町長田	85	1
	〃	松 濤 園	福岡市西区今津	150	1
	〃	延 寿 荘	玉名郡南関町大字上長田	50	1

②措置状況

区分		年度			
		25	26	27	
養護老人ホーム	市内	人員(延数)	778	730	716
		措置費(千円)	123,306	116,923	115,715
	市外	人員(延数)	158	130	126
		措置費(千円)	30,797	30,797	23,494
	合計	人員(延数)	936	860	842
		措置費(千円)	154,103	142,077	139,209

(2)老人福祉電話貸与事業

根拠法令等	大牟田市老人福祉電話貸与事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

老人の孤独感を和らげるとともに関係機関及び地域住民の協力を得て、安否の確認等を図り、健全でやさらかな日常生活ができることを目的とする。

<実績>

区分		年度		
		25	26	27
設置台数		24	22	21
運営費(千円)		706	622	571

※設置台数は、年度末の稼働台数

(3)外国人高齢者福祉手当

根拠法令等	大牟田市外国人高齢者福祉手当支給要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

本市に1年以上居住している大正15年4月1日以前生まれの日本国籍を有しない外国人高齢者で、年金制度上の理由により国民年金を受けられない高齢者の福祉増進を図るため、平成9年度から実施している。

<実績>

区分		年度		
		25	26	27
給付人員		3	3	2
事業費(千円)		252	252	217

(4)老人クラブへの助成

根拠法令等	老人福祉法第13条第2項 大牟田市老人クラブ活動費補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

### <目的・事業内容>

施設の清掃、花壇除草等の社会奉仕活動や健康づくり講座等を実施している老人クラブの活動に対する助成を行っている。

### <実績>

区分	年度	25	26	27
クラブ数		56	52	56
会員数		2,081	1,868	1,883
助成費(千円)		3,006	2,811	2,607

## (5) 地域認知症ケアコミュニティ推進事業

### <目的・事業内容>

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の更なる増加が予想される中、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成14年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んでいる。

この取り組みは、認知症の発症前から終末期まで、認知症の進行に応じ本人とその家族に対する医療と介護の専門職等による継続的・包括的な支援体制や、地域全体で支え見守る体制の構築を目指して、大牟田市介護サービス事業者協議会認知症ライフサポート研究会と密接な連携を図りながら進めているものである。

#### ① 認知症コーディネーターの育成

介護サービス事業所や医療機関の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど、より質の高い認知症ケアの提供の推進役となる人材を育成するため、「認知症コーディネーター養成研修」を実施している。平成18年度からは、小規模多機能型居宅介護施設や認知症グループホームの管理者または管理者に準ずるものの受講を義務付け、事業所指定の基準とした。

区分	年度	25 (10期生)	26 (11期生)	27 (12期生)	合計 (1期生～12期生)
認知症コーディネーター研修 修了生(人)		10	9	11	115

#### ② 早期発見・相談支援・予防教室の拡充

もの忘れ相談医(かかりつけ医)や認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見のためのもの忘れ予防・相談検診、認知症の予防や進行を遅らせるための予防教室に取り組むことで、認知症地域包括支援体制の推進を図った。予防教室は、より地域に密着した支援体制構築のため、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設を活用して開催した。

##### ア. もの忘れ予防・相談検診の実施

タッチパネルやカードを用いた認知症スクリーニングを行い、同時に認知症について学べるような時間を設けるとともに、必要に応じてもの忘れ相談医のアドバイスや介護相談などを行った。平成27年度は、地区公民館、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設や、地域の集会所、大型商業施設などを活用して開催した。

区分	年度	25	26	27
開催回数		29	18	18
受診者数		445	438	353

#### イ. もの忘れ予防教室の開催

もの忘れ相談検診のスクリーニングにおいて、軽度認知障害の状態あるいは認知症の疑いのある地域住民を対象に、延6カ所の介護予防拠点・地域交流施設において、3ヵ月間、週1回、13回の認知症予防教室を開催し、認知症予防効果が期待できるアクティビティや日常生活指導や参加者との交流、病気や介護に関する相談、情報提供などを実施した。

区分 \ 年度	25	26	27
延べ開催場所数	6	6	6
教室参加者数	43	35	51

### ③地域認知症支援体制構築事業

#### ア. もの忘れ相談医登録事業

大牟田医師会、福岡県認知症医療センター国立病院機構大牟田病院の協力により、「かかりつけ医の中で認知症診療に積極的に取り組み、かつ本市の認知症地域支援に関する活動の啓発に協力できる医師または医療機関」として、もの忘れ相談医の登録に向け取り組んだ。(平成27年度末もの忘れ相談医登録者数：大牟田市44名、みやま市6名)

#### イ. 地域認知症サポートチームの運営

平成21年度より、認知症の早期発見・相談体制を強化し、初期から終末期(ターミナル期)までの継続的・包括的な支援や適切な助言を行うため、本人や家族、専門職やケアの現場を医療と介護の両面からサポートする地域認知症サポートチーム試行事業を開始した。

平成23年10月からは、認知症専門医と認知症コーディネーターによるサポートチームを本格的に実施することとなり、地域包括支援センター等との協力のもと、医療と介護の連携強化や地域における認知症支援体制を構築することを目的に、引き続き定例カンファレンスの開催(月1回)ほか、随時相談対応や「認知症なんでも相談窓口」の開設(週1回)などに取り組んだ。

#### ウ. 認知症在宅介護者定例会「つどい、語らう会」

認知症の人を在宅で介護している家族同士が励まし合い、目の前の現実はどう向き合っていくかをともに考える認知症在宅介護者定例会「つどい、語らう会」を、大牟田市社会福祉協議会にて毎月1回定例会として実施した。

#### エ. 若年性認知症当事者の交流会「ぼやき・つぶやき・元気になる会」

若年性認知症の当事者が仲間と出会い、励ましあい、積極的に社会参加できる取り組みとして、若年性認知症当事者の交流会「ぼやき・つぶやき・元気になる会」を平成22年5月より毎月1回定例会として開催している。

#### オ. 認知症カフェの設置および運営支援

認知症の当事者や家族同士が交流したり、必要な情報を得たり、必要に応じて専門職等に相談できる場として、認知症カフェの設置を進めている。また、認知症カフェの運営者同士が情報交換できる機会の創出にも取り組んでいる。(平成27年度末認知症カフェ数：7ヶ所)

### ④世代間交流・多分野交流によるまちづくりの推進

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

#### ア. 認知症サポーター養成講座

平成17年度から国が行う「認知症を知る1年」キャンペーンの一環として、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する、認知症市民サポーター“こころみまもり隊”の養成に取り組んでいる。

区分	年度	25	26	27
	市民向け養成講座(回)		37	45
職域別養成講座(回)		15	11	18

イ. 子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子供の時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いっだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使っての絵本教室を開催している。

さらに、より多くの児童・生徒に絵本を通して認知症の理解啓発を促進し、また、その子供たちを通じて地域の大人たちへ認知症の理解啓発を促進するために、子供たちの学びの場面（絵本教室）や絵本コンサートの開催に関するDVDを制作し、広く小中学校の教育現場等において活用を行っている。

区分	年度	25	26	27
	小学校(校)		10	10
中学校(校)		7	5	6

ウ. 認知症SOSネットワーク模擬訓練

「大牟田地区高齢者等SOSネットワーク」（事務局：大牟田警察署）と「はやめ南人情ネットワーク」（駛馬南校区）が連携し、平成16年より実施していた「徘徊SOSネットワーク模擬訓練」をモデルに、校区単位の模擬訓練を全市的に実施している。

平成22年度には、全ての校区においてこうした模擬訓練が実施されるまでになり（日程の都合により参加できなかった1校区は別日に実施）、模擬訓練の趣旨や認知症を通じたまちづくりの目標像が共有されてきた。

訓練の実施にあたっては、地域交流施設を事務局とし、民生委員・児童委員や公民館、校区社会福祉協議会などのさまざまな機関・団体と連携をしながらネットワーク構築に努めた。

また、多世代交流にも力を入れており、小中学生、高校生、大学生といった多くの若い世代の参加を促がしながら訓練を実施している。

「徘徊」という言葉を使用しないことの意義について地域住民や関係機関と共有し、平成27年度からは使用しないこととした。

区分	年度	25	26	27
	模擬訓練参加者（人）		2,019	3,083
当日のスタッフ（人）		—	—	—
訓練参加者合計（人）		2,019	3,083	3,127
外出役の人数（人）		69	107	95
外出役に声をかけた人数（人）		953	1,506	1,627
模擬訓練参加校区（校区数）		21	21	21
他都市からの視察（人）		147	138	174

※25年度以降の当日スタッフ数は、参加者に含む。

## 第3節 介護保険

### 1 介護保険

平成12年4月の介護保険制度施行から15年を経過し、平成27年度は第6期介護保険事業計画の最初の年度に当たる。第5期計画では、本市第1号被保険者保険料基準額を従前の3,890円から5,480円と大幅に上げざるを得なかったことから、国から示された地域包括ケアシステムを柱としながら介護予防ケアマネジメントや介護給付費適正化事業を進めた。また、平成26年の制度改正による利用者の自己負担の引上げや平成27年度の介護報酬改定もあったことにより第6期計画期間中の介護保険料を5,823円と上昇を抑制することができた。

第6期計画では、引き続き介護保険制度の安定した運営を図るとともに、利用者本人の自立支援の視点のもと、適切な介護保険サービスの利用や介護予防の推進に努めていくこととしている。

#### (1) 介護保険法

##### <目的・事業内容>

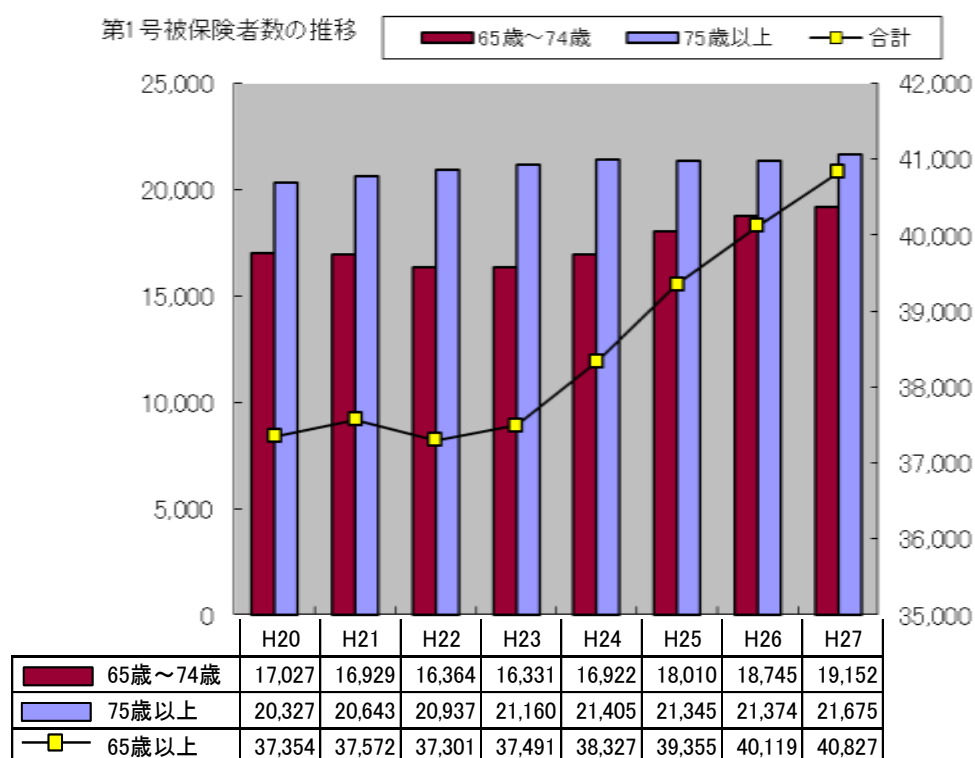
介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスを保険給付等として行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

##### <対象者>

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

##### <第1号被保険者数の推移>

第1号被保険者数は年々増加の傾向にあり、平成15年度以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っている。



(各年度3月末現在)

## <実績>

### ① 第1号被保険者の介護保険料の収入状況（平成27年度賦課分）

介護保険料を納める方法には、被保険者が受給している公的年金からあらかじめ保険料を天引きされて納める方法（特別徴収）と、市から送付される納付通知書や口座振替等で納める方法（普通徴収）がある。

（単位：円）

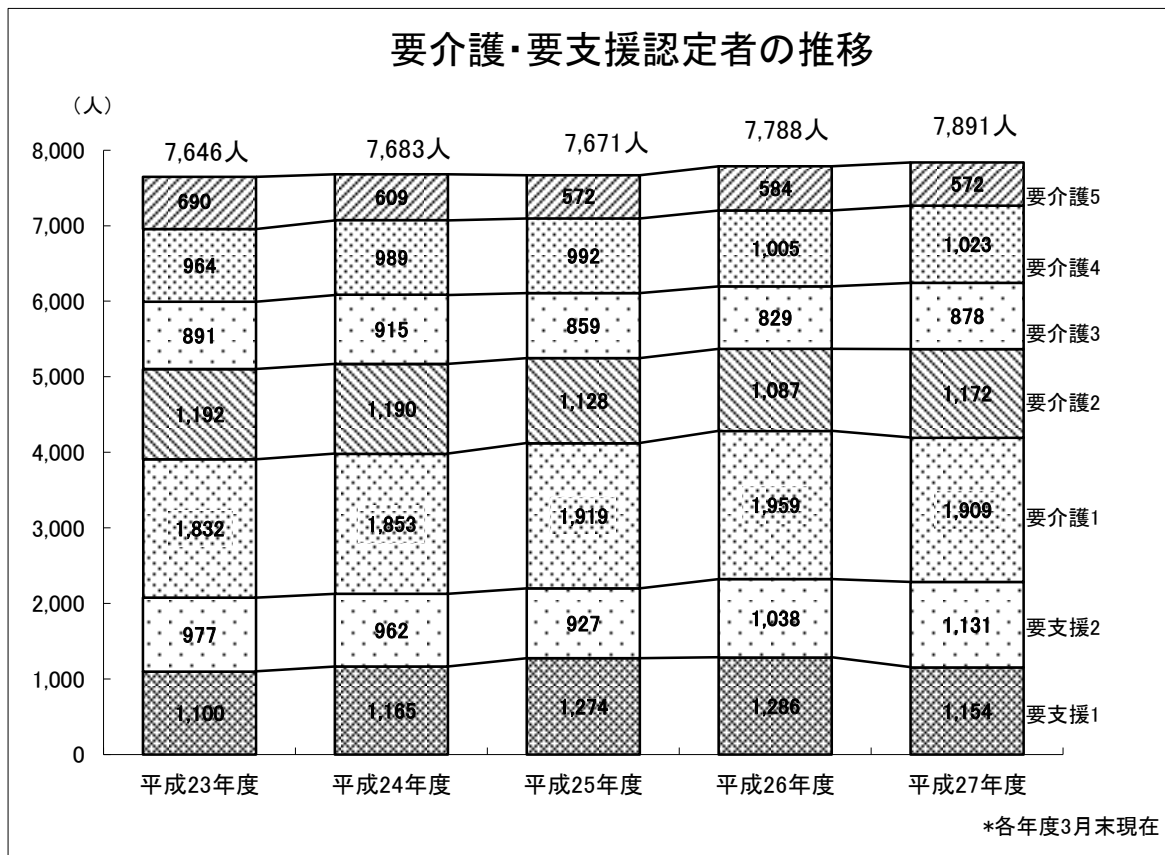
	調定額	収入済額	還付未済額	収入額（%）
特別徴収	2,101,168,300	2,101,168,300	2,535,060	100.00%
普通徴収	263,879,970	224,430,570	279,100	85.05%
合計	2,365,048,270	2,325,598,870	2,814,160	98.33%

※収入済額には還付未済額を含まない。

### ②要介護認定実施状況

年度	25	26	27
申請数	7,978	7,713	7,628
審査会開催回数	226/年	227/年	224/年

※平成27年度の認定申請件数は、新規1,701件、更新4,582件、区分変更682件、転入42件を合わせて7,628件あり、月平均約636件の申請があった。



平成18年度の介護保険制度改正により、「要支援1」「要支援2」という新たな区分が設けられ、これまでの6段階の区分から7段階となった。これまでの「要介護1相当」に該当した人については、状態の維持改善の可能性が高いかどうかの審査を行い、「要介護1」か「要支援2」の判定を行った。

近年の認定者数（第2号被保険者を含む。）の推移をみると、要支援1・2、要介護1の認定者が過半数を占めている。

③介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	(施設サービス) 国 20/100 県 17.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (施設以外のサービス) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100

要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、「地域密着型サービス」の展開を積極的に図っている。

(平成27年4月審査～平成28年3月審査分 計)

	件数		給付費(千円)
	回/年		
訪問介護	回/年	224,642	857,525
訪問入浴介護	回/年	1,443	16,617
訪問看護	回/年	24,680	161,511
訪問リハビリテーション	日/年	4,579	23,368
通所介護	回/年	177,383	1,261,310
通所リハビリテーション	回/年	116,608	908,477
福祉用具貸与	人	17,446	195,356
短期入所生活介護	日/年	29,835	235,972
短期入所療養介護	日/年	7,539	78,926
居宅療養管理指導	人	7,922	60,151
特定施設入居者生活介護	人	2,041	385,799
居宅介護支援	人	33,129	436,705
福祉用具購入	人	317	10,494
住宅改修	人	331	28,134
<b>居宅サービス計</b>	—	—	<b>4,660,344</b>
介護予防訪問介護	人	85,114	242,945
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0
介護予防訪問看護	回/年	5,767	37,529
介護予防訪問リハビリテーション	日/年	1,387	6,517
介護予防通所介護	人	39,052	176,760
介護予防通所リハビリテーション	人	32,349	163,766
介護予防福祉用具貸与	人	7,441	42,605
介護予防短期入所生活介護	日/年	928	5,085
介護予防短期入所療養介護	日/年	245	2,102
介護予防居宅療養管理指導	人	668	5,376
介護予防特定施設入居者生活介護	人	260	20,572
介護予防支援	人	21,179	93,271
介護予防福祉用具購入	人	229	6,183
介護予防住宅改修	人	328	30,740
<b>介護予防サービス計</b>	—	—	<b>833,451</b>
夜間対応型訪問介護	人	0	0
認知症対応型通所介護	回/年	17,798	146,925
小規模多機能型居宅介護	人	4,250	734,890
認知症対応型共同生活介護	人	2,879	673,887
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	881	160,961
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	343	86,962
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	579	3,955



介護予防小規模多機能型居宅介護	人	666	37,944
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	7	1,510
<b>地域密着型サービス計</b>	—	—	<b>1,847,033</b>
介護老人福祉施設	人	6,281	1,479,249
介護老人保健施設	人	6,750	1,782,956
介護療養型医療施設	人	2,235	763,018
<b>施設サービス計</b>	—	—	<b>4,025,223</b>
特定入所者介護サービス費	—	—	463,716
高額介護サービス費	—	—	271,717
高額医療合算介護サービス費	—	—	37,841
審査支払手数料	件/年	190,614	8,196
<b>総計</b>	—	—	<b>12,147,522</b>

※給付費は、千円未満四捨五入を行っているため、合計値が合わないものがある。

## (2) 介護保険制度低所得者特別対策事業

### 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	県3/4 市1/4

#### <目的・事業概要>

特に生計が困難な低所得者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用料を軽減し、かつ一定の要件を満たす場合、助成を行うもの。

#### <実績>

区分 年度	実施 法人数	事業対象 者数 (人)	補助額 (千円)				事務費 (千円)	事業費 合計 (千円)
			訪問介護	通所介護	短期入所	小規模多 機能		
25	6	11	8	0	0	0	1	9
26	5	11	3	0	0	47	1	51
27	6	12	0	0	0	164	2	166

## (3) 地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の46	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39.5/100 県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100

#### <目的・事業概要>

介護保険制度の改正により地域で暮らす高齢者を介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、平成18年4月に4カ所の地域包括支援センターを設置した。平成24年10月からは2カ所増設し、6包括体制で運営を行っている。地域包括支援センターの主な業務は、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業などである。

地域包括支援センター設置状況

	事業所住所	TEL FAX	担当校区
中央地区地域包括支援センター	有明町2丁目3 大牟田市役所内	41-2676 41-2662	大牟田中央・大正・ 中友・白川・平原
手鎌地区地域包括支援センター	大字手鎌1300-42 手鎌地区公民館内	59-6020 59-6021	明治・手鎌
三池地区地域包括支援センター	大字三池629-2 三池地区公民館内	41-5506 41-5507	高取・三池・銀水・羽山台
駛馬・勝立地区地域包括支援センター	馬込町1丁目20-1 駛馬地区公民館内	41-2020 41-2021	駛馬南・駛馬北・天の原・ 玉川
三川地区地域包括支援センター	上屋敷町1丁目12-3 三川地区公民館内	41-5298 41-5299	みなと・天領
吉野地区地域包括支援センター	大字白銀781-3 吉野地区公民館内	41-6025 41-6026	上内・吉野・倉永

① 総合相談・支援事業及び権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療、高齢者虐待などさまざまな相談を受け下記のとおり対応した。また、平成18年4月の「高齢者虐待の防止・養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、高齢者虐待の通報や相談に対応している。特に平成27年度は、各地域包括支援センターの社会福祉士が中心となって高齢者虐待についての勉強会を定期的（月1回）に行うこととし、職員のスキルアップに努めた。そのほか、大牟田市成年後見センターと連携しながら、認知症などで判断力が不十分な人の権利と財産を守るために成年後見制度に関する相談に対応するとともに、申し立てる人がいない場合の市長申立てなどを行った。

<実績>

地域包括支援センターの相談数【新規のみ】

(平成27年4月～平成28年3月分)

(単位：件)

	中央	手鎌	三池	駛馬・勝立	三川	吉野	総計
介護保険	241	95	247	218	119	244	1,164
認知症	168	44	74	59	56	101	502
医療・疾病	181	25	64	66	63	200	599
権利擁護・虐待	47	12	27	25	29	32	172
施設	21	14	19	33	25	18	130
障害福祉	13	9	8	7	26	13	76
CM支援	51	17	9	17	36	35	165
予防	78	29	33	27	94	38	299
生活全般	47	10	45	28	30	61	221
その他	85	31	97	95	67	45	420
計	932	286	623	575	545	787	3,748

虐待に対する対応

(単位：件)

虐待の通報〈届出〉件数	53
うち虐待として対応した件数	24
うちやむを得ない措置	0
緊急保護	5

虐待の内容（重複あり） (単位：件)

身体的虐待	13
介護・世話の放棄・放任	5
心理的虐待	10
性的虐待	0
経済的虐待	11

成年後見制度市長申立て (単位：件)

申立て済	8
後見等開始	9

## ② 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域において自分らしい生活を継続していくには、主治医とケアマネジャーの連携、在宅サービスと施設の連携などをもとに、「地域包括ケア」を提供していくことが重要である。そのためには、ケアマネジメントの質の向上とともにケアマネジャーの資質・専門性の向上が不可欠であり、平成27年度も大牟田市介護支援専門員連絡協議会との連携により、共通研修（フォローアップ全体研修）、基礎研修、熟達研修（スーパービジョン研修）の各研修の企画・運営に主体的に関与した。

そのほか、市、介護支援専門員連絡協議会と連携して、協議会より推薦された主任介護支援専門員、地域包括支援センターの主任介護支援専門員、長寿社会推進課の担当者によるケアマネジメントサポートチームを編成し、46カ所（計46回）の事業所を訪問し、49件の相談ケースに対応した。この事業は、短期間で成果が期待できるものではないため、継続事業と位置づけ取り組んでいく必要がある。

また、医療と介護の連携については、大牟田医師会主催の地域在宅医療推進事業研修会にスタッフとして参加・協力し、一翼を担った。

## ③ 介護予防ケアマネジメント事業

予防給付（要支援1・2プラン作成状況）

介護予防サービスにかかる要支援1・2と認定された人に対する介護予防プランを地域包括支援センターにおいて作成した。また、地域包括支援センターの出先機関（サブセンター）として位置づけた介護予防・相談センターと一体となって事業の推進を図った。

要支援1・2プラン作成件数

(平成27年4月～平成28年3月分)

(単位：件)

			中央	手鎌	三池	駛馬・勝立	三川	吉野	合計
委託	居宅	新規	123	57	81	62	49	56	428
		初回	43	4	8	6	11	0	72
		継続	3,046	1,084	2,234	1,526	1,540	1,088	10,518
直営	包括	新規	6	9	29	3	22	15	84
		初回	7	0	4	1	3	1	16
		継続	782	528	949	295	451	420	3,425
	サブセンター	新規	22	8	72	35	15	18	170
		初回	22	5	6	4	3	0	40
		継続	1,546	471	1,778	1,367	427	834	6,423
合計			5,597	2,166	5,161	3,299	2,521	2,432	21,176

## ④ 大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成17年9月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を

設置し、センターから提出された事業計画・事業報告、収支予算・決算等により、適正に運営がなされているかについて確認を行っている。

### <実績>

区分	年度	25	26	27
開催回数		4	4	4

#### 平成27年度開催状況

	期 日	内 容
第1回	H27年 5月 28日	平成26年度大牟田市地域包括支援センター事業実績報告 ほか
第2回	H27年 10月 21日	平成27年度大牟田市地域包括支援センター事業実績報告(4月～8月) ほか
第3回	H27年 12月 24日	平成27年度大牟田市地域包括支援センター事業実績報告(9月～11月) ほか
第4回	H28年 3月 30日	平成28年度大牟田市地域包括支援センター事業計画(案)について ほか

### (4)介護予防・相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の46	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39.5/100 県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100

### <目的・事業概要>

地域包括支援センターと介護予防・相談センターは、お互いに連携し、地域において各種相談の受付を行うとともに、介護予防事業、高齢者福祉事業の適用にあたり、相談者、事業利用希望者等を訪問し実態調査も行った。

#### 介護予防・相談センター設置状況

介護予防・相談センター名	事業所住所	TEL FAX	担当校区
大牟田市社会福祉協議会	瓦町9-3	57-2541 57-2528	大牟田中央・大正・ 中友・白川・平原
大牟田医師会	不知火町2丁目144	41-5446 57-6130	
延寿苑	大字歴木 1807-1291	51-4340 51-4350	高取・三池・ 羽山台・銀水
済生会大牟田	大字田隈 599-18	53-2491 52-8898	
サン久福木	大字久福木 894	55-2035 55-2013	
こもれび	中町1丁目4-1	41-5321 55-5077	明治・手鎌
天光園	大字橘 1494-1	50-0844 58-2866	上内・吉野・倉永
美さと	南船津町1丁目10	57-3310 54-5575	みなと・天領
サンフレンズ	沖田町510	43-1272 43-1273	駛馬南・駛馬北・ 天の原・玉川
やぶつばき	青葉町130-2	51-8880 54-3333	

**(5) 介護予防・日常生活支援総合事業及び任意事業の推進**

根拠法令等	介護保険法 第115条の45	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	(介護予防・日常生活支援総合事業) 国 20/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (任意事業) 国 39/100 県 19.5/100 市 19.5/100 保険料 22/100

**<目的・事業概要>**

平成27年4月より施行された改正介護保険法に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）及び任意事業に取り組んだ。

**① 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)**

要支援1・2の認定がある人、または基本チェックリストに基づき事業への参加が必要と認められる人に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア. 筋力アップ教室事業

マシントレーニングを3ヵ月間（25回シリーズ）にわたり実施した。

区分 \ 年度	25	26	27
利用者数	106	97	100
事業費（千円）	8,337	8,337	8,306

イ. 歯にかみ教室（口腔機能向上）事業

参加者の口腔状態を把握し、個別プログラムにより口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練などを4ヵ月間にわたり実施した。

区分 \ 年度	25	26	27
利用者数	23	43	28
事業費（千円）	1,501	2,218	1,501

ウ. 事業所提案介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、事業所が取り組んでいる介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を3ヵ月にわたり実施した。

区分 \ 年度	25	26	27
利用者数	34	45	30
事業費（千円）	1,129	1,394	624

エ. 温泉活用介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、温泉施設を活用した介護予防を目的としたプログラム（運動機能改善、栄養改善、口腔ケア、認知症予防等）を4ヵ月にわたり実施した。

区分 \ 年度	25	26	27
利用者数	30	53	48
事業費（千円）	2,722	3,680	3,559

オ. もの忘れ予防通所事業

認知症予防及び進行遅延のための指導を3ヵ月にわたり実施した。また、26年度からは通年開催を開始した。

区分	年度	25	26	27
利用者数		43	35	51
事業費(千円)		1,195	1,857	2,209

カ. 生活応援隊派遣事業

高齢者が自立した日常生活を送れるようにするため、生活応援隊員(ヘルパー)による生活支援及び自宅でできる介護予防プログラムを実施した。

区分	年度	25	26	27
利用者数		14	11	6
事業費(千円)		326	177	114

② 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)

65歳以上の高齢者に対し、在宅生活等の継続や地域の交流を目的として、事業を実施した。

ア. 健康づくり市民サポーター養成研修事業

介護予防事業(運動機能向上・低栄養改善・口腔機能向上等)や救急法、筋力トレーニングやストレッチの方法の研修を3ヵ月間にわたり実施し、研修修了後、筋力アップ教室や口腔ケア教室等において、指導者の補助や記録等を行うボランティアを平成16年度より養成している。

年々、受講希望者が減少しており、サポーターのあり方を検討するため、意見交換会を実施した。

イ. よかば〜い体操普及事業

<巡回教室・体験教室>

家庭でできる運動器の機能低下防止の体操を地域において行い、予防に対する意識付けと機能の維持・向上を図った。

区分	年度	26		27	
		巡回教室	体験教室	巡回教室	体験教室
延実施回数		631	989	648	1,056
延利用者数		7,530	11,541	7,638	13,004
事業費(千円)		4,417	7,749	4,536	8,614

<指導者養成事業>

地域交流施設や地域の団体等で「よかば〜い体操」を実施できるようにするため、専門の指導者を養成した。

区分	年度	25	26	27
養成者数		23	14	20
事業費(千円)		72	108	84

ウ. 歯にかみ巡回教室

地域に講師を派遣し、口腔ケアの大切さや嚥下機能を高めるトレーニング法について啓発、指導し、口腔機能等の維持・向上を図った。平成21年度より1回教室、平成23年度より3回教室を実施した。

区分	年度	26		27	
		1回教室	3回教室	1回教室	3回教室
延実施回数		9	7	11	9
延利用者数		236	237	160	300
事業費(千円)		410		604	

エ. 老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防に資する運動に係る大会や教養講座等を開催した。

区分	年度	25	26	27
事業費(千円)		3,520	3,620	3,620

### ③任意事業

支援が必要な高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア. 自立支援配食サービス事業

平成25年6月末をもって市の配食事業を廃止しており、これに伴い、毎年高齢者の見守りに協力できる民間の配食事業所の情報を収集し、取りまとめた一覧表を作成し、各地域包括支援センター、介護予防・相談センター、居宅介護支援事業所及び市民等へ周知している。

イ. 成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。そのほか、平成26年4月に大牟田市総合福祉センター内に大牟田市成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する相談支援や普及啓発を行うとともに、「成年後見活用講座」や「成年後見人実務養成講座」等を開催しながら市民後見人を養成・登録・活用し、後見活動にも取り組んだ。

区分	年度	25	26	27
市長申立件数		14	8	8
事業費(千円)		2,108	16,436	18,293

ウ. 介護用品給付サービス事業(紙おむつ給付)

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担及び費用負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。

区分	年度	25	26	27
利用実人員		268	254	216
事業費(千円)		5,358	5,580	4,918

エ. 緊急通報システム事業

ひとり暮らしで健康に不安があり、常時注意を要する高齢者に緊急通報機器を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

区分	年度	25	26	27
設置台数		393	340	301
事業費(千円)		9,075	8,326	7,219

※設置台数は、年度末の稼働台数

オ. あんしん見守り事業

緊急時における連絡手段の確保が困難なひとり暮らしの高齢者に対してテレビ電話を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的として、平成24年度より実施している。

区分	年度		
	25	26	27
設置台数	55	58	55
事業費(千円)	1,414	1,817	1,761

※設置台数は、年度末の稼働台数

カ. 排せつケア推進事業

排泄の自立を支援することにより、本人の尊厳を支え、生活の質の向上を図ることを目的として、排せつケア研修会等を開催している。また、平成26年度まで開催していた尿失禁予防教室を、平成27年度からは排尿・排便トラブル予防教室として開催。

区分	年度			
	25	26	27	
排尿・排便トラブル 予防教室	開催回数(回)	4	12	8
	参加者数(人)	94	223	83
排せつケア研修会	開催回数(回)	8	8	5
	参加者数(人)	201	126	40
排せつセミナー	開催回数(回)	1	1	1
	参加者数(人)	16	96	81
排せつケア相談会	開催回数(回)	12	12	12

(6) 介護費用適正化事業

根拠法令等	①介護保険法第23条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10
	②ケアマネジメントサポート事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39/100 県 19.5/100 市 19.5/100 保険料 22/100
	③介護保険法23条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39/100 県 19.5/100 市 19.5/100 保険料 22/100

<目的・事業概要>

①地域密着型サービス事業所への実地指導及び福岡県（県南保健福祉環境事務所）が行う実地指導に同行し、事業所の運営状況等を把握しながら、不適正な介護サービスの提供となっていないかなどの確認を行い、必要に応じて改善・自主点検・返還を指導し、給付適正化を図る。

②主任介護支援専門員、地域包括支援センター、市（保険者）で構成するサポートチームが居宅介護支援事業所を訪問し、介護支援専門員が抱える困難事例に対して、助言・指導、さらには地域における社会資源の活用など専門的な視点で提案を行い、よりよいケアの提供とともに介護給付の適正化を推進する。

③介護保険のサービスを利用者に、ご利用になられたサービスの種類や、サービスの提供にかかった費用の合計額、利用者負担額をお知らせするためにハガキを送付し、利用者の皆様にサービス内容をご確認いただき、介護サービスの提供の適正化を図る。



### (7) 制度の適正運営等の取組み(あんしん介護創造事業)

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 39.5/100 県 19.75/100 市 19.75/100 保険料 21/100

利用者の権利擁護を促進し安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

#### <目的・事業概要>

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設を訪問し、サービス利用者の話を聞き、相談活動により疑問や不満・不安の解消を図るとともに、施設等との意見交換などに取り組んでいる。

### (8) 大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料(第1号被保険者)

#### <目的・事業内容>

大牟田市では、平成12年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険においては、保険料を3年ごとに見直すことにより、事業運営期間(3年間)の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い、また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

第4期計画期間の給付費は、当初の見込みを大幅に上回り、平成23年度においては基金を取り崩すだけでは財源に不足が生じると見込まれたことから、福岡県財政安定化基金より2億円を借り入れた。この借入金については、第5期計画期間中に返済が完了している。

平成27年度の基金異動額としては、第1号被保険者保険料財源不足分が生じなかったことから、取り崩しは行っていない。

#### <実 績>

平成27年度の基金異動額

(単位:円)

年度当初額	積立額	処分額	年度末基金高
124,224,427	74,194	0	124,298,621

※各年度における額は出納期間を含む。

### (9) 制度の周知

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『かいごほけん白書』の作成、『広報おおむた』及び市公式ホームページへの掲載等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い制度の説明や相談に応じている。

#### <出前講座実績>

講 座 名	年 度		
	25	26	27
防ごう!高齢者虐待〜こんなとき、どうする?〜	1	4	6
地域密着型サービスで安心の生活を	0	0	0
頼りになります!地域包括支援センター	1	1	3
本市の介護保険〜高齢者のくらしを応援します!〜	2	6	0
もっと活用!〜わかりやすい成年後見制度〜	4	0	3
認知症になっても大丈夫!〜明日のあなたのために〜	7	6	4
小規模な高齢者福祉施設の見学	0	1	0

元気で長生きするために～生涯学習と介護予防～	2	1	0
体と脳の元気度チェック～いつまでも健康で暮らすために～	1	8	4
排尿・排便トラブル予防教室		2	8

#### (10)相談・苦情への対応

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

#### (11)情報開示の状況

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、介護予防プラン（要支援1・2）作成のための情報開示は、地域包括支援センターで対応している。

#### <実 績>

年 度	対 象	内 訳		
		認定調査結果表	主治医意見書	審査判定の経過等
25	個 人	27	17	19
	事業者	3,520	3,401	0
26	個 人	20	15	13
	事業者	3,501	3,416	0
27	個 人	16	4	16
	事業者	3,508	3,466	0

## 第4節 児童福祉・母子保健・少子化対策

### 1 子ども・子育て支援事業計画推進

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画推進

根拠法令等	子ども・子育て支援法	所管課	子ども育成課
申請窓口	子ども育成課 教育・保育施設担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

子ども・子育て支援法（平成24年法律第54号）の規定に基づき策定した大牟田市子ども・子育て支援事業計画を効果的に推進するため、大牟田市子ども・子育て会議の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

#### <計画の期間>

平成27年度から平成31年度までの5年間

#### <実績>

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市子ども・子育て会議を設置。

### 2 保育事業

#### (1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	所管課	子ども育成課
申請窓口	子ども育成課 教育・保育施設担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4

#### <目的・事業内容>

保護者の労働等の理由により保育の必要性がある児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

#### <実績>

	年度	23	24	25	26	27
区分	保育所数	22	23	23	23	22
	定員	2,220	2,270	2,270	2,280	2,260
	公立	170	80	80	80	80
	私立	2,050	2,190	2,190	2,200	2,180
公立	人員	(169) 2,029	(169) 2,029	(90) 1,078	(94) 1,128	(94) 1,128
	人員	(2,080) 24,962	(2,080) 24,962	(2,292) 27,501	(2,304) 27,645	(2,257) 27,084
私立	委託費(千円)	1,796,705	1,796,705	2,005,128	2,053,163	2,236,900

管 外	人 員	(42) 504	(42) 504	(20) 240	(16) 196	(18) 216
	委託費 (千円)	35,441	35,441	18,778	14,314	17,496
合 計	人 員	(2,291) 27,495	(2,291) 27,495	(2,402) 28,819	(2,414) 28,969	(2,369) 28,428
	委託費 (千円)	1,832,146	1,832,146	2,023,906	2,067,477	2,254,396

※ ( ) は月平均

※平成24年4月から歴木保育所が民間移譲、また認定こども園わかば保育園が設置された。

※平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されたことにより、認定こども園わかば保育園は認定こども園若草幼稚園へと変わった。

## (2) 養護児(障害児)保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児教育・保育等実施要綱 大牟田市養護児保育事業費補助金交付要綱	所 管 課	子ども育成課
申請窓口	子ども育成課 教育・保育施設担当	負担割合	(保育所分)市 10/10 (学童分)国 1/3 県 1/3 市 1/3

### <目的・事業内容>

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児教育・保育等実施要綱に基づき、保育士や指導員を配置する民間保育所・認定こども園や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児(障害児)の福祉の推進を図る。

### <保育所実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
保育所養護児 (障害児)保育	実施施設数	6	9	11	8	6
	児童数	15	19	25	20	18
	事業費(千円)	5,940	21,057	33,307	29,435	21,788

※保育所養護児(障害児)保育事業は、平成15年4月から一般財源化。実施施設数・児童数については、公立・私立保育所・認定こども園合算して計上。事業費については私立保育所・認定こども園(2.3号認定子ども)分のみ計上。(養護児教育・保育等審査会報酬も含む。)

### <学童実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
学童養護児(障 害児)保育	実施施設数	5	7	9	8	9
	児童数	11	10	12	11	10
	事業費(千円)	5,955	8,291	9,349	8,467	8,908

## (3) 一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金交付要綱	所 管 課	子ども育成課
申請窓口	子ども育成課 教育・保育施設担当(登録時) 各実施保育所(利用時)	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

### <目的・事業内容>

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不定期な就労や病気、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

<実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
実施施設数	4	5	5	5	5
児童数	(22) 1,037	(24) 1,422	(24) 1,422	(22) 1,192	(21) 1,301
事業費(千円)	4,200	5,780	5,780	7,579	7,579

※( )は、1か所当たり月平均。

(4)延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	子ども育成課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

<実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
実施施設数	6	5	5	5	8
児童数(月平均)	181	146	149	140	145
事業費(千円)	8,010	6,675	6,675	6,710	7,448

※児童数(月平均)は、実利用児童数の平均。

※補助対象施設のみ計上。

(5)休日保育事業

根拠法令等	大牟田市休日保育事業実施要綱	所管課	子ども育成課
申請窓口 実施場所	天領保育所	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

日曜日や国民の祝日等において、保護者の就労等により家庭で保育できない児童を対象として保育所での預かりを行うことにより、子育てと仕事の両立を支援する。

<対象者>

次のすべてに該当する者

- ・大牟田市内在住で市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園に通う児童
- ・休日に保護者が就労等のために保育ができない世帯の児童
- ・健康で集団保育が可能な児童

<実績>

区分 \ 年度	24	25	26	27
登録数	17	42	52	50
利用者数	14	131	205	294
事業費(千円)	272	1,224	1,356	325

※平成24年6月より預かり開始

## (6) つどいの広場・子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱 大牟田市子育て支援センター事業実施要綱	所 管 課	子ども育成課
申請窓口	つどいの広場（えるる1階）	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

### <目的・事業内容>

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設（フレンズピアおおむた）の2階において平成18年10月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

平成19年4月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進している。平成22年4月からは、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。平成25年10月からは、大牟田市市民活動等多目的交流施設（えるる）の1階に移転し事業継続している。

### <実 績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
登録組数（組）	(55) 654	(45) 537	(57) 681	(65) 781	(65) 779
利用組数（組）	(294) 3,525	(282) 3,383	(337) 4,047	(453) 5,433	(448) 5,376
利用人数（人）	(682) 8,179	(645) 7,737	(789) 9,472	(1,033) 12,400	(1,004) 12,045
講座開催回数（回）	12	12	12	12	12
講座参加人数（人）	314	206	241	313	291
子育て相談数（件）	214	338	322	490	554
リズム遊び開催数（回）	24	12	12	12	12
リズム遊び参加数（組）	389	207	236	411	384
子育てサポーター登録数（人）	17	23	27	30	35
子育てサポーター活動件数（回）	209	323	407	404	471
事業費（千円）	3,371	3,274	3,373	3,342	3,255

※（ ）は、月平均。

## (7) 子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所 管 課	子ども育成課
申請窓口	子ども育成課地域子ども支援担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

### <目的・事業内容>

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

平成25年度末をもって母子生活支援施設を廃止したことにより、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合の受入れを中止した。

**<実績>**

区分		年度				
		23	24	25	26	27
ショートステイ事業	利用者数	2	6	6	4	4
	延日数	9	45	56	11	19
	事業費(千円)	60	407	509	61	276
トワイライトステイ事業	利用者数	6	2	2	2	3
	延日数	9	10	22	4	3
	事業費(千円)	24	13	28	10	7

**(8)病後児保育事業**

根拠法令等	大牟田市病後児保育事業実施要綱	所管課	子ども育成課
申請窓口	子ども育成課地域子ども支援担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

**<目的・事業内容>**

集団保育が困難な病気回復期の児童等を一時的に病後児保育施設で預かることで子育てと仕事の両立を支援するものである。

**<対象者>**

乳幼児及び小学校に就学している児童

**<実績>**

区分		年度				
		23	24	25	26	27
利用児童数(月平均・人)		294(25)	207(17)	183(15)	199(17)	168(12)
事業費(千円)		4,300	4,291	4,316	4,369	4,259

**(9)ファミリー・サポート・センター事業**

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	所管課	子ども育成課
申請窓口	おおむたファミリー・サポート・センター	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

**<目的・事業内容>**

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

**<会員>**

次のすべてに該当する者

- ・市内に居住する者
- ・援助会員は20才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- ・依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- ・援助会員は講習会等を受講した者

**<実績>**

区分		年度				
		23	24	25	26	27
会員数		890	940	838	891	844
活動数(月平均)件		995(83)	342(29)	411(34)	832(69)	806(67)
事業費(千円)		4,284	4,284	4,284	4,406	4,406

※平成13年4月から、大牟田市社会福祉協議会に委託

(10)放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	所 管 課	子ども育成課
申請窓口	学童保育所は各学童保育所 学童クラブは子ども育成課	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営するものである。

学童保育所の管理・運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入。

学童クラブの運営については、平成21年度より業務委託により実施。

平成23年度より土曜日や夏休み等の長期休暇の開所時間について「午前9時から」を「午前8時から」に改善。

平成25年度から、未整備校区の児童を対象に、近隣学童保育所・学童クラブまでの送迎事業を実施し、4未整備校区中の3校区で事業実施。

<対象児童>

市内の小学校に就学する児童、又は市内に住所を有し市外の小学校に就学する児童

<実 績>

区 分		年 度				
		23	24	25	26	27
三池学童保育所	月平均	33	41	42	42	42
	延人員	398	494	506	502	505
高取学童保育所	月平均	21	10	18	20	28
	延人員	256	123	216	245	334
中友学童保育所	月平均	21	16	21	27	30
	延人員	256	194	248	319	357
みなと学童保育所	月平均	33	30	37	36	40
	延人員	389	354	443	431	477
白川学童保育所	月平均	45	42	39	40	41
	延人員	541	500	467	484	496
銀水学童保育所	月平均	38	42	39	40	38
	延人員	456	509	471	481	459
吉野学童保育所	月平均	52	44	49	49	63
	延人員	620	526	587	592	757
笹原学童保育所	月平均	34	34	-	-	-
	延人員	411	411	-	-	-
大牟田学童保育所	月平均	43	45	43	43	42
	延人員	520	534	512	520	503
手鎌学童保育所	月平均	52	51	53	48	52
	延人員	624	615	635	572	621
駛馬北学童保育所	月平均	27	20	24	31	36
	延人員	324	245	286	368	431
羽山台学童保育所	月平均	43	41	40	39	48
	延人員	519	497	484	464	577
明治学童保育所	月平均	31	32	34	34	35
	延人員	374	387	409	406	423



大正学童保育所	月平均	46	41	44	41	43
	延人員	549	491	532	487	514
倉永学童クラブ	月平均	21	21	30	27	27
	延人員	250	250	358	328	319
平原学童クラブ	月平均	13	13	15	23	32
	延人員	155	157	182	282	386
天領学童クラブ	月平均	18	19	32	37	52
	延人員	214	232	380	446	625
天の原学童クラブ	月平均	-	-	40	38	38
	延人員	-	-	484	458	460
計	月平均	571	542	600	615	687
	延人員	6,856	6,519	7,200	7,385	8,244
定員		680	680	680	680	680
事業費(千円)		71,889	74,822	79,963	80,031	82,506

※平成10年7月1日 白川学童保育所開所  
 平成12年4月1日 銀水、吉野学童保育所開所  
 平成14年4月1日 笹原学童保育所開所、平成25年3月31日閉所  
 平成15年7月10日 大牟田学童保育所開所  
 平成16年4月1日 手鎌学童保育所開所  
 平成17年4月1日 駛馬北学童保育所開所  
 平成18年4月1日 羽山台学童保育所開所  
 平成19年4月1日 明治学童保育所開所  
 平成20年4月1日 大正学童保育所開所  
 平成21年4月1日 倉永学童クラブ開所  
 平成22年4月1日 平原学童クラブ開所  
 平成23年4月1日 天領学童クラブ開所  
 平成25年4月1日 天の原学童クラブ開所

#### (11) 保育所施設整備事業費補助

根拠法令等	平成24年度福岡県保育所整備事業費補助金交付要綱 平成24年度大牟田市保育所整備事業費補助金交付要綱	所管課	子ども育成課
申請窓口	子ども育成課 教育・保育施設担当	負担割合	県5.5/10 市1/4

#### <目的・事業内容>

子育てを支援する基盤整備を行うため、市内の認可保育所を運営する社会福祉法人が行う保育所施設整備事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。

#### <対象者>

市内の認可保育所を運営する社会福祉法人

#### <実績>

区分 \ 年度	24	25	26	27
施設整備数	1	2	2	1
事業費(千円)	143,304	299,073	285,485	154,514

※施設整備数及び事業費は、工事着工年度の翌年度に施設完成となるため施設完成年度に計上

### 3 結婚支援事業

#### (1)結婚サポートセンター事業

登録窓口	結婚サポートセンター（なかだっつあん）	所管課	子ども育成課
------	---------------------	-----	--------

##### <目的・事業内容>

有明圏域における少子化対策として、結婚サポートセンター（柳川市立大和公民館内）を、柳川市、みやま市、大牟田市の3市共同で設置し、特定非営利活動法人 筑後良縁会に企画・運営等業務を委託している。

業務内容は、20歳以上の3市に在住又は勤務の独身男性と、20歳以上の独身女性（市内外不問）の登録者に対して、結婚相談やパートナー紹介をはじめ、出会いイベント（お見合いパーティー、ツアー）等を実施している。

#### (2)おおむた縁結び支援事業

申請窓口	子ども育成課少子化対策担当	所管課	子ども育成課
------	---------------	-----	--------

##### <目的・事業内容>

独身者が、結婚して子どもを授かりたいという思いの醸成をはかるとともに、希望の結婚像・ライフスタイルに合った相手を探せるようサポートとなる事業を実施する。

具体的には、結婚について考えるセミナー等の婚育イベントを実施したり、民間団体が主催する婚活イベントへの補助などを行う。

### 4 子育て支援事業

#### (1)子ども医療費助成

根拠法令等	大牟田市子ども医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

##### <目的・事業内容>

子どもの医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

##### <支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学生までの子ども
- ・ 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと

##### <実績>

区分		年度					
		23	24	25	26	27	
乳幼児	国保	対象者	1,047	1,119	1,068	1,004	968
		件数	18,148	17,794	17,412	16,322	15,978
		金額(千円)	45,022	41,570	40,763	36,439	36,065
	社保	対象者	4,913	4,896	4,857	4,881	4,792
		件数	78,317	77,704	79,148	79,311	79,071
		金額(千円)	173,434	173,796	182,502	174,329	182,494

計	対象者	5,960	6,015	5,925	5,885	5,760
	件数	96,465	95,498	96,560	95,633	95,049
	金額(千円)	218,456	215,366	223,265	210,768	218,560
子ども	件数	-	-	33	83	89
	金額(千円)	-	-	1,896	4,340	5,463
合計	件数	-	-	96,593	95,716	95,138
	金額(千円)	-	-	225,161	215,108	224,023

※平成25年4月から対象を小学生の入院費まで拡大（通院は対象外）

※平成26年4月から対象を中学生の入院費まで拡大（通院は対象外）

## (2) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0歳～3歳未満（被用者） 国 37/45, 県 4/45, 市 4/45</li> <li>・ 0歳～3歳未満（非被用者） 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6</li> <li>・ 3歳～小学校修了前 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6</li> <li>・ 中学生 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6</li> <li>・ 所得制限超過者 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6</li> </ul>

### <目的・事業内容>

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

### <支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学校修了前児童を養育している父母等

### <支給額>

児童の年齢	児童手当月額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

### <実績>

平成25年度

区分		児童手当	特例給付	施設入所	計	
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	22,457	372	0	22,829
		支給額(千円)	336,855	1,860	0	338,715
	非被用者	受給人員(延数)	6,535	55	185	6,775
		支給額(千円)	98,025	275	2,775	101,075
3歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	72,001	2,236	24	74,261
		支給額(千円)	771,885	11,180	240	783,305
	非被用者	受給人員(延数)	23,049	394	316	23,759
		支給額(千円)	249,055	1,970	3,160	254,185

小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	24,782	1,257	0	26,039
		支給額(千円)	247,820	6,285	0	254,105
	非被用者	受給人員(延数)	8,605	266	234	9,105
		支給額(千円)	86,050	1,330	2,340	89,720
計		受給人員(延数)	157,429	4,580	759	162,768
		支給額(千円)	1,789,690	22,900	8,515	1,821,105

平成26年度

区分		児童手当	特例給付	施設入所	計	
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	21,835	349	0	22,184
		支給額(千円)	327,525	1,745	0	329,270
	非被用者	受給人員(延数)	5,974	63	230	6,267
		支給額(千円)	89,610	315	3,450	93,375
3歳以上小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	72,653	2,023	24	74,700
		支給額(千円)	779,000	10,115	240	789,355
	非被用者	受給人員(延数)	22,099	404	328	22,831
		支給額(千円)	238,630	2,020	3,280	243,930
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	24,283	1,183	0	25,466
		支給額(千円)	242,830	5,915	0	248,745
	非被用者	受給人員(延数)	7,853	246	192	8,291
		支給額(千円)	78,530	1,230	1,920	81,680
計		受給人員(延数)	154,697	4,268	774	159,739
		支給額(千円)	1,756,125	21,340	8,890	1,786,355

平成27年度

区分		児童手当	特例給付	施設入所	計	
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	21,643	379	0	22,022
		支給額(千円)	324,645	1,895	0	326,540
	非被用者	受給人員(延数)	5,787	67	200	6,054
		支給額(千円)	86,805	335	3,000	90,140
3歳以上小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	72,229	2,066	14	74,399
		支給額(千円)	775,580	10,330	140	786,050
	非被用者	受給人員(延数)	21,149	402	353	21,904
		支給額(千円)	228,290	2,010	3,530	233,830
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	23,389	1,192	0	24,581
		支給額(千円)	233,890	5,960	0	239,850
	非被用者	受給人員(延数)	7,312	202	229	7,743
		支給額(千円)	73,120	1,010	2,290	76,420
計		受給人員(延数)	151,509	4,308	796	156,613
		支給額(千円)	1,722,330	21,540	8,960	1,752,830

(3) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国 1/3 市 2/3

<目的・事業内容>

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

### <支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童、又は20歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- ・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること

### <支給額>

区 分	全額支給	一部支給
1人目	42,330円	42,320円～9,990円
2人目	5,000円加算	
3人目以降	3,000円加算	

※平成28年4月現在支給額

### <実績>

年度	件数	23	24	25	26	27	原因別			
		1,682	1,661	1,644	1,616	1,576	離婚	遺棄	死亡	その他
新法	支給額 (千円)	787,356	769,468	757,514	739,335	733,259	1,367	0	11	198

※平成22年8月から父子家庭も対象となった。

## (4)母子生活支援施設事業

根拠法令等	児童福祉法第23条・第38条	所管課	児童家庭課
		負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

### <目的・事業内容>

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

### <実績>

年度		23	24	25	26	27
区分	世帯数(月平均)	83(7)	71(6)	54(5)	53(4)	25(2)
	人員(月平均)	217(18)	217(18)	168(14)	153(13)	63(5)
措置費(千円)		25,529	18,191	15,892	13,552	6,416

※市が措置したもの

※平成26年3月末大牟田市母子生活支援施設廃止。

## (5)助産施設

根拠法令等	児童福祉法第22条・第36条	所管課	児童家庭課
-------	----------------	-----	-------

### <目的・事業内容>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

### <施設の概要>

平成22年4月1日設置

名称	大牟田市立病院助産施設
所在地	大牟田市宝坂町2丁目19-1
定員	1名

※市が設置していた助産施設については、平成22年4月1日付で廃止

## (6) 児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所管課	児童家庭課
-------	-----------------	-----	-------

### <目的・事業内容>

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

### <実績>

#### ①内容別相談受付人数

相談内容		年度	23	24	25	26	27
養護相談	児童虐待		103	84	64	68	82
	その他		80	49	142	139	145
保健相談			3	2	0	0	0
障害相談			8	6	4	7	6
非行相談			2	4	8	10	11
育成相談	不登校		42	23	25	22	28
	その他		15	4	10	11	12
その他の相談			27	60	98	99	137
合 計			280	232	351	356	421

#### ②年齢別相談受付人数

年齢区分	年度	23	24	25	26	27
未就学児（0～3歳）		87	76	98	69	82
（4～6歳）		46	42	58	95	97
小学校低学年（1～3年生）		44	37	50	53	65
高学年（4～6年生）		34	37	39	50	56
中学生（12～15歳）		53	30	61	65	61
～18歳		16	10	45	24	60
合 計		280	232	351	356	421

#### ③対応延べ件数

区分	年度	25	26	27
電話対応		1,617	1,966	2,986
来庁		166	237	544
訪問		126	211	697
その他		355	331	497
合計		2,264	2,745	4,724

※②の合計受付人数を1年間に対応した延べ件数

## (7) 子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所管課	児童家庭課
-------	----------------	-----	-------

### <目的・事業内容>

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不相当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

<構成機関>

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校長会
大牟田市中・特別支援学校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
甘木山学園
福岡県弁護士会筑後部会
福岡法務局柳川支局
柳川人権擁護委員協議会
大牟田児童相談所
大牟田市障害者自立支援協議会相談支援部会
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

大牟田市子ども支援ネットワーク会議の開催回数

会議名 \ 年度	23	24	25	26	27
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	12	12	12	12	12
個別ケース検討会議	34	18	29	21	45

※実務者会議は、平成22年度までは、要保護児童定期検討会として2構成機関（児童相談所・市）で実施。

※平成23年度に実務者会議の位置づけを行う。

※平成25年度に実務者会議を3構成機関（児童相談所・教育委員会・市）とする。

## 5 母子父子寡婦福祉

### (1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条・第14条・第31条の6・第32条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

<母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分)>

資金名	貸付 限度額 (千円)	利息	23年度 貸付状況		24年度 貸付状況		25年度 貸付状況		26年度 貸付状況		27年度 貸付状況	
			件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
事業開始 資金	2,830	無利子 (1.5%)										
事業継続 資金	1,420	無利子 (1.5%)										

修学資金	高校	公立 18 私立 30	無利子	1	720	1	828		1	540		
	高等専門学校	公立 21 私立 32	無利子									
	大学	公立 45 私立 54	無利子								1	1,080
	その他	公立 30 私立 53	無利子	2	2,280				2	2,640		
修業資金	68 (460)	無利子										
就学支度資金	高校等 150 大学等 370	無利子	6	1,150	1	160	2	730	5	1,587		
住宅資金	1,500 (特別 2,000)	無利子 (1.5%)										
就職支度資金	100 (220)	無利子 (1.5%)										
技能習得資金	68 (460)	無利子 (1.5%)			1	1,080	1	1,080	2	2,760	1	410
生活資金	141 103	無利子 (1.5%)			1	1,080	1	1,080				
結婚資金	300	無利子 (1.5%)										
転宅資金	260	無利子 (1.5%)										
合計			9	4,150	4	3,148	4	2,890	10	7,527	2	1,490

※貸付限度額は、平成26年4月1日現在

※修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

※技能習得資金の（ ）金額は、自動車運転免許の場合

※就職支度資金の（ ）金額は、自動車購入の場合

※修学資金、修業資金、就学支度資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に1.5%の有利子。

※26年10月1日より父子家庭も対象となった。

## (2)ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

### <目的・事業内容>

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

### <支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者



<実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
国保	対象者	1,451	1,542	1,405	1,309	1,270
	件数	14,149	14,410	12,761	12,585	12,265
	金額(千円)	51,344	50,244	44,042	43,255	42,353
後期	対象者	0	0	0	0	2
	件数	-1	0	0	0	1
	金額(千円)	-4	0	0	0	0
社保	対象者	2,124	2,007	2,028	2,076	2,031
	件数	18,813	18,749	18,427	19,967	19,625
	金額(千円)	54,699	55,534	52,047	58,733	57,161
計	対象者	3,575	3,549	3,433	3,385	3,303
	件数	32,961	33,159	31,188	32,552	31,891
	金額(千円)	106,039	105,778	96,089	101,988	99,514

※平成20年9月末で、一人暮らしの寡婦対象外（平成22年9月末まで経過措置）

(3) 高等職業訓練促進給付金等事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・第31条の10 大牟田市高等職業訓練促進給付金等要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国3/4市1/4

<目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業。（平成28年度から、支給上限2年→3年）

<対象資格>

- ・ 看護師（准看護師を含む）
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士（平成28年4月1日追加）
- ・ その他市長が定めるもの（平成28年4月1日追加）

<実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
准看護師		17	17	15	19	20
看護師		2	2	0	1	3
介護福祉士		0	1	1	0	0
保育士		0	0	0	0	0
理学療法士		0	0	0	0	0
作業療法士		1	1	1	1	1
給付者合計		20	21	17	21	24
事業費 (千円)		28,173	27,809	18,646	22,132	25,518
給付者のうち卒業者数 (人)		8	13	8	10	10
給付者のうち資格取得者 (人)		8	13	8	10	10
給付者のうち就職者 (人)		7	12	7	10	9

#### (4) 自立支援教育訓練給付金事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・第31条の10 大牟田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国3/4 市1/4

##### <目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父が就職につながる能力開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業であり、平成24年度から実施。

##### <対象講座>

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座で、就労に結びつく可能性の高い講座

##### <実績>

区分	年度	24	25	26	27
対象講座の指定	(件)	1	0	0	1
給付金の支給	(件)	0	0	0	0
事業費	(千円)	0	0	0	0

## 6 母子医療事業

#### (1) 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第20条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

##### <目的・事業内容>

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

本市は保健所政令市のため従前から実施しているものであるが、平成25年度から権限委譲により市町村業務となったことに伴い、国1/2、市1/2の負担割合が国1/2、県1/4、市1/4となった。

##### <実績>

区分	年度	23	24	25	26	27
新規申請者数		26	16	21	20	17
出生時 体重	1,000g以下	7	1	1	3	2
	1,001～1,500g	7	4	5	8	5
	1,501～1,800g	5	3	6	2	4
	1,801～2,000g	3	6	7	6	3
	2,000g以上	4	2	2	1	3
金額(千円)		7,216	3,431	4,917	15,349	4,852

※金額には、支払事務手数料を含む。

#### (2) 妊娠高血圧症候群等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市10/10

### <目的・事業内容>

妊娠高血圧症候群や糖尿病等の妊産婦の療養に要する費用の一部を支給することで、経済的負担を軽減し、早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

7日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が1万5千円以下の世帯に属するものが対象となる。

### <実績>

年度 区分	23	24	25	26	27
申請者数	0	0	0	0	0

### (3) 育成医療

根拠法令等	障害者総合支援法 第54条、第58条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

### <目的・事業内容>

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

平成24年度までは、県への進達業務のみであったが、平成25年度から権限委譲により市町村業務となった。

### <実績>

年度 区分		23	24	25	26	27
申請件数		32	31	46	32	31
給付内訳	肢体不自由	6	2	5	3	2
	視覚障害	0	0	1	0	0
	聴覚・平衡機能障害	2	1	1	1	2
	音声・言語・そしゃく機能障害	14	18	28	19	19
	心臓機能障害	6	6	9	7	6
	腎臓機能障害	0	0	0	1	0
	その他	4	4	2	1	2
金額(千円)				1,425	8,037	1,567

※ 金額には、支払事務手数料、通信運搬費を含む。

### (4) 小児慢性特定疾病医療費助成

根拠法令等	児童福祉法 第19条の2	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

### <目的・事業内容>

小児期における特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、かつ医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなる。小児慢性特定疾病にかかっている児童等の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

区分		年度		23		24		25		26		27	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続		
申請件数		21	71	5	60	15	58	21	60	10	78		
給付内訳	悪性新生物	6	17	2	14	0	17	2	13	1	12		
	慢性腎疾患	1	4	0	2	2	2	1	4	0	4		
	慢性呼吸器疾患	0	1	0	0	1	0	2	1	0	3		
	慢性心疾患	1	3	0	3	2	3	1	5	1	8		
	内分泌疾患	5	16	2	17	7	14	12	14	5	25		
	膠原病	1	4	0	2	0	3	0	3	0	2		
	糖尿病	2	7	1	7	0	6	1	7	1	9		
	先天性代謝異常	2	3	0	4	1	4	0	4	0	4		
	血友病等血液免疫疾患	3	11	0	7	1	6	0	5	1	5		
	神経・筋疾患	0	3	0	2	1	1	1	2	0	3		
慢性消化器疾患	0	2	0	2	0	2	1	2	1	3			

(5)小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

根拠法令等	大牟田市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。平成25年度から実施。

<実績>

年度		25	26	27
区分	申請者数	0	1	1
	事業費(千円)	0	68	36

(6)不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし不妊の悩みの軽減を図る。平成16年4月から開始された。

指定医療機関によって行われた特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要した費用が対象で、助成回数や夫婦の合計所得に制限がある。平成28年1月から初回治療及び男性不妊治療の助成が拡充された。平成28年度以降は、治療開始時の妻の年齢が43歳以上の場合は助成対象外となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

年度		23	24	25	26	27
区分	申請件数	45	80	64	81	96
	初回加算(再掲)					5
	男性不妊治療(再掲)					2

## 7 母子健康診査事業

### (1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査 補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	平成24年度まで14回のうち5回分 が市10/10、9回分が国1/2市1/2 平成25年度から 市10/10

#### <目的・事業内容>

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

平成21年度から14回分の妊婦健康診査補助券を交付。妊婦健康診査補助券を利用できない地域での受診については、申請により一定の基準のもと補助金を交付している。

#### <実績>

区分		年度	23	24	25	26	27
委託医療機関	延受診回数		9,936	10,809	9,767	9,876	9,798
	委託料(千円)		69,110	80,411	72,793	74,470	73,641
委託医療機関以外 (里帰り先等)	延受診回数		118	100	138	235	147
	補助金(千円)		630	527	807	1,295	762

### (2) 乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12条、第13条第1項 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	所管課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	市10/10

#### <目的・事業内容>

乳幼児健康診査(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)を医療機関に委託して実施し、乳幼児の健康増進を図る。

#### <実績>

区分		年度	23	24	25	26	27
乳児	4か月児 健康診査	対象人員	843	821	870	780	785
		受診実人員	804	773	825	762	778
	10か月児 健康診査	対象人員	944	831	871	797	809
		受診実人員	866	741	797	765	785
	精密検査数		17	4	18	17	9
委託料(千円)		6,528	6,000	6,463	5,957	6,284	
幼児	1歳6か月児 健康診査	対象人員	919	919	814	890	767
		受診実人員	819	816	733	845	723
		精密検査数	11	6	8	2	11
		委託料(千円)	4,289	4,448	3,975	4,432	3,982
	3歳児 健康診査	対象人員	888	953	953	837	901
		受診実人員	751	807	828	769	831
		精密検査数	6	3	19	14	10
委託料(千円)		3,458	3,799	3,875	3,563	3,815	

### (3) 発達支援事業

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条第1項	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10

#### <目的・事業内容>

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発達遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月1回、予約制。
- ・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月5回、予約制。

#### <実績>

延受診者数

区分	年度				
	23	24	25	26	27
発達クリニック	120	125	136	98	95
ことばとこころの相談	123	142	148	132	120

## 8 母子保健指導事業

### (1) 母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条、第15条、第16条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所 ほか	負担割合	市10/10

#### <目的・事業内容>

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

平成24年度からは、3歳児歯科健診時に育児相談を実施している。

#### <実績>

区分	年度					
	23	24	25	26	27	
妊婦	妊娠届出数	837	877	798	833	792
	実人数	915	933	857	900	855
	延人数	971	996	921	958	906
産婦	実人数	232	250	246	251	203
	延人数	432	444	469	514	378
乳児	実人数	896	921	880	847	1,008
	健診の事後指導(再掲)	143	50	17	12	36
	延人数	1,447	1,470	1,324	1,319	1,211
幼児	実人数	430	470	1,149	1,009	1,039
	健診の事後指導(再掲)	132	96	68	70	69
	延人数	885	1,603	1,474	1,364	1,376
その他	実人数	91	122	136	85	85
	延人数	260	275	283	151	210
電話相談	延人数	819	627	977	919	1,448

## (2) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所 ほか	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行える環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

- ・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体験やマタニティーリラクゼーション、沐浴実習などを行う。
- ・ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月以上1歳未満の児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・健康教育等：子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話など、健康教育を実施している。

### <実績>

年度		23	24	25	26	27
区分	回数					
	参加人数					
パパママ専科	回数	3	3	3	3	3
	参加人数	86	120	89	105	76
ママのほっとスペース	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	144	306	239	201	211
赤ちゃん広場	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	526	428	419	405	304
健康教育等	回数	4	6	4	2	1
	参加人数	137	104	60	18	46

## (3) 妊娠期からのケアサポート事業

根拠法令等	児童福祉法 第6条の3 大牟田市妊娠期からのケアサポート事業実施要領	所管課	児童家庭課
-------	---------------------------------------	-----	-------

### <目的・事業内容>

市と県内医療機関等との連携体制の整備を行い、妊娠期から要支援者を把握し、早期に養育支援訪問等を行って育児不安の軽減等を図る。平成23年度から実施。

### <実績>

年度		23	24	25	26	27
区分	回数					
	参加人数					
医療機関からの依頼件数	妊婦	0	1	2	4	2
	産婦・新生児	11	25	43	30	26
医療機関への依頼件数	妊婦	1	2	2	0	0
	産婦・新生児	1	1	2	0	0

## (4) 訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11条、第17条、第19条 児童福祉法 第6条の3第4項、第5項	所管課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10 一部 国 1/3 県 1/3 市 1/3

### <目的・事業内容>

保健師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行う。

妊産婦及び乳児（概ね生後3か月まで）への訪問は、福岡県助産師会に委託して実施している。  
乳幼児健診の未受診者へは、嘱託職員が訪問している。

### <実績>

年度		23	24	25	26	27
妊 婦	実人員	8	6	10	1	4
	延人員	11	10	15	3	11
産 婦	実人員	531	536	591	493	424
	延人員	623	643	698	636	535
新生児 (未熟児を除く)	実人員	488	510	544	460	404
	延人員	523	571	599	548	410
未熟児	実人員	23	15	12	16	13
	延人員	30	16	15	21	16
乳 児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	63	41	70	68	41
	延人員	119	112	121	126	148
幼 児	実人員	266	276	217	212	176
	延人員	455	535	354	374	328
その他	実人員	35	40	27	10	19
	延人員	64	110	68	39	64

※そのほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

## 9 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

### (1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法 第10条、第12条、第13条第1項 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

歯の健康づくりとして、1歳6か月児、3歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図る。

### <実績>

年度		23	24	25	26	27
1歳6か月児	対象人数	924	927	815	865	773
	実人数	776	779	671	740	649
	延人数	848	856	728	819	697
3歳児	対象人数	891	953	924	834	890
	実人数	699	771	748	654	712



**(2) 歯科保健指導・相談事業等**

根拠法令等	母子保健法 第13条第1項 健康増進法 第4条、第7条 地域保健法 第6条 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

**<事業内容>**

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育及び歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

**<実績>**

延参加者数

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
妊婦歯科健康相談	724	847	704	619	573
乳幼児の歯育て教室	174	305	257	439	363
個別相談	100	319	318	299	308
歯科健康教育	18	70	45	110	60
フッ化物塗布	1,132	1,847	1,667	1,749	1,665
その他	1,290	1,316	1,205	1,357	1,232

※乳幼児の歯育て教室は、平成24年度からつどいの広場（えるる1階）にて実施。延参加者数は、保護者と児の合計数。

※フッ化物塗布は、1歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査、みんなの健康展にて行っている。（3歳児歯科健康診査での実施は、平成24年度から。）

※その他は「みんなの健康展」における歯みがき指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。

## 第5節 障害者（児）保健・福祉

### 1 障害者手帳

#### (1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

#### <目的・事業内容>

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

#### <対象者>

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

#### <実績>

##### ① 身体障害者手帳交付の状況

(平成28年3月31日現在)

区分		等級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害		274	276	48	54	77	66	795
聴覚平衡機能障害		56	153	100	113	7	243	672
音声・言語・そしゃく機能障害		17	12	54	36	—	—	119
肢体不自由		734	924	658	942	482	214	3,954
内部障害	心臓	864	14	276	312	—	—	1,466
	じん臓	459	3	5	2	—	—	469
	呼吸器	30	1	45	21	—	—	97
	ぼうこう・直腸	5	1	13	241	—	—	260
	小腸	1	0	1	0	—	—	2
	免疫	4	3	2	0	—	—	9
	肝臓	11	1	2	0	—	—	14
	小計	1,374	23	344	576	—	—	2,317
合計		2,455	1,388	1,204	1,721	566	523	7,857

※等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

##### ② 身体障害者手帳交付の推移

(各年度末現在)

区分		年度			
		24	25	26	27
視覚障害		847	850	820	795
聴覚平衡機能障害		688	693	693	672
音声・言語・そしゃく機能障害		120	122	121	119
肢体不自由		3,983	3,988	3,939	3,954
内部障害	心臓	1,422	1,410	1,419	1,466
	じん臓	416	437	451	469
	呼吸器	96	101	98	97
	ぼうこう・直腸	222	235	246	260
	小腸	3	3	2	2
	免疫	6	7	8	9
	肝臓	10	10	11	14
	小計	2,175	2,203	2,235	2,317
合計		7,813	7,856	7,808	7,857

## (2)療育手帳交付

根拠法令等	厚生省発児第156号厚生事務次官通知	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

### <目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、必要な援護を行うもの。

### <実績>

（各年度末現在）

年度	23	24	25	26	27
区分					
A（最重度・重度）	610	621	625	630	654
B（中度・軽度）	549	577	595	617	647
計	1,159	1,198	1,220	1,247	1,301

## (3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	—

### <目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

### <実績>

#### ① 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度	区分	男性	女性	合計
25	1級	71	56	127
	2級	318	319	637
	3級	114	74	188
	計	503	449	952
26	1級			133
	2級			703
	3級			203
	計			1,039
27	1級			138
	2級			761
	3級			215
	計			1,114

※改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成26年4月1日施行）により、性別区分が撤廃された。

#### ② 精神障害者在院患者数

（各年度末現在）

年度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
23	1,150	2	353	795	2,154
24	1,142	4	344	794	2,307
25	1,117	3	349	765	2,371
26	1,121	5	313	803	2,503
27	1,109	5	279	825	2,567

(4)福祉制度一覧表(1)

制度 障害等の種別 等級	公共料金などの割引・助成										税金			日常生活の援助		
	タクシー料金		鉄道運賃割引	バス運賃割引	国内線航空割引	NHK受信料		電話番号案内料の免除	有料道路の割引	携帯電話基本使用料等の割引	特別障害者控除	障害者控除	(軽)自動車取得税免除 (軽)自動車税免除	車いす貸出し	補装具	日常生活用具
	福祉タクシー利用券	一割引				全額免除	半額免除									
視 覚	1	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△
	5		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△
	6		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△
聴 覚・ 平 衡	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△
	5		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△
	6		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△
音 声 語 そ し ゃ く	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
肢 体 不 自 由	1	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	5		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	6		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
内 部	1	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△
知 的 障 害	A	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	○		△
	B		○	○	○	△	△		○		○		○	△	○	
精 神	1		△				△	△	○		○	○	△	○		
	2		△				△		○		○		○	○		
	3		△				△		○		○		○	○		
難 病													○	△	△	

○…… 対象      △…… 状況により対象

福祉制度一覧表(2)

制 度	障害等の種別 等級	サービス		社会参加			手当・年金等						医療の給付・助成					
		障害福祉サービス	地域生活支援事業	郵便不在者投票	自動車運転免許取得助成	自動車改造助成	障害基礎年金	扶養共済	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	腎臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療
														更生医療	精神通院医療	育成医療		
視 覚	1	△	△					△	△	△			△		△	△	△	
	2	△	△					△	△	△			△		△	△	△	
	3	△	△					△					△		△	△	△	
	4	△	△										△		△			
	5	△	△										△		△			
	6	△	△										△		△			
聴覚・ 平衡	2	△	△		△			△	△	△			△		△	△	△	
	3	△	△		△			△	△				△		△	△	△	
	4	△	△		△								△		△			
	5	△	△										△		△			
	6	△	△										△		△			
音声 言語 そしゃく	3	△	△		△			△	△				△		△	△	△	
	4	△	△		△								△		△		△	
肢 体 不 自 由	1	△	△	△	△	△		△	△	△			△		△	△	△	
	2	△	△	△	△	△		△	△	△			△		△	△	△	
	3	△	△		△	△		△	△				△		△	△	△	
	4	△	△		△	△							△		△		△	
	5	△	△			△							△		△			
	6	△	△			△							△		△			
内 部	1	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△	△	△	△	
	2	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△	△	△	△	
	3	△	△	△	△			△	△			△	△	△	△	△	△	
	4	△	△		△							△	△	△				
知 的 障 害	A	△	△		△			△	△	△			△			△	△	
	B	△	△		△			△					△			△		
精 神	1	△	△					△	△	△				△		△	△	
	2	△	△					△						△			△	
	3	△	△					△						△				
難病		△	△										△					

○…… 対象      △…… 状況により対象

## 2 障害者福祉施策

### (1)障害支援区分認定

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	国 1/2, 市 1/2

#### <目的・事業内容>

介護給付等の受給を希望する障害者が障害支援区分の認定を受けるため、支援区分の調査及び審査を行う。

#### <実績>

区分	23	24	25	26	27
認定件数 (件)	337	382	227	354	367
審査会開催回数 (回)	20	19	12	19	18

### (2)介護給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

#### <目的・事業内容>

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

#### <実績>

区分	年度	23	24	25	26	27
ホームヘルプ	利用時間 (延)	67,009	66,297	70,818	73,534	77,275
	事業費 (千円)	247,298	275,116	295,009	302,359	314,476
短期入所	利用日数 (延)	930	1,364	1,004	1,146	1,201
	事業費 (千円)	8,337	10,827	8,965	10,120	12,579
重度訪問介護	利用時間 (延)	3,174	3,969	4,558	4,466	4,448
	事業費 (千円)	7,136	9,612	11,245	10,443	11,927
行動援護	利用時間 (延)	12	1	72	248	213
	事業費 (千円)	40	5	284	991	907
同行援護	利用時間 (延)	3,986	10,526	11,389	11,607	13,699
	事業費 (千円)	8,299	25,632	29,389	31,374	46,221
療養介護	利用人数 (延)	68	326	317	318	331
	事業費 (千円)	17,739	82,590	83,236	84,674	86,824
生活介護	利用回数 (延)	49,006	84,891	88,527	89,287	91,706
	事業費 (千円)	453,195	728,923	774,133	835,550	861,300
施設入所支援	利用人数 (延)	1,886	2,915	2,914	2,928	2878
	事業費 (千円)	163,876	273,417	280,400	295,781	287,131
ケアホーム	利用人数 (延)	288	561	693	61	—
	事業費 (千円)	29,009	69,337	87,437	9,488	—

※平成23年10月から障害者自立支援法に基づき同行援護を追加

※平成26年4月からケアホームとグループホームをグループホームへ一元化

### (3) 訓練等給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

#### <目的・事業内容>

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

#### <実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
自立訓練	利用回数(延)	1,196	10,482	10,073	8,366	10,580
	事業費(千円)	7,632	57,857	57,486	48,847	64,247
就労移行支援	利用回数(延)	7,799	7,363	8,228	7,611	10,006
	事業費(千円)	66,387	62,279	71,634	68,339	90,563
就労継続支援	利用回数(延)	29,516	48,956	49,668	55,759	69,730
	事業費(千円)	145,285	288,586	339,020	382,872	476,091
グループホーム	利用回数(延)	220	489	490	1,188	40,460
	事業費(千円)	13,898	16,513	33,580	126,772	167,160

※平成26年4月からケアホームとグループホームをグループホームへ一元化

### (4) 障害者入所系支援施設の利用状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

#### <目的・事業内容>

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

#### <施設概要>

(平成28年3月31日現在)

種別	利用数(人)	利用施設数
施設入所支援	240	60 施設
グループホーム	115	52 施設
合計	355	112 施設

### (5) 地域相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

#### <目的・事業内容>

障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

<実績>

区分		年度			
		24	25	26	27
地域移行支援	利用人数 (延)	0	0	0	0
	事業費 (千円)	0	0	0	0
地域定着支援	利用人数 (延)	0	13	2	0
	事業費 (千円)	0	94	6	0

※平成24年4月から開始

(6) 計画相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害者（児）の自立した生活を支え障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

<実績>

区分		年度			
		24	25	26	27
計画相談支援	利用人数 (延)	11	605	1,166	1,744
	事業費 (千円)	168	9,878	19,894	31,909

※平成24年4月から開始

(7) 障害児通所給付

根拠法令等	児童福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

<目的・事業内容>

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、就学中の障害児に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援などを行う。

<実績>

区分		年度			
		24	25	26	27
児童発達支援	利用日数 (延)	3,599	4,353	4,432	5,111
	事業費 (千円)	39,817	49,830	50,945	57,754
放課後等 デイサービス	利用日数 (延)	2,699	3,831	5,460	8,996
	事業費 (千円)	23,458	34,461	48,430	79,659
保育所等訪問支援	利用日数 (延)	42	49	76	19
	事業費 (千円)	377	444	741	235

※平成24年4月から開始

(8) 障害児相談支援給付

根拠法令等	児童福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4



### <目的・事業内容>

障害児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害児の自立した生活を支え障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

### <実績>

区分		年度			
		24	25	26	27
障害児相談支援	利用人数(延)	4	70	236	125
	事業費(千円)	67	1,290	3,954	5,070

※平成24年4月から開始

### (9)補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

### <目的・事業内容>

障害により失われた身体機能を補完又は代替し、身体障害者(児)の日常生活の向上を図ることを目的として、交付や修理を行う。

### <実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
補聴器	交付件数	47	47	59	43	34
	修理件数	18	12	14	12	15
	金額(千円)	3,312	3,367	3,763	2,460	2,167
義肢	交付件数	13	5	11	2	6
	修理件数	12	14	13	13	14
	金額(千円)	7,063	3,834	6,074	3,752	3,766
車椅子	交付件数	25	29	31	26	14
	修理件数	38	51	54	55	30
	金額(千円)	5,863	7,516	7,427	7,458	4,033
装具	交付件数	33	41	37	30	51
	修理件数	17	11	7	20	17
	金額(千円)	3,662	3,567	2,932	3,402	3,159
安全杖	交付件数	17	15	14	17	8
	修理件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	68	61	62	81	35
その他	交付件数	20	22	18	26	26
	修理件数	26	4	13	12	15
	金額(千円)	4,336	3,146	5,215	3,123	3,130
計	交付件数	155	159	170	144	140
	修理件数	111	92	101	112	91
	金額(千円)	24,304	21,491	25,473	20,276	16,290

### (10)軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

根拠法令等	福岡県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要綱、大牟田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県1/2, 市1/2

**<目的・事業内容>**

18歳未満の児童で、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援することを目的として、補聴器の購入費用を一部助成する。

**<実績>**

年度	26	27
区分		
交付件数	1	1
金額(千円)	37	74

※平成26年10月から開始

**(11)更生医療の給付**

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

**<目的・事業内容>**

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

**<実績>**

年度		23	24	25	26	27
じん臓	件数	4,628	4,929	5,518	5,528	5,908
	金額(千円)	284,478	302,461	280,100	307,833	309,240
心臓	件数	111	96	72	61	74
	金額(千円)	18,042	24,641	22,890	24,494	20,462
その他	件数	80	72	66	71	83
	金額(千円)	10,918	11,839	6,539	5,806	15,275
計	件数	4,819	5,097	5,656	5,660	6,065
	金額(千円)	313,438	338,941	309,529	338,133	344,977

**(12)療養介護医療の給付**

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

**<目的・事業内容>**

医療と常時介護を必要とする場合に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。そのうち医療に係るものを療養介護医療として給付する。

**<実績>**

年度		23	24	25	26	27
療養介護医療	利用人数(延)	68	325	318	314	334
	金額(千円)	3,606	22,712	22,340	22,582	23,831

### (13)相談支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市10/10

#### <目的・事業内容>

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

#### <実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
利用件数(延数)	12,858	12,155	15,778	11,736	12,191
事業費(千円)	20,309	20,309	20,309	20,309	20,809
事業所数	4	4	4	3	4

### (14)移動支援事業

#### ①移動支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

#### <目的・事業内容>

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

#### <実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延利用時間	20,077	17,111	21,306	21,258	28,763
事業費(千円)	48,435	43,001	49,434	56,894	68,300

#### ②身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市10/10

#### <目的・事業内容>

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

#### <実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延利用時間	246	275	297	231	194
事業費(千円)	320	358	387	300	252

**(15)コミュニケーション支援事業**

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

**<目的・事業内容>**

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

**<実績>**

要約筆記奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延派遣回数	12	10	8	5	1
事業費 (千円)	58	63	32	59	23

手話奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延派遣回数	238	232	228	206	233
事業費 (千円)	449	477	411	396	408

手話通訳者配置事業

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
配置時間	1,100	1,105	1,095	1,094	1,092
事業費 (千円)	1,108	1,226	1,212	1,212	1,210

**(16)地域活動支援センター事業**

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当 障害サービス担当	負担割合	基礎的事業分 (市 10/10) , 機能強化事業分 (国 1/2, 県 1/4, 市 1/4)

**<目的・事業内容>**

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

**<実績 I型>**

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延利用回数 (延登録者数)	25,059	29,134	13,720	11,104	10,710
事業費 (千円)	18,720	18,720	18,720	18,720	19,520
事業所数	2	2	2	2	2

**<実績 II型>**

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延利用回数 (延登録者数)	0	0	1,910	2,137	1,961
事業費 (千円)	0	0	7,100	7,100	7,300
事業所数	0	0	1	1	1

**<実績 III型>**

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延利用回数 (延登録者数)	4,952	5,183	3,271	3,436	3,318
事業費 (千円)	17,700	17,700	11,800	11,800	11,800
事業所数	3	3	2	2	2

**(17)日常生活用具給付事業**

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

**<目的・事業内容>**

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

**<実績>**

(単位:件)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
特殊寝台	5	5	6	4	2
盲人用時計	7	6	6	9	6
視覚障害者用ポータブルレコーダー	7	9	10	4	3
入浴補助用具	2	11	8	9	7
聴覚障害者用屋内信号装置	8	1	3	2	1
聴覚障害者用通信装置	4	1	5	2	2
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	2,662	2,742	2,667	2,786	2,736
その他	51	62	38	53	28
合計	2,746	2,837	2,743	2,869	2,785
事業費 (千円)	30,312	30,964	29,903	30,193	29,025

**(18)日中一時支援事業**

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

**<目的・事業内容>**

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

**<実績>**

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延利用回数	5,062	5,686	4,707	4,390	4,541
事業費 (千円)	12,925	13,646	11,516	11,266	11,153

**(19)福祉ホーム事業**

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

### <目的・事業内容>

低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

### <実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
延利用回数	48	48	48	48	48
事業費(千円)	1,838	1,838	1,838	1,838	2,067

## (20)社会参加促進事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

### <目的・事業内容>

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

### <実績>

事業名 \ 年度	23	24	25	26	27
点訳奉仕員養成事業	143	143	143	143	143
朗読奉仕員養成事業	127	127	127	127	127
要約筆記奉仕員養成事業	652	475	652	—	—
手話奉仕員養成事業	554	554	554	449	508
点字・声の広報等発行事業	483	629	629	629	629
自動車運転免許取得・改造助成事業	540	340	373	90	180
生活訓練事業	454	454	454	319	514
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	360	360	360	360	360
福祉機器リサイクル事業	0	21	25	—	25
入院時生活支援事業	44	9	38	0	4
合計(千円)	3,619	3,180	3,289	2,703	2,133

## (21)訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

### <目的・事業内容>

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

### <実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
利用件数(延数)	142	119	105	31	87
業費(千円)	1,268	1,074	945	280	785

## (22)更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

### <目的・事業内容>

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

### <実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
利用件数 (延人数)	86	12	18	24	25
事業費 (千円)	248	39	44	61	73

## (23)巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

### <目的・事業内容>

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者 (児) の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

### <実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
相談延べ件数	41	31	33	23	29

## (24)福祉タクシー料金助成事業

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部 (基本料金) を助成することにより日常生活の利便を図る。

### <実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
交付人員	328	306	289	264	283
交付延枚数	3,744	3,495	3,302	3,001	6,220
利用延枚数	3,022	2,759	2,656	2,455	4,856
事業費 (千円)	1,870	1,707	1,643	1,565	3,098

## (25)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	① 大牟田市身体障害者相談員設置要綱 ② 大牟田市知的障害者相談員設置要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

**<目的・事業概要>**

市長より委託を受けた障害当事者や知的障害に精通した者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

**<身体障害者相談員名簿>**

(任期 平成27年4月～平成30年3月)

区分	氏名	電話	FAX	備考
市	有松 由里子	54-7212		全般
	大場 和正	58-7320		〃
	幸田 義勝	57-8002		〃
	長井 直子	52-8655		〃
	西山 裕秀	090-9492-2711		〃
	松尾 サダ子	56-1642		〃
	本木 正敏		43-3327	聴覚

**<知的障害者相談員名簿>**

(任期 平成27年4月～平成30年3月)

区分	氏名	電話
市	鬼塚 賢慈	51-1158
	木村 香代子	56-4092
	増田 佳子	56-3308

**(26)外国人福祉手当**

根拠法令等	大牟田市外国人障害者福祉手当支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市10/10

**<目的・事業内容>**

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

**<実績>**

区分 \ 年度	22	23	24	25	26	27
支給人員	1	1	1	1	1	1
支給額(千円)	120	120	120	51	52	51

**(27)大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況**

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—

**<目的・事業内容>**

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

**<施設の概要>**

所在地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135 m <sup>2</sup>
建築面積	1,582.04 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開設	昭和59年11月



**<利用状況>**

区分		年度				
		23	24	25	26	27
開館日数(日)		295	295	293	294	293
利用者	障害者(人)	14,092	13,322	12,569	12,213	12,795
	その他(人)	38,549	37,344	34,942	35,791	33,669
	計(人)	52,641	50,666	47,511	48,004	46,464
障害者利用率(%)		26.7	26.2	26.5	25.4	27.5

※利用者数は、ふれあいパラリンピック&サン・アビまつり等への参加者を含む

**(28)扶養共済制度掛金扶助**

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

**<目的・事業内容>**

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

**<実績>**

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分		年度				
		23	24	25	26	27
加入世帯数(延)		132	120	116	72	36
扶助世帯数(延)		48	48	42	28	12
扶助料(千円)		198	229	191	125	70

**(29)重度障害者医療**

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

**<目的・事業内容>**

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

**<支給対象者>**

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所を有するもの
- ・小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- ・生活保護法による医療扶助を受けていないこと
- ・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

**<実績>**

区分		年度				
		23	24	25	26	27
国保	対象者	813	822	776	752	744
	件数	18,319	17,663	17,000	17,167	17,145
	金額(千円)	153,750	147,553	153,310	145,133	129,961

後期	対象者	2,351	2,400	2,374	2,302	2,317
	件数	51,987	51,568	52,030	53,841	54,308
	金額(千円)	217,322	210,981	205,593	204,112	201,739
社保	対象者	402	289	293	319	296
	件数	7,244	6,215	6,421	6,017	5,919
	金額(千円)	71,306	60,862	63,685	60,925	46,250
計	対象者	3,566	3,511	3,443	3,373	3,357
	件数	77,550	75,446	75,451	77,025	77,372
	金額(千円)	442,378	419,396	422,588	410,170	377,950

### (30)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国3/4,市1/4

#### <目的・事業内容>

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

#### <支給対象者>

- ・精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であるもの

#### <実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
支給 人員	特別障害者手当	1,319	1,332	1,400	1,343	1,362
	障害児福祉手当	568	642	725	738	689
	福祉手当(経過措置分)	251	240	240	230	209
	計	2,138	2,214	2,365	2,311	2,260
支給額(千円)		46,507	47,597	50,428	48,630	49,070

※人員は延人員

### (31)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	—(県が支給)

#### <目的・事業内容>

精神または身体が障害の状態(法令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

#### <支給対象者>

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を監護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

#### <実績>

(手当支給停止者を除く。平成28年3月31日現在)

年度	23	24	25	26	27
支給人員	164	177	165	171	179

### (32)大牟田市障害者自立支援協議会の運営

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者自立支援協議会を設置している。

協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、住居確保、就労、登下校支援などの課題ごとにプロジェクト会議を設置して、障害者福祉に関する困難事例の解決や地域の課題抽出とその改善を目指した活動を行っている。

## 3 精神保健福祉

### (1)精神保健福祉相談・訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	基本は県

#### <目的・事業内容>

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

#### <実 績>

##### ①精神保健相談の状況

年 度	精 神 保 健 相 談								
	実人員	延 人 員							
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
23	102	287	4	189	15	0	4	18	57
24	147	440	19	258	30	0	3	53	77
25	132	411	25	146	28	0	5	73	134
26	163	503	53	198	15	5	11	33	188
27	167	389	26	169	17	5	6	68	98

##### ②精神保健訪問指導の状況

年 度	精 神 保 健 訪 問 指 導					
	実人員	延 人 員				
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
23	64	139	2	46	11	80
24	40	112	2	46	9	55
25	58	272	18	56	10	188
26	84	162	20	40	6	96
27	86	207	9	72	5	121

##### ③心の健康相談

年度	23	24	25	26	27
区分					
相談延人員	14 (4)	35 (7)	32 (3)	21 (4)	18 (1)

※ ( ) 内は、酒害相談を内数で示す。

## (2)精神障害の広報啓発事業

### ①自殺対策緊急強化事業

根拠法令等	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、 地域自殺対策強化事業実施要綱等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	県 10/10、3/4、1/2 (事業内容による)

#### ア. 講演会・講座

「こころイキイキ講座」を5回1クールで、5回全てに参加できる10～15人を対象に実施。  
【参加延人数】 30人

「こころイキイキ講座」の昨年度参加者の復習編を1回実施。  
【参加実人数】 6人

「ぐっすり眠るしあわせ～子どもの睡眠障害がもたらす影響～」をテーマに子どもを持つ保護者や児童、生徒・学校関係者などを対象に講演会を実施。  
【参加者数】 260人

#### イ. いのちの相談窓口（H28年3月より「こころリフレッシュ相談」に改称）

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】 27人

## 第6節 社会・勤労者福祉

### 1 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

#### (1) 戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

#### <目的・事業内容>

戦傷病者戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

#### <実績>

平成27年度は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十二回・第二十七回特別給付金）、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十回特別弔慰金）の請求受付及び交付を行った。

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、JR乗車券交付等）	2	1	3	1	4
特別弔慰金	13	7	0	0	768
特別給付金	8	8	36	6	2
恩給及び援護関係相談	約 500	約 500	約 500	約 500	約 500

#### (2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等	—	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年11月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

#### <実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
戦没者数（柱）	1,522	1,392	1,318	1,314	1,267
戦災死没者数（柱）	179	171	166	160	152
遺族参加者数	354	361	358	286	331

※ 平成24年度より一般参列も始める。

#### (3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者給付金等支給法 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者留守家族等援護法 未帰還者に関する特別措置法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

### <目的・事業内容>

引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族に対して法律の定めるところにより、給付金又は特別交付金を支給する。また、未帰還者留守家族等援護法等により、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてその留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

## 2 災害弔慰金

### (1) 災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害援護資金の貸付は国 2/3 県 1/3)

### <目的・事業内容>

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

### <支給対象>

- ① 災害弔慰金の支給対象  
県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、市内において5世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族
  - ② 災害障害見舞金の支給対象  
県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、市内において5世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民
  - ③ 災害援護資金の貸付対象
    - ・県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主
    - ・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項に掲げる所得要件に該当する者
- ※本市において、平成19年度から平成27年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

### (2) 災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

本市の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう）の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

### <支給対象>

- ① 災害見舞金の支給対象
  - ・災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
  - ・現に居住している建物が被害を受けた者
  - ・災害により重傷を負った者

② 災害弔慰金の支給対象

- ・災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- ・災害により死亡、行方不明になった者の遺族
- ・支給条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条に規定する災害弔慰金又は同条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けていないこと

<実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
災害見舞金	支給対象世帯	10	14	4	11	10
	金額(千円)	410	517	138	403	526
災害弔慰金	支給対象者	4	4	0	3	3
	金額(千円)	400	400	0	300	300

### 3 日本赤十字社事業

平成22年度より27年度まで、大牟田市社会福祉協議会に委託を行っていたが、平成28年度より市で、次の事業を推進している。

#### (1) 日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

赤十字社では、災害救護活動をはじめ、医療事業、血液事業、社会福祉事業などの諸事業を展開している。赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深めるとともに、財政的支援基盤の強化のため、毎年5月の「赤十字社員増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

<実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
目標額(円)		10,968,000	10,786,000	10,647,000	10,482,200	10,328,000
達成額(円)		9,474,787	8,874,984	8,603,489	8,247,548	7,980,046
達成率(%)		86.4	82.3	80.8	78.7	77.3

※地域での募集体制の変化等により、近年は目標を達成できない状況である。

#### (2) 各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習及び献血と命の大切さを学ぶ「青少年献血セミナー」を広く実施している。

<実績>

平成27年度は、2学童保育所(高取・中友)の児童(57名)、指導員(4名)を対象に青少年献血セミナーを実施した。

### (3) 災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

#### <目的・事業内容>

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット）を配付する。

#### <実績>

平成27年度は、被災世帯9世帯に対して救援物資を配付した。

### (4) 災害救護業務

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

#### <実績>

災害義援金名称	義援金額（円）
長野県神城断層地震災害義援金	628
2015年南太平洋サイクロン救援金	500
2015年ネパール地震救援金	153,531
屋久島町口永良部島新岳噴火災害義援金	22,465
平成27年台風第18号等大雨災害義援金	243,571
平成27年台風第21号与那国町災害義援金	20,048
2016台湾地震救援金	535
東日本大震災義援金（H23.3～H28.3月末累計）	121,519,194

※ 災害義援金等の募集及び実績報告、報道発表等17回。義援金等送金12回。

### (5) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	—

#### <目的・事業内容>

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

#### <実績>

区分	献血申込者数（人）			400ml 献血者数（人）			不適者数（人）
	男	女	計	男	女	計	
地域	1,134	867	2,001	1,039	724	1,763	238
職域	1,206	338	1,544	1,134	255	1,389	155
学域	352	106	458	313	88	401	57
街頭	766	546	1,312	720	429	1,149	163
計	3,458	1,857	5,315	3,206	1,496	4,702	613

※ 平成27年度の献血者数は、前年度と比較して176人増加している。



## 4 勤労者福祉

### (1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所管課	福祉課
相談窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

#### ① 労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法律的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐなど、問題の解決に向け対応した。

#### <対象者>

中小企業の勤労者等

#### <実績>

相談内容・件数	23	24	25	26	27
退職に関する事	2	2	2	0	0
解雇に関する事	1	3	2	1	0
求職に関する事	19	15	12	2	3
労働条件に関する事	2	2	3	1	1
生活・融資に関する事	10	8	1	0	0
休業補償に関する事	0	2	0	0	0
雇用保険に関する事	2	1	0	0	0
職場環境に関する事	0	0	1	0	0
その他	3	8	7	1	0
計	39	41	28	5	4

#### ② 子育て女性等就業相談(県との共催)

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

#### <実績>

年度	23	24	25	26	27
相談件数	15	12	9	10	9

#### ③ 労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

### (2) 雇用対策

根拠法令等	—	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

#### ① 雇用対策基金事業の実施

国の交付金を財源とした都道府県の補助による緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施し、離職者等の雇用の場の創出を図った。

## <実績>

区 分	年 度	23	24	25	26	27 (26年度継続)
	緊急雇用創出事業	事業実施数(事業)	12	8	6	4
新規雇用者数(人)		52	47	17	7	6

※ 緊急雇用創出事業は、平成21年度より実施

※ 新規雇用者数は、延人数で、中途退職者も含む。

### ② 大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

- ・大牟田公共職業安定所
- ・大牟田労働基準監督署
- ・福岡県筑後労働者支援事務所
- ・大牟田高等技術専門校
- ・大牟田商工会議所
- ・連合福岡南筑後地域協議会
- ・大牟田市

### <事業内容・実績>

- ・大牟田市ホームページでの企業情報「16ポマト」の情報提供
- ・求人情報の提供（ハローワークインターネット求人情報の課内掲示）
- ・障害者・高齢者雇用促進のため優良事業所の表彰
- ・技能功労者・青年技能優秀者の表彰
- ・子育て女性等就業相談会の開催
- ・若年者就職活動実践セミナーの開催
- ・みやま・大牟田地区みんなの労働相談会の開催
- ・労働に関する諸情報の広報
- ・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の開催
- ・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の開催

### (3) 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	県10/10

### <目的・事業内容>

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学することが困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成14年度開始）。

- ① 支給対象者は次の全てに該当する人
  - ・本人若しくは保護者が市内に居住し、27年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは27年度に高等学校を中退した人
  - ・要綱に掲げる専修学校等に28年4月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
  - ・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
  - ・次のいずれかに該当する世帯
    - 生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯
  - ・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人
- ② 市内の主な対象校
  - ・大牟田医師会看護専門学校 看護高等課程・准看護科
  - ・専修学校紫苑学院 家政一般課程・洋裁科
  - ・専修学校麗学園 家政一般課程・洋裁本科

③ 貸付金額及び期間

- ・入校支度金…100,000円
- ・修学資金(月額)…専門課程53,000円、  
その他の課程等(高等課程、一般課程、各種学校)30,000円
- ・貸付の期間は、修学年限

④ 返還について

- ・無利息
- ・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
- ・期間は、貸し付け年限の3倍以内の期間(最長12年)

<実績>

年度	23	24	25	26	27
貸付件数・金額					
新規(件)	2	1	1	1	2
継続(件)	1	2	0	0	1
貸付金額(千円)	1,280	1,150	418	460	1,280

(4)大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 社会・勤労福祉担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

<施設概要>

開設年月日	昭和53年6月2日
敷地面積	2,313.85 m <sup>2</sup>
建築面積	1,212.77 m <sup>2</sup>
建築延面積	3,298.80 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート3階建(一部4階)
主な施設	中ホール(200人) 研修室(50人) 講習室(30人×2室) 会議室(30人、10人) 和室(10人×2室)
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

<実績>

年度	23	24	25	26	27
区分					
利用延人数(人)	36,893	37,696	28,804	30,422	28,691
使用料(千円)	8,404	8,697	7,709	7,424	6,627
利用件数(件)	966	884	741	685	635

## 第7節 生活保護

### 1 生活保護

#### (1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 3/4 市 1/4

#### <目的・事業内容>

憲法第25条に規定されている国民の生存権保障の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### ①生活保護の概要

##### 保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）、その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、初めて実施される。

##### 保護の種類と実施手続き

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助があり、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、福祉事務所保護課で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果に基づき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等に当たる。

##### 生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等に分けて厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。大牟田市は2級地-2で標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)の生活扶助基準は141,000円となる。(平成27年4月1日改正:対前年度比97.3%)

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達に基づき行う。

#### ②生活保護の動向

##### これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和39年度をピークとし、その後減少傾向であったが、昭和52年度からは長引く経済不況の影響で増加に転じ、特に昭和57年度から昭和60年度までは急増した。その後、減少傾向が続いたが、平成9年3月の三池炭鉱の閉山により、社会、経済状況が厳しい状況となり、平成9年度から平成15年度まで増加傾向となり、平成16年度からは微増であった。しかし、平成21年度からは世界的な金融危機の影響で、平成24年度まで急増し、平成25年度からは被保護世帯数は微増であるが、人員はわずかに減少した。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和51年度28.3%、昭和61年度20.6%、平成13年度10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

## 平成27年度の世帯の状況

被保護世帯数、被保護者人員ともに26年度に比べて減少している。被保護者人員は3年連続で減少していて、被保護世帯数とともに前年度を下回ったのは19年度以来である。また、保護廃止世帯数・人員がともに保護開始世帯数・人員を上回った。

保護率は、人口千人に対し約37.3人で、県平均の24.5人（平成28年3月生活保護速報、町村別保護状況）、全国平均17.1人（平成28年3月被保護者調査速報）と比較すれば高い率を示しているが、ここ3年間はほぼ横ばいである。

世帯類型は、高齢者世帯が54.0%と26年度に続き被保護世帯の半数を超え、傷病障害者世帯25.3%、その他の世帯15.9%、母子世帯4.8%の順で構成されている。保護廃止理由については死亡が44.8%と依然として主要因となっている。

## <実績>

### 生活保護の年度推移

#### 保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区 分		年 度				
		23	24	25	26	27
相 談		1,257	1,085	915	921	848
再 掲	助言指導等	349	264	279	210	239
	申請書交付	544	457	338	392	342
	申請書受理	364	364	298	319	267
申 請		364	364	298	319	267
却 下		5	16	9	4	4
開 始	世帯数	349	325	270	313	246
	人員	543	455	390	423	347
廃 止	世帯数	263	264	266	285	290
	人員	364	358	365	367	368

#### 保護の世帯数人員の推移（23年度は医療扶助数の変更あり） ※世帯数・人員は年度の月平均

区 分		年 度				
		23	24	25	26	27
生活扶助	世帯数	2,704	2,787	2,809	2,847	2,901
	人員	3,904	3,975	3,955	3,945	3,965
住宅扶助	世帯数	2,445	2,517	2,544	2,561	2,576
	人員	3,441	3,518	3,509	3,464	3,462
教育扶助	世帯数	163	171	172	167	153
	人員	260	269	267	259	239
介護扶助	世帯数	479	501	509	540	585
	人員	500	520	523	556	606
医療扶助	世帯数	2,885	2,939	2,960	2,952	2,927
	人員	3,730	3,770	3,755	3,728	3,659
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	82	69	68	68	75
	人員	96	89	80	79	83
葬祭扶助	世帯数	8	10	10	11	7
	人員	8	10	10	11	7
計	世帯数	3,187	3,252	3,284	3,307	3,296
	人員	4,473	4,519	4,509	4,474	4,398
保護率	(%)	36.2	36.9	37.3	37.4	37.3

保護費の推移

(単位 千円)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
生活扶助	2,201,508	2,263,975	2,217,469	2,237,761	2,140,222
住宅扶助	698,772	726,801	737,296	749,762	749,536
教育扶助	30,025	31,059	30,902	30,480	32,521
介護扶助	91,514	89,344	85,020	88,994	90,693
医療扶助	4,593,600	4,599,881	4,634,614	4,451,832	4,513,530
出産扶助	2,866	3,894	4,231	2,906	2,994
生業扶助	16,873	15,204	15,402	13,745	15,190
葬祭扶助	17,880	22,210	20,108	23,828	21,832
就労自立給付金	—	—	—	1,098	539
保護施設事務費	6,345	4,079	3,015	1,803	1,831
計	7,659,383	7,756,447	7,748,057	7,602,209	7,568,888

(2) 自立支援プログラムに基づく支援事業

<目的・事業内容>

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として、ケースワーカーが個々に行っていた自立のための支援を、自立支援プログラム事業として組織的に実施するもの。

就労支援事業としては、ハローワークとの連携で就労支援チームを結成し、一般求職者以上の求職ができるよう支援を図るとともに、所内では専任の就労支援相談員を配置し、これまでのケースワーカーによる就労指導では就労に結びつけることができなかつた被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識等の向上支援を行なう。

① 就労支援事業

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

平成17年9月から、所内の就労支援検討会議で選定した保護受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援を実施する。

イ 大牟田市被保護者就労支援事業

平成18年8月から、専任の支援相談員を配置し、就職情報の提供や就労活動に必要な助言や支援を行う。就労指導が必要な保護受給者を対象に、就労支援検討会議で選定し支援する。

② 被保護者就労準備支援事業

平成20年11月から、市内の介護施設・障害者施設等での介護・福祉の仕事を体験することによって社会参加及び日常生活の自立、そして就労意欲を高めることを支援する事業。平成22年10月からは、農作業による就労体験事業を新たに追加して農業に詳しい方々から指導を受けながら、野菜栽培や収穫等の作業を行うことで就労意欲を喚起し、社会的自立や就労自立へのきっかけを見いだして自立への支援としている。平成27年度から事業名を改称。

③ 精神障害者等地域移行支援事業

平成20年10月から、専門の支援相談員を配置し、精神疾患等により医療機関に長期入院している者のうち、症状が安定している者に対し、受け入れ条件を整備し地域社会生活への移行を支援する。

④ 多重債務者対策支援事業

多重債務者対策プログラム実施要領に基づき、多重債務等の借金問題を抱える被保護者の生活再建支援を目的とし、プログラム参加の意思確認のとれた被保護者と同行し、消費生活専門相談員との面談につなげる。

<実績>

①就労開始者の推移

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
就労支援対象者 (人)	26	37	42	32	36
就労開始者 (人)	16	26	31	18	16

イ 大牟田市被保護者就労支援事業

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
就労支援対象者 (人)	6	15	12	8	16
就労開始者 (人)	2	2	3	1	1

②③④支援者数 (人)

事業名	プログラム名	年度	23	24	25	26	27
		区分					
②被保護者就労準備支援事業 (就労意欲喚起等支援事業)	i 動物園就労体験	支援者数	30	13	—	—	—
	ii 障害者施設 就労体験	支援者数	10	3	2	0	0
	iii 介護施設就労体験	支援者数	6	2	0	2	0
	iv 農業就労体験	支援者数	8	5	7	7	5
③精神障害等地域 移行支援事業	精神障害等 地域移行支援	支援者数	26	26	8	13	6
		うち地域移行者	17	17	2	5	1
④多重債務者対策 支援事業	多重債務者対策支援	支援者数	1	8	6	9	7
		うち支援終了	1	4	5	7	7

## 第8節 健康増進と疾病対策

### 1 健康づくり啓発事業

#### (1) 健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して、健康増進計画等に基づいた新しい健康観を普及させ、全世代の健康課題の解決と生活の質（QOL）の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

#### ・主な事業内容

- ① おおむた健康づくりフォーラムの実施
- ② 大牟田市健康づくり表彰事業
- ③ その他健康づくりの推進につながる事業等

#### <実 績>

##### おおむた健康づくりフォーラム

年度	開催日	基調講演	パネルディスカッション	その他の催し
25	3月14日	健康づくりはまちづくり 講師：くまもと健康支援研究所代表 松尾 洋氏	吉野校区・大正校区・白川校区の取組みの発表	地域健康力アップ推進事業モデル校区の取組みの紹介 大牟田市食生活改善推進員協議会による試食コーナー 健康チェックコーナー
26	3月21日	人と人との絆と地域の健康力 講師：大分県中部保健所所長 藤内 修二氏	倉永校区・大牟田市食生活改善推進員協議会・みやま市保健推進員の発表	地域健康力アップ推進事業モデル校区の取組みの紹介 大牟田市食生活改善推進員協議会による試食コーナー 健康チェックコーナー
27	3月19日	炭素循環農法～農薬・肥料を一切使わない自然農法～ 講師：いちの・たんぼの会農事顧問 山下 公一氏	「健幸づくりは地域づくり、職場づくり」について天領校区・明治校区・大牟田瓦斯株式会社の発表	健康づくり表彰事業団体表彰式 地域健康力アップ推進事業モデル校区の取組みの紹介 大牟田市食生活改善推進員協議会による展示・試食コーナー

#### <実 績>

##### 大牟田市健康づくり表彰事業

年 度	27	
開催日	3月19日	
被表彰事業所	市長賞	大牟田瓦斯株式会社
	保健福祉部長賞	明治安田生命相互保険会社 大牟田銀水営業所 社会福祉法人 それいゆ
	優秀賞	三井化学株式会社 大牟田工場

※ 平成27年度より実施



## (2)大牟田地域健康推進協議会補助事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

健康づくりの関係団体で組織する大牟田地域健康推進協議会が実施する「健康づくり市民大会」及び「大牟田みんなの健康展」に対して補助金を交付するとともに、同イベントに参画し市民と行政との協働による健康づくりを推進し疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質（QOL）の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

### <実 績>

健康づくり市民大会及び大牟田みんなの健康展

年 度	23	24	25	26	27	
開催期間	9月3日・4日	9月8日・9日	9月8日・9日	11月8日・9日	9月12日・27日	
特別 市民 大会 講演	講師名	宮崎千明	昇地三郎	小久保裕紀	秋野暢子	三笑亭夢之助
	テーマ	ワクチンって何？予防接種で防げる病気	世界一元気な106歳児が実践する十大習慣健康法	「一瞬に生きる」	美しく健康に生きる	「健康は笑いから」

## (3)地域健康力アップ推進事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

健康づくりモデル校区を指定し校区まちづくり協議会や町内公民館連絡協議会等との連携のもと、健康診査の受診勧奨や健康増進企画事業を行い、地域住民の健康づくりに対する意識の向上を図ることを目的とする。

### <実 績>

健康づくりモデル校区の取組みについて

#### ①健康診査普及啓発事業

特定健診、がん検診などの校区内の全世帯への普及啓発と受診勧奨、地域の見守り活動等を実施する。

校区名	団体区分	年度	取組み
駛馬北	町内公民館連絡協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。11月に配布。
		25	チラシの封入・配布とも団体で実施。8月～9月に配布。
		26	12月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
		27	12月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
大正	校区まちづくり協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。12月に配布。校区アンビシャス広場の子どもたちにより受診勧奨。
		25	10月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントで啓発。
		26	11月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。10月のまちづくり協議会運営委員会、10月19日大運動会にて健康啓発チラシ配布。
		27	10月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
大牟田	町内公民館連絡協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。1月に配布。
		25	1月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧で啓発。
		26	12月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
		27	12月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。

白川	特定非営利活動法人(NPO)	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。1月に配布。
		25	1月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントで啓発。
		26	12月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。公民館連絡協議会、民生児童委員連絡協議会、NPO法人しらかわの会会員への郵送によるチラシ配布。
		27	10月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
上内	校区まちづくり協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。1月に配布。
		25	チラシの封入・配布とも団体で実施。11月に配布。
		26	チラシの封入・配布とも団体で実施。10月～11月に配布。
明治	町内公民館連絡協議会	25	11月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントで啓発。
		26	12月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
		27	12月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
みなと	校区運営協議会	25	10月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントによる啓発。
		26	11月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
		27	11月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
天領	校区まちづくり協議会	25	10月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントによる啓発。
		26	12月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。校区定例会での再周知。
		27	10月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
吉野	校区総合まちづくり協議会	25	チラシを団体で封入し、広報おおむたと同時配布。
		26	8月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。公民館・自治会等加入世帯へのチラシ回覧。吉野地区公民館窓口へのチラシ設置。
		27	7月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
銀水	校区まちづくり協議会	25	9月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧による啓発。
		26	12月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
		27	11月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
三池	特定非営利活動法人(NPO)	25	チラシを団体で封入し、12月1日号広報おおむたと同時に配布。イベントによる啓発。
		26	12月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
		27	11月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
倉永	校区まちづくり協議会	25	8月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。イベントによる啓発。
		26	8月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。その後、再度受診呼びかけ。
		27	11月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
手鎌	校区まちづくり協議会	26	10月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。地域イベントの際の啓発用チラシ配布。
		27	9月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
平原	校区まちづくり協議会	26	10月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。まちづくり協議会の運営委員会で再周知。
		27	9月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。
羽山台	校区まちづくり協議会	27	8月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。

## ②集団出前企画事業

校区内で実施する特定健診や集団がん検診の企画と校区内の受診者の取りまとめを行う。

平成24年度

(単位 人)

校区名	実施日	胃がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	肺がん	合計
駿馬北	11月23日	37	36	15	17	0	105
大正	2月10日	27	30	21	20	0	98
大牟田	3月17日	71	84	77	83	0	315
白川	3月10日	38	41	30	32	0	141
合計		173	191	143	152	0	659

平成25年度

※平成25年度から必須事業となる。

(単位 人)

校区名	実施日	胃がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	肺がん	合計
駿馬北	10月12日	20	24	0	0	0	44
大正	12月8日	16	33	17	26	0	92
大牟田	3月2日	49	59	40	53	0	201
白川	3月21日	25	36	25	21	0	107
上内	1月21日	21	23	0	0	0	44
明治	1月19日	19	27	14	20	0	80
みなと	12月1日	22	22	0	0	0	44
天領	12月15日	23	32	17	27	0	99
吉野	10月14日	28	40	31	33	0	132
銀水	2月6日	24	26	17	0	0	67
三池	1月29日	24	29	0	34	0	87
倉永	11月24日	18	26	0	0	0	44
合計		289	377	161	214	0	1,041

平成26年度

(単位 人)

校区名	実施日	胃がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	肺がん	合計
駿馬北	3月14日	38	56	32	34	40	200
大正	1月31日	22	41	22	28	35	148
大牟田	3月7日	44	57	32	43	47	223
白川	2月22日	25	30	0	0	30	85
上内	11月29日	16	32	20	26	18	112
明治	1月18日	22	22	0	0	24	68
みなと	1月10日	22	39	23	23	35	142
天領	3月8日	44	45	26	23	45	183
吉野	10月12日	55	75	25	35	50	240
銀水	2月14日	0	34	0	17	29	80
三池	2月1日	42	57	41	41	55	236
倉永	12月6日	0	52	36	51	42	181
手鎌	12月21日	39	43	26	33	40	181
平原	12月14日	32	42	25	38	36	173
合計		401	625	308	392	526	2,252

平成27年度

(単位 人)

校区名	実施日	胃がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	肺がん	合計
駿馬北	3月12日	30	50	24	28	27	159
大正	12月5日	40	81	49	66	60	296
大牟田	2月28日	42	61	29	52	45	229
白川	12月13日	50	66	53	64	60	293

明治	3月13日	0	37	18	27	29	111
みなと	1月24日	44	59	30	39	44	216
天領	12月19日	46	68	35	61	54	264
吉野	10月10日	54	61	38	41	56	250
銀水	2月13日	52	60	34	51	56	253
三池	1月30日	56	61	33	49	50	249
倉永	1月23日	0	59	39	68	50	216
手鎌	11月 1日	50	70	36	51	54	261
平原	11月21日	38	62	45	59	49	253
羽山台	10月24日	48	75	46	54	66	289
合 計		550	870	509	710	700	3,339

### ③健康増進企画事業

健康づくりに関係する講演会などの企画と地域住民への案内、参加者の取りまとめを行う。

平成24年度から

(単位 人)

校区名	年度	実施日	内容	参加者
駒馬北	24	3月2日	医師講話：「がん検診の意義」	52
	25	3月1日	医師講話：「脂肪肝について」 測定：血管年齢、骨密度、足型測定	75
	26	3月7日	認知症サポーター養成講座 健康講話：「かんで体も頭もしゃっきり」 測定：血管年齢、骨密度、握力、長座位体前屈、口腔相談、栄養相談	50
大正	24	1月20日	保健師による健康講話 測定：血圧測定、血管年齢検査、骨密度検査	70 (測定延146)
	25	10月20日	大運動会での測定会：血管年齢・血圧・骨密度・健康相談	330
		11月24日	ふれあいウォーキングとぜんざい会	80
		1月26日	歯科医師講話：口腔に関する健康講話	70
	26	10月19日	大運動会での健康測定：血管年齢、骨密度、健康相談 地域包括支援センター職員による健康体操	154
		11月23日	健康力アップウォーキングとぜんざい会	130
	27	10月18日	運動会での健康測定：骨密度、血管年齢	137
11月8日		健康力アップウォーキングとぜんざい会	84	
大牟田	24	2月10日	医師講話：「がんに関する話」 測定：血圧測定、血管年齢検査、骨密度検査	38
	25	11月2日	料理教室：「生活習慣病予防」	26
		2月3日	医師講話：「心不全について」「ロコモティブシンドロームについて」	25
	26	11月16日	医師講話：「正しい靴と正しい歩行～健康は足元から～」 測定：血圧、骨密度	53
		11月29日	市管理栄養士による料理教室：生涯骨太クッキング	30
	27	11月15日	健康講話：「認知症の理解と本人・家族のライフサポート」 測定：血圧、身長、体脂肪	34
		11月21日	料理教室：「生活習慣病予防」	30
白川	24	3月10日	保健師の健康講話：「がん検診」認知症予防等 ニュースポーツ体験のイベント	66
	25	2月23日	講話：「がんについての話」 測定：血管年齢、血中酸素、骨密度、認知機能、筋量 相談：もの忘れ、介護、栄養、健康、排泄、筋量、消費生活 健康試食会：減塩食	81

	26	1月18日	理学療法士による健康講話：「ロコモティブシンドロームについて」 準備体操：「ようかい体操第一」 測定：血管年齢、血中酸素、骨密度、タッチパネル、緑内障簡単チェック、視力検査 相談：もの忘れ・介護、栄養・健康、めがねの選び方、コーヒーの効能 健康試食会：玄米ご飯、減塩豚汁 ニュースポーツ体験	90
	27	11月8日	健康講話：「慢性閉塞性肺疾患について」 健康測定：血管年齢、血中酸素濃度、骨密度、もの忘れチェック、緑内障簡単チェック、肺年齢測定 相談：もの忘れ・介護・身体・歯科、栄養 健康試食会：五穀米ご飯、減塩豚汁 絵本の読み聞かせ ニュースポーツ体験：スカットボール、ディスクッターナイン	100
上内	24	2月25・26日 3月8・12・ 18・26・29日	地域包括支援センターの講話：「認知症予防」 歯科衛生士会の講話：「口腔ケア」 町内公民館8か所で実施	104
	25	10月1・ 15・22・ 24・29日	地域包括支援センターの講話：「認知症予防、栄養、包括支援センターについてなど」 歯科衛生士会の講話：「口腔ケア」（町内公民館6か所で実施） 医師講話：「認知症について」「肺炎の話」（町内公民館1か所で実施） 測定：骨密度、血管年齢	94
	26	12月21日	歯科医師講話：「むし歯予防について」 医師講話：「認知症とがんの予防について」 測定：血圧、骨密度、血管年齢	50
	27	10月25日	高齢者の交通安全教室 健康講座：「大人の虫歯について」「転倒予防について」 健康測定：骨密度、血管年齢	50

平成25年度から

(単位 人)

校区名	年度	実施日	内容	参加者
明治	25	1月26日	医師講話：「生活習慣病について」 測定：血管年齢・体組成計測	43
	26	2月1日	理学療法士による講話：「転倒予防のお話と健康体操」 測定：血管年齢、体組成計測	50
		2月15日	ゲートボール大会	86
	27	5月24日	健策杯ゲートボール大会	80
		11月29日	ウォーキング大会	77
		2月27日	健康講座：「転倒予防のお話とよかば〜い体操」 測定：血管年齢、体組成測定、骨密度	50
みなと	25	11月3日	医師講話：「認知症について」	20
		11月25日	料理教室：「冬の健康食」	40
	26	11月13日	料理教室：生涯骨太クッキング	20
		12月3日	管理栄養士による健康教育とカルタ大会	30
	27	12月9日	料理教室：「減塩クッキング」	23
		2月3日	健康講話：「ロコモティブシンドロームについて」 測定：骨密度、血管年齢	

天領	25	11月17日	理学療法士による講話：「膝のちょっといい話」 測定：体重・体脂肪率・血圧・肺年齢・骨密度・栄養相談	39
		3月8日	医師講話：「がん予防について」 測定：肺年齢・骨密度・血圧	26
	26	11月16日	理学療法士による講話：「肺の健康を維持するために」 測定：身長、体重、体脂肪率、血圧、肺年齢、骨密度、血管年齢、酸素飽和度、口腔チェック、栄養相談	28
	27	11月22日	健康講話：「最新の認知症予防とリハビリテーション」 予防体操：「天領校区フリフリグッパ体操 すがはらモデル」 相談：もの忘れ相談	37
吉野	25	11月23日	地域包括支援センター職員による講話：「心と体の健康について」 社会福祉協議会職員による講話「みんなでつくろう福祉のまち」	50
		3月22日	ウォーキングイベント	38
	26	7月23日	ソフトバレー大会	50
		11月20日	グランドゴルフ大会	150
		12月14日	地域包括支援センター職員による講話：「認知症への理解を深めよう」	50
		3月28日	ウォーキングイベント	30
	27	7月19日	ソフトバレーボール大会	60
		11月22日	グランドゴルフ大会	150
		12月13日	健康講話：「暮らしの中の健康意識」	70
		3月26日	健康力アップウォーキング	35
銀水	25	11月17日	ニュースポーツ大会 測定：血圧・血管年齢・骨密度	150
		1月17日	医師講話：「健康について」 測定：血管年齢・血圧	50
	26	11月16日	ニュースポーツ大会 測定：血圧、血管年齢、骨密度	150
		1月18日	歯科医師講話：歯の話	40
	27	11月15日	ニュースポーツ大会 測定：血圧、血管年齢、骨密度	231
		1月24日	健康講話：「薬草と漢方薬の話」	35
三池	25	12月6日	講話：「地域包括支援センターとは」 餅つき	40
		2月12日	測定：血管年齢・血圧・骨密度・健康相談	53
	26	7月22日	講話：「尿失禁予防教室」	19
		9月22日	管理栄養士による講話：「減塩について」 測定：血管年齢、血圧、骨密度、健康相談	29
	27	7月10日	健康講話：「食育を出すことから学ぶ『ウン知育』」	28
		9月5日	料理教室：「減塩クッキング」	20
		10月1日	講話：「だまされないで！！高齢者を狙う悪質商法」 測定：骨密度、血管年齢	15
倉永	25	9月8日	笑いの公演会とサロン交流会 測定：血圧・血管年齢・認知機能	80
		11月2日	笑いヨガ	80
	26	9月7日	歯科医師講話：「歯と健康長寿」 笑いヨガ講座：「笑って元気！楽しい笑いヨガ」 認知症劇 測定：血圧、血管年齢、健康相談	140
	27	12月6日	健康講話：「歯と健康寿命 パート2」 「笑って元気！楽しい笑いヨガ」	87

平成26年度から

(単位 人)

校区名	年度	実施日	内容	参加者
手鎌	26	11月2日	史跡めぐりウォーキング	9
		11月22日	医師講話：「認知症について～症状・種類・予防について～」 測定：血管年齢、血圧、体組成	80
	27	12月2日	料理教室：「生涯骨太クッキング」	24
		2月21日	健康マラソン大会	31
平原	26	2月1日	保健所長による講話：「いつまでも達者で暮らす秘訣」 測定：骨密度、握力、血管年齢、足型測定、ロコモアンケート	55
	27	12月6日	健康講話：「健康にまつわる アラカルト」 測定：骨密度、血管年齢	68
羽山台	27	9月30日	食育教室とカルタ大会 測定：血管年齢	24

※全モデル校区実績

年 度	モデル校区数	企画事業数	参加人数
24	5 校区	5	330
25	12 校区	21	1,490
26	14 校区	24	1,563
27	14 校区	26	1,620

## 2 食育推進事業

### (1)食育・栄養改善指導（施設指導含む）

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 1/4 市 3/4

#### <目的・事業内容>

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてQOLの向上のためのライフステージに応じた栄養指導（食育教室、健幸料理教室、食事バランスガイドを使った食生活診断等）及び食生活の支援を行うとともに、平成27年2月に策定した「健やか住みよか食育プランⅡ～大牟田市の食育推進計画～」の推進として、「健やか住みよか食育講座」を実施。また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施した。

#### <実 績>

栄養教育、栄養改善指導の実績

項目等		年 度					
		23	24	25	26	27	
栄養教育	栄 養 ・ 健康 増進・食育	回 数	54	53	53	47	49
		延人員	1,605	1,468	1,607	1,126	1421
栄養改善 指 導	個 別 指 導		983	551	636	568	550
	集 団 指 導		822	2,213	2,135	2,178	2,183
	給食施設指導		182	188	163	206	220

※各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

## (2) 食育フェア事業

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

### <目的・事業内容>

食育推進計画の市民啓発と食育推進のために「健やか住みよか食育フェア」を「大牟田みんなの健康展」と同時開催し市民に食を通じた健康福祉の向上を図っている。

### <実績>

健やか住みよか食育フェアの実績

年度	23	24	25	26	27
開催日	9月4日	9月9日	9月29日	11月9日	9月27日
内容 (コーナー)	食事バランスガイド 食の安心・安全 大牟田オリジナル お好み焼き 地元農産物の販売 等	食事バランスガイド 郷土料理 お好み焼きコンテ スト 地元農産物の販売 食育カルタ等	減塩コーナー 郷土料理 オリジナルお好み 焼き お茶の入れ方教室 地元農産物の販売 等	食育カルタ 郷土料理 洋風カツどん お茶の入れ方教室 地元農産物の販売 等	日本型食生活 季節の和菓子作り 体験 醤油の生絞り体験 学校・幼稚園の食 育活動の紹介 地元農産物の販売 食の安心安全等

## (3) 食育ボランティア事業

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

### <目的・事業内容>

食育の推進を図るためには、市民に食に関する正しい情報を共有し、連携や協働を進めていくことが大切である。そのためボランティアの育成・支援の取組として食育ボランティア養成講座を実施。

また食育に関する体験、知識や情報・技能を有し、ボランティア精神を踏まえた社会参加に意欲のある人材や関係団体を登録し、ボランティアとしての人材派遣や食育の取組を行う。

### <実績>

食育ボランティア養成講座、食育応援団の実績

		年度				
		24	25	26	27	
項目等	養成講座	参加者数	15	16	12	18
	食育応援隊	個人登録 (年度末数)	12	16	17	20
		団体登録 (年度末数)	1	1	1	1

## 3 生活習慣病対策 (成人保健事業)

### (1) 健康相談事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3 市 1/3

### <目的・事業内容>

平均寿命の延伸に伴い生活習慣病罹患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自



らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

### <実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
総合	実施回数	14	15	30	27	32
	被指導延人員	1,079	1,085	1,949	1,909	1,576
重点	実施回数	45	49	44	34	11
	被指導延人員	128	186	128	56	18
計	実施回数	59	64	74	61	43
	被指導延人員	1,207	1,271	2,077	1,965	1,594

※健康相談は、がん検診、メタボ予防相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。

※平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

※平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

## (2)健康教育事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

### <目的・事業内容>

健康相談事業に同じ。

### <実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
集団	実施回数	60	66	77	54	38
	被指導延人員	1,328	1,368	2,112	1,339	1,358
(再掲) メタボ相談	実施回数	45	44	44	34	11
	被指導延人数	128	186	128	56	18

※平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

※平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

※平成20年度より特定健康診査の移行に伴い、個別健康教育を廃止しメタボリックシンドロームに焦点を絞り行っている。平成19年度よりメタボ予防相談を開始した。

## (3)訪問指導事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

### <目的・事業内容>

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う脳血管疾患・心疾患・がん等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に2次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

### <実績>

区分		年度				
		23	24	25	26	27
指導実人員		845	1,051	391	643	471
指導延人員		845	1,056	395	661	496

※平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

※平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

※平成20年度よりがん検診精密検査未受診者・がん検診受診勧奨・生活習慣病予防等を行っている。

※平成21年度より女性特有のがん検診無料クーポン券未受診者(40歳・60歳)を対象に受診勧奨を行った。

※平成26年度は女性特有のがん検診無料クーポン券未受診者(40歳・60歳)に加え、コールリコール対象者(平成21年度から平成25年度までのクーポン券対象者のうち未受診者)の一部を対象に受診勧奨を行った。

がん検診精密検査未受診者訪問実績

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
精密検査未受診者対象人員	110	173	214	216	306
精密検査済み人員	64	88	80	110	128
精密検査未受診人員	40	79	122	85	145
不明人員	6	6	12	21	33

\*訪問時には受診勧奨、生活指導等を行った。

(4)各種健康診査事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3 (一部は市10/10)

<目的・事業内容>

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として40歳以上子宮がん検診は20歳以上の女性の市民を対象に実施している。

<実績>

区分	受診者数					要指導・医療・精検者数					
	年度	23	24	25	26	27	23	24	25	26	27
生保等健康診査		4	6	3	6	5	4	6	3	6	3
子宮がん検診		3,068 (875)	3,084 (827)	2,941 (631)	2,921 (515)	2,831 (276)	60 (1)	59 (6)	41 (3)	38 (1)	61 (1)
胃がん検診		600	828	918	932	1,197	54 (0)	73 (1)	80 (3)	71 (0)	89 (1)
乳がん検診		2,095 (1,097)	2,007 (990)	1,895 (743)	2,059 (685)	2,113 (941)	214 (7)	203 (10)	170 (7)	261 (16)	235 (7)
大腸がん検診		3,345 (1,109)	3,760 (884)	3,576 (705)	3,810 (632)	4,196 (622)	284 (10)	374 (18)	330 (15)	399 (12)	413 (12)
肺がん検診		589	580	529	1,122	1,381	37 (0)	25 (0)	27 (0)	77 (0)	62 (0)
前立腺がん検診		29	100	79	69	96	7 (0)	27 (0)	30 (0)	25 (1)	46 (0)

※受診者数内の( )内(子宮頸がん・乳がん・大腸がん)は、無料クーポン券の利用者数。

※要指導・医療・精検者数内の( )内は、がん患者発見数。

※平成20年度より「基本健康診査」を廃止し、「生活保護受給者等を対象とした健康診査(生保等健康診査)及び保健指導」を開始した。

※平成21年度より特定の年齢に達した女性に対して、受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図るために、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診を開始した。  
 ※平成23年度より働く世代のがん検診として大腸がん検診についても無料クーポン券事業を開始した。

**(5)がん検診・特定健康診査受診勧奨事業**

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 1/2

**<目的・事業内容>**

がん検診や国保特定健康診査について、未受診者宅への戸別訪問や様々な機会を捉えての健康診査の普及・啓発の取組みを行い、健康診査の受診率向上を図ることによって生活習慣病対策を進める。

**<実績>**

年度	23	24	25	26	27
戸別訪問件数	3,877	3,428	2,032	3,316	2,612
啓発用チラシ配布箇所 (チラシ配布枚数)	32 (2,081)	27 (5,322)	7 (231)	0 (0)	0 (0)

※23年度から25年度は緊急雇用制度利用。

**4 歯科保健推進事業（母性及び乳幼児に係るものを除く）**

**(1)成人歯科保健事業**

根拠法令等	健康増進法・新健康フロンティア戦略	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

**<目的・事業内容>**

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

**<実績>**

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
みんなの健康展〈歯と歯ぐきの健康教室〉延人数	771	731	627	798	795

※「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛生士による歯みがき指導、フッ化物塗布を実施。

**(2)歯の衛生週間関連事業**

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

**<目的・事業内容>**

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

<実績>

年度	23	24	25	26	27
歯の衛生週間行事による健診者	504	585	578	559	437

## 5 難病対策

これまでは法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施されていた難病対策が、今後は持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることが出来ようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、平成26年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。それに伴い、医療費助成の対象疾病の拡大が図られ旧事業（特定疾患治療研究事業）の対象疾病であった56疾病が新たに追加、整理・細分化されて110疾患となり平成27年1月1日から第一次実施分として医療費助成を開始した。

### (1) 指定難病医療費受給申請業務

根拠法令等	難病の患者に対する医療費等に関する法律	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 10/10

#### <目的・事業内容>

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的とする。

#### <受給対象者>

- ① 市内に住所を有する者
- ② 国民健康保険法の規定による被保険者
- ③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている者

（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月23日成立）に基づき、平成27年1月1日より施行により、生活保護法により医療保険に加入していない者も該当）

#### <実績>

給付内訳	給付者数	給付内訳	給付者数
血液疾患	55	腎・泌尿器疾患	10
免疫疾患	153	免疫・皮膚系疾患	6
呼吸器疾患	27	内分泌疾患	29
循環器疾患	16	聴覚・平衡系疾患	0
消化器疾患	241	耳鼻系疾患	0
骨・関節疾患	119	視覚系疾患	31
染色体異常疾患	2	神経・筋疾患	340
皮膚疾患	35	代謝異常疾患	11

## (2) 特定疾患医療受給申請業務

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 10/10

### <目的・事業内容>

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

また、難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行により平成27年1月1日からは難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎については新たな制度の対象とはならない。ただし、平成26年12月31日までに特定疾患医療費助成制度で認定されている方は更新の申請を行えば平成27年1月以降も引き続き特定疾患医療費助成制度の対象となる。また、スモンについては平成27年1月以降も現在の特定疾患医療費助成制度の対象となる。

### <受給対象者>

- ① 市内に住所を有する者
- ② 国民健康保険法の規定による被保険者
- ③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

### <実績>

番号	疾患名	受給者数	番号	疾患名	受給者数
1	難治性肝炎のうち劇症肝炎	-	3	スモン	3
2	重症急性膵炎	-			

## 6 肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 10/10

### <目的・事業内容>

肝炎ウイルスは肝がんの主な原因であるが、早期に発見し治療に結びつけることで予防することができる。インターフェロン治療は、B型及びC型ウイルス性肝炎の有効な治療法であり、また、核酸アナログ製剤治療は、B型ウイルス性肝炎の有効な治療法であるが、インターフェロン治療は月額の治療費が高額で、核酸アナログ製剤治療は長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額になるため、早期治療の推進の妨げになり重要な課題となっている。このため、このインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

### <対象疾患>

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎とする。

### <対象患者>

- ① 市内に住所（住民票）を有するもの
- ② 医療保険各法（後期高齢者医療を含む）の被保険者又は被扶養者であること
- ③ 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われている者は除く
- ④ B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療を受ける予定の者又は治療中の者
- ⑤ B型肝炎ウイルスに感染し、核酸アナログ製剤治療を受ける予定の者又は治療中の者
- ⑥ C型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロンフリー治療を受ける予定の者又は治療中の者

### <助成期間・回数>

#### ① インターフェロン治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受けた日の属する月の初日から1年以内で、治療予定期間に則した期間（24週は7ヶ月、36週は10ヶ月、48週は1年）となり更新は認めない。  
ただし、助成期間の延長に係る取扱いにある条件を満たす場合は延長ができる（副作用等、72週投与、シメプレビルを含む3剤併用療法【48週投与】）がある。

#### ② 核酸アナログ製剤治療費助成

原則として同一患者について1か年を限度とする。  
ただし、医師が必要と認めた場合は、所定の更新手続きにより期間を更新できる。

#### ③ インターフェロンフリー治療費助成

助成期間は申請書を受け付けた日の属する月の初日から1年以内で、治療予定期間に則した期間（24週は7ヶ月）となり、1回のみ助成となる。

### <申請・交付>

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健所を経由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めたときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

### <実績>

（単位：件）

年度 区分	23	24	25	26	27
申請者数	136	150	141	228	287
承認	136	150	141	228	287
不承認	0	0	0	0	0
取り下げ	0	0	0	0	0

※平成20年4月より肝炎インターフェロン治療費助成を実施。

平成22年4月より核酸アナログ製剤治療費助成を実施。

平成23年2月よりテラプレビルを含む3剤併用療法の開始。

平成26年9月よりインターフェロン治療に係る医療費の一部を助成する制度を実施。

## 7 結核対策事業

### (1) 結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			接触者健康診断	国 1/2 市 1/2

#### <目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び接触者の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

#### <実績>

(単位:人)

区分	年度	定期健康診断	接触者健康診断	計
BCG接種	23	822	0	822
	24	769	0	769
	25	781	0	781
	26	755	0	755
	27	822	0	822
レントゲン 間接撮影	23	4,259	0	4,259
	24	4,340	0	4,340
	25	4,098	0	4,098
	26	3,985	0	3,985
	27	3,814	0	3,814
レントゲン 直接撮影	23	7,085	165	7,250
	24	7,606	144	7,750
	25	7,609	267	7,876
	26	8,236	93	8,329
	27	8,697	17	8,714
IGRA検査	23	-	19	19
	24	-	20	20
	25	-	123	123
	26	-	126	126
	27	-	103	103

※平成17年4月1日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を65歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。

※平成19年4月1日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのBCG接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

※「感染症法に基づく結核の接触者健康診断の手引き(第5条)」(平成26年3月)において、結核感染の有無の検査法としてIGRA検査を第一選択の検査法として積極的に使用することが推奨されているため、保健所においても積極的に実施。

IGRA(インターフェロン-γ遊離試験)検査・・・結核菌に感染しているか否かを採血にて判断する検査

### (2) 健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	—

### <目的・事業内容>

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成17年12月より、大牟田市結核患者服薬確認（DOTS）事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

### <実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
健康相談	194	216	315	369	224
家庭訪問指導	439	368	657	739	230

### (3)医療費の状況

根拠法令等 担当窓口	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 健康対策課結核感染症担当	所管課	健康対策課	
		負担割合	37条の2（結核患者）	国1/2 市1/2
			37条（入院患者）	国3/4 市1/4

### <目的・事業内容>

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請（法第37条及び法第37条の2）を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

### <実績>

区分	年度	入院患者 (37条)	結核患者 (37条の2)	計
延医療給付件数 (件)	23	74	361	435
	24	31	229	260
	25	53	270	323
	26	54	356	410
	27	27	226	253
医療費負担金 (千円)	23	13,228	697	13,925
	24	2,759	333	3,092
	25	9,242	424	9,666
	26	3,213	850	4,063
	27	1,550	241	1,791

### (4)新登録結核患者数の状況

根拠法令等 担当窓口	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 健康対策課結核感染症担当	所管課 負担割合	健康対策課 —

### <目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

### <実績>

区分 \ 年度	新登録結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
23	25	20.4	0	0	0	0	1	1	2	21
24	17	14.1	0	0	0	0	1	0	4	12



25	32	26.8	0	0	2	0	3	1	2	24
26	27	22.9	0	0	0	2	0	1	0	24
27	16	13.4*	0	0	1	0	0	1	1	13

※速報値であるため、国における集計作業の中で数値変更の可能性あり。

## 8 感染症対策事業

### (1) 感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

#### <目的・事業内容>

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。

また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

#### <実 績>

(単位：件)

		年度	23	24	25	26	27
区分							
一類 感 染 症	エボラ出血熱		-	-	-	-	-
	クリミア・コンゴ出血熱		-	-	-	-	-
	痘そう		-	-	-	-	-
	南米出血熱		-	-	-	-	-
	ペスト		-	-	-	-	-
	マールブルグ病		-	-	-	-	-
	ラッサ熱		-	-	-	-	-
二類 感 染 症	急性灰白髄炎		-	-	-	-	-
	ジフテリア		-	-	-	-	-
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）		-	-	-	-	-
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）		-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)		-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)		-	-	-	-	-
三類 感 染 症	コレラ		-	-	-	-	-
	細菌性赤痢		-	-	-	-	-
	腸管出血性大腸菌感染症		2	3	1	1	2
	腸チフス		-	-	-	-	-
	パラチフス		-	-	-	-	-
合 計			2	3	1	1	2

## (2) HIV抗体検査・エイズ相談

根拠法令等	厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2 市1/2

### <目的・事業内容>

HIV抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、HIVや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成18年7月よりHIV感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、HIV即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後1時から2時30分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時15分までの時間に実施している。

### <実績>

(単位:件)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
抗体検査	162	141	184	138	133
相談	56	59	77	45	61

※12月1日の世界エイズデーに賛同し、第19回大牟田市エイズキャンペーンとして以下の取り組みを行った。

- ・市内の高校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等に、ポスターの掲示及びエイズ啓発セット（ポケットティッシュ、パンフレット）を配布。各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。
- ・12月1日JR大牟田駅前及び西鉄大牟田駅前においてエイズ啓発セットの街頭配布を実施。市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。12月7日、保健所でHIV夜間検査を実施した。

※6月の第1週に定められたHIV検査普及週間には、ポスターの掲示及び保健所で実施しているHIV検査の周知を行った。また、6月1日に保健所でHIV夜間検査を実施した。

## (3) 性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2 市1/2

### <目的・事業内容>

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。

HIV抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

### <実績>

区分 \ 年度	23	24	25	26	27	
被検査者	14	18	34	18	60	
内訳	男	3	11	21	10	42
	女	11	7	13	8	18

## (4) 肝炎ウイルス検査事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 肝炎対策の推進に関する基本的な指針	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2 市1/2

### <目的・事業内容>

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイ

ルス感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、肝硬変及び肝がん等を予防することを目的とする。

### <対象者>

本市に居住する20歳以上の検査を希望する者で、やむを得ない事情により他制度での肝炎ウイルス検査を受診できなかった者。

※医療保険各法その他法令に基づく保健事業等において肝炎ウイルス検査を受けた者及び現在又は過去に当該肝炎との診断で医療を受けている（受けていた）者は除く。

### <実績>

年度	23	24	25	26	27
受検者数	1,451	969	880	1,197	850

## 9 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市10/10

### <目的・事業内容>

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

### <実績>

(単位：人)

年度	23	24	25	26	27
急性灰白髄炎（生ポリオ）	1,727	636	-	-	-
急性灰白髄炎（不活化ポリオ）	-	2,546	1,175	562	148
四種混合 ジフテリア 破傷風・百日咳 不活化ポリオ	-	743	2,754	3,082	3,240
三種混合 ジフテリア 破傷風 百日咳	3,569	2,926	1,002	272	14
二種混合 ジフテリア 破傷風	658	592	582	558	577
麻しん風しん	3,170	3,214	1,628	1,671	1,601
風しん	-	-	-	-	-
麻しん（はしか）	-	-	-	-	-
日本脳炎	3,513	3,368	2,885	2,784	2,843
BCG	822	769	781	757	822
水痘	-	-	-	1,566	1,571
高齢者肺炎球菌	-	-	-	3,825	3,174
インフルエンザ	21,704	21,635	22,203	21,470	21,717
子宮頸がん予防ワクチン	3,903	1,946	214	23	16
ヒブワクチン	3,501	3,429	3,614	3,209	3,128
小児用肺炎球菌	4,161	3,578	3,627	3,177	3,131
合計	46,728	45,282	40,465	42,956	41,982

- ※平成20年4月1日の予防接種法改正に伴い、平成20年度から5年間、麻しん又は風しんの予防接種は、第3期対象者（中学1年生に相当する年齢の者）、第4期対象者（高校3年生に相当する年齢の者）が新たに追加された。
- ※平成23年5月20日の予防接種法施行令の一部改正に伴い、麻しん風しん及び日本脳炎の予防接種の対象者が拡大された。23年度に限り、麻しん風しんの予防接種の第4期の対象者である高校3年生相当の年齢の者に高校2年生相当の年齢の者が追加。また、日本脳炎の予防接種について、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者（平成7年6月1日～平成19年4月1日生）に対して、20歳未満の間、定期接種ができるよう追加。
- ※平成23年2月1日より、大牟田市ワクチン接種緊急促進事業が実施され、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌（任意接種）助成対象となった。
- ※平成23年5月20日の予防接種法施行令の一部改正により、日本脳炎の接種可能年齢が平成7年6月1日から平成19年4月1日までの者は、20歳未満まで拡大された。
- ※平成24年9月1日の予防接種実施規則の一部改正により、急性灰白髄炎（ポリオ）は、生ワクチンより、定期予防接種における不活化ワクチンが導入された。
- ※平成24年11月1日の予防接種実施規則の一部改正により、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風急性灰白髄炎（不活化ポリオ）ワクチンが導入された。
- ※平成25年4月1日より、予防接種法が改正され、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌の予防接種が定期接種となった。
- ※平成25年6月14日より子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の積極的な接種勧奨の差し控えが勧告された。（厚生労働省健康局長通知）
- ※平成26年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種施行規則及び予防接種実施規則の一部改正され、水痘と高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が定期接種となった。

## 10 公害補償

### (1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	—

#### <目的・事業内容>

事業活動に伴う大気汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者（被認定者）について、その認定に係る指定疾病がなおっていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

#### <実績>

##### ①被認定者数

##### (ア) 法関係分

(単位 人)

区分 年度	実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
23	866	19	2,279	1,749	511	19
24	825	19	2,320	1,785	516	19
25	776	20	2,370	1,829	522	19
26	738	20	2,408	1,866	523	19
27	700	20	2,446	1,901	526	19

※法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

## (イ) 条例関係分

(単位 人)

区分 年度	実認定者数	失効数 (累計)			
		計	死亡	治癒等	転出
23	31	247	153	44	50
24	30	248	154	44	50
25	27	251	157	44	50
25	27	251	157	44	50
27	25	253	159	44	50

※条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

## ②認定疾病別の人数(死亡・治ゆ・転出等を除く)

## (ア) 法関係分

(単位 人)

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
23	866	326	540	344	96	248	521	229	292	0	0	0	1	1	0
24	825	308	517	314	83	231	510	224	286	0	0	0	1	1	0
25	776	287	489	284	69	215	491	217	274	0	0	0	1	1	0
26	738	274	464	265	61	204	472	212	260	0	0	0	1	1	0
27	700	258	442	242	54	188	457	203	254	0	0	0	1	1	0

## (イ) 条例関係分

(単位 人)

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
23	31	9	22	11	2	9	20	7	13	0	0	0	0	0	0
24	30	9	21	11	2	9	19	7	12	0	0	0	0	0	0
25	27	8	19	10	2	8	17	6	11	0	0	0	0	0	0
26	25	7	18	9	1	8	16	6	10	0	0	0	0	0	0
27	25	7	18	9	1	8	16	6	10	0	0	0	0	0	0

## (2) 補償給付等の支給状況(療養の給付を除く)

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

※「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える(以下同じ)。

## &lt;目的・事業内容&gt;

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

## &lt;実績&gt;

## ①法関係分

(単位 千円)

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
23	523,027	182,940	68,045	13,308	215,735	-
24	487,127	157,293	33,395	13,998	201,175	-
25	465,211	153,859	65,862	13,495	190,426	-
26	445,488	158,395	78,062	12,897	177,822	-
27	416,573	150,526	50,981	10,636	168,397	-

## ②条例関係分

(単位 千円)

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
23	27,291	18,826	0	1,242	8,253
24	23,187	18,435	5,465	776	7,530
25	21,352	15,359	0	0	6,947
26	19,987	11,436	0	951	6,440
27	16,709	13,622	0	0	6,229

## (3)療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

## &lt;目的・事業内容&gt;

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

## &lt;実績&gt;

## ①法関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
23	478,010	111,935	2,460	138
24	426,898	108,551	3,119	115
25	409,675	104,701	2,033	296
26	367,347	105,734	2,328	455
27	322,879	102,653	3,338	292

## ②条例関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
23	22,833	4,767	0	0
24	15,540	4,739	0	0
25	14,067	4,736	0	0
26	13,062	4,409	0	0
27	13,886	3,710	0	0

## (4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 3/4、市 1/4 条例：原因企業 10/10

## &lt;目的・事業内容&gt;

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

## <実績>

### ①法関係分

年度	区分	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問 件数	所有 台数	支給 台数	助成件数	
23	19	27 (実数) 238 (延数)	408	1	0	293	
24	15	123 (実数) 1,223 (延数)	389	1	0	284	
25	17	94 (実数) 1,278 (延数)	421	1	0	270	
26	17	80 (実数) 1,163 (延数)	390	1	0	324	
27	16	82 (実数) 1,070 (延数)	410	1	0	324	

※インフルエンザ予防接種費用助成事業は20年度から実施(条例関係分も同様)。

### ②条例関係分

年度	区分	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問 件数	所有 台数	支給 台数	助成件数	
23	0	0	16	1	0	7	
24	0	3 (実数) 49 (延数)	14	1	0	6	
25	0	3 (実数) 56 (延数)	15	1	0	7	
26	0	3 (実数) 53 (延数)	17	1	0	10	
27	0	3 (実数) 44 (延数)	19	1	0	14	

## (5)健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国10/10

## <目的・事業内容>

法改正(昭和63年3月1日施行)により新たな被害者の認定は行われなかったこととなったが、大気汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を実施している。

<実績>

①健康相談事業（ぜん息予防教室）

年度	実施回数	延参加者数 (うち個別相談者数)	制度離脱者フォローアップ事業	
			相談者数	家庭訪問 実施件数
23	7	95 (7)	0	0
24	8	113 (3)	0	0
25	7	102 (4)	0	0
26	7	100 (4)	0	0
27	7	77 (2)	0	0

②健康診査事業（乳幼児アレルギー問診）

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後 の数（アレルギー素 因等保有児の数）	指導実施数	健康相談事業への 参加につなげた数 (延)
23	12	3,725	755	406	36
24	12	4,350	672	454	46
25	12	4,403	796	455	50
26	12	4,007	757	449	24
27	12	4,100	768	400	37

※16年度から4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診が委託化されたため、その結果をもとにスクリーニング及び指導を行った。

③機能訓練事業（水泳訓練教室）

年度	水泳訓練教室		
	参加者数	参加延人数	事業日数
23	14 (A日程)	58 (A日程)	A日程・B日程とも5日間
	6 (B日程)	26 (B日程)	
24	17 (A日程)	78 (A日程)	A日程・B日程とも5日間
	9 (B日程)	40 (B日程)	
25	7 (A日程)	30 (A日程)	A日程・B日程とも5日間
	10 (B日程)	49 (B日程)	
26	12 (A日程)	54 (A日程)	A日程・B日程とも5日間
	5 (B日程)	24 (B日程)	
27	12 (A日程)	60 (A日程)	A日程・B日程とも5日間
	8 (B日程)	36 (B日程)	

※23年度以降はA日程・B日程各5日間を2回（延10日間）実施した。また、開級式で、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を実施した。



## 第9節 生活衛生

### 1 食品・生活衛生

#### (1) 食品取扱施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

##### <目的・事業内容>

飲食店等の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

##### <実績>

年度	23	24	25	26	27
対象施設数	3,133	3,078	3,093	2,911	2,845
監視指導延べ件数	1,323	1,757	1,799	1,790	2,053

#### (2) 食品の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

##### <目的・事業内容>

市内流通食品の収去検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努める。

##### <実績>

年度	23	24	25	26	27
収去検査数	187	157	145	177	164
不適件数	1	1	0	0	0

#### (3) 衛生講習会

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

##### <目的・事業内容>

食品取扱者や消費者等に対し、食品衛生の向上及び食中毒発生防止を目的に、講習会を実施する。

##### <実績>

年度	23	24	25	26	27
実施回数	34	32	32	29	30
延べ受講者数	1,295	1,124	1,241	1,173	1,077

#### (4) 食中毒発生状況

年度	24	25	26	27
発生年月日	平成24年10月2日	—	—	平成27年6月14日
患者数	1人	—	—	10人
原因物質	アニサキス	—	—	カンピロバクター・ジェジュニ
原因施設	不明	—	—	飲食店

**(5)生活衛生関連施設の衛生対策**

根拠法令等	理容師法 他9法 1 実施要領 1 衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

**<目的・事業内容>**

生活衛生関連施設の営業許可等及び営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

**<実 績>**

年度	23	24	25	26	27
対象施設数	4,465	4,443	4,347	4,473	4,471
監視指導延べ件数	42	104	77	75	48

**(6)プールの衛生対策**

根拠法令等	遊泳用プールの衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

**<目的・事業内容>**

プール水の水質検査を行い、衛生的なプールの維持管理に努めるよう指導する。

**<実 績>**

年度	23	24	25	26	27
検査数	12	12	12	12	12
不適件数	0	0	0	0	0

**(7)衛生害虫相談**

根拠法令等	—	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

**<目的・事業内容>**

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

**<実 績>**

年度	23	24	25	26	27
相談件数	161	264	223	128	166

## 2 医務・薬務関係事業

### (1) 医療施設等監視・指導

#### ① 医療施設等監視・指導

根拠法令等	医療法第 25 条第 1 項 臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 5	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

市民が適切な医療を受けることができるよう、市内の病院・診療所・衛生検査所等の施設に対して定期的な監視指導を行い、良質な医療を提供する医療施設等の提供を目的とする。

医療法に基づく診療所等の開設許可申請、その他届出受理業務を行った。

#### <実 績>

項目	年度	23	24	25	26	27
	項目					
病 院	施設数	25	24	24	24	24
	監視数	25	24	24	24	24
	新規	0	0	0	0	2
	廃止	0	1	0	0	2
一 般 診 療 所	施設数	138	135	134	130	126
	監視数	32	29	38	29	28
	新規	4	4	2	1	4
	廃止	6	7	3	5	8
歯 科 診 療 所	施設数	79	80	80	79	79
	監視数	16	16	15	21	18
	新規	9	7	1	6	4
	廃止	11	6	1	7	4
衛 生 検 査 所	施設数	3	3	3	3	4
	監視数	1	2	2	2	2
	新規	0	0	1	0	1
	廃止	0	0	1	0	0

#### ② 医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、歯科技工士法、視能訓練士法、栄養士法、母体保護法、死体解剖保存法	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士、准看護師、栄養士の免許、受胎調節実地指導員の指定及び死体解剖医認定に関する申請受付並びに免許証等の交付を行う。

<実 績>

免許等種別		27年申請等受付件数				
		新規	籍訂正	再交付	その他	計
厚生労働大臣免許等	医師	1	3	0	3	7
	歯科医師	0	0	0	4	4
	薬剤師	5	7	2	1	15
	保健師	7	5	0	0	12
	助産師	1	0	0	0	1
	看護師	57	58	3	0	118
	診療放射線技師	1	0	0	0	1
	臨床検査技師	4	1	0	0	5
	衛生検査技師	0	0	0	0	0
	理学療法士	26	6	0	0	32
	作業療法士	12	10	1	0	23
	歯科技工士	0	0	0	0	0
	視能訓練士	0	0	0	0	0
	管理栄養士	11	1	0	0	12
	死体解剖医	0	0	0	0	0
許等 県知事免	准看護師	35	21	6	0	62
	栄養士	16	10	0	0	26
	受胎調節実地指導員	0	0	0	0	0
合 計		176	122	12	8	318

(2) 休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 9/10 みやま市 1/10

<目的・事業内容>

地域保健医療の健全な発展に寄与するため、市民及び医療機関と協力して、休日における適切な診療の応需体制及び平日時間外の小児急患診療体制を確立し、併せて健康に対する市民の正しい意識の向上を図ることを目的とする。

<実 績>

① 休日急患診療件数

年度	開設日数	件 数							急患比 (%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比 (%)
23	73	(667) 4,602	(1,874) 5,006	(975) 2,500	(167) 1,094	(425) 589	(172) 196	(4,280) 13,987	30.6	2,999	21.4
24	75	(588) 4,931	(1,186) 4,144	(1,051) 2,830	(132) 1,209	(410) 534	(121) 157	(3,488) 13,805	25.3	3,107	22.5

25	74	(708) 4,285	(1,393) 4,184	(1,148) 2,953	(151) 1,331	(453) 571	(164) 222	(4,017) 13,546	29.7	3,388	25.0
26	75	(936) 5,567	(1,314) 4,726	(1,211) 3,265	(110) 1,278	(381) 507	(163) 238	(4,115) 15,581	26.4	3,664	23.5
27	75	(745) 4,615	(1,354) 4,390	(1,205) 3,067	(230) 1,525	(408) 520	(157) 207	(4,099) 14,324	28.6	3,621	25.3

( )内は急患数を内数で示す

②平日時間外小児急患診療件数

年度	開設 日数	時間帯	年齢	件数			急患比 (%)	地域外比 (%)		
				小児科	その他	計				
26	290	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(400) 1354	(6) 8	(406) 1,362	29.8	21.0		
			7歳以上	(137) 656	(36) 98	(173) 754	22.9	15.4		
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(20) 88	(2) 3	(22) 91	24.2	18.7		
			7歳以上	(2) 18	(20) 23	(22) 41	53.7	29.3		
		26年度計				(559) 2,116	(64) 132	(623) 2,248	27.7	19.2
		27	291	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(415) 1384	(2) 5	(417) 1,389	30.0	22.0
7歳以上	(163) 683				(35) 81	(198) 764	25.9	13.6		
午後10時以降	0歳～ 6歳			(23) 93	(0) 0	(23) 93	24.7	21.5		
	7歳以上			(4) 29	(30) 35	(34) 64	53.1	25.0		
27年度計				(605) 2,189	(67) 121	(672) 2,310	29.1	19.3		

( )内は急患数を内数で示す

(3)薬事施設監視・指導

根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、医薬品の一般販売業及び特例販売業、並びに毒物・劇物販売業について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的な立入検査の実施による監視・指導を行う。

<実績>

※法改正（H21）により一般販売業から店舗販売業へ移行（経過措置期間有）

年度	医薬品販売業								
	薬局			店舗販売業（一般販売業）			特例販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付 件数	立入検 査件数	年度末 施設数	申請等 受付 件数	立入検 査件数	年度末 施設数	申請等 受付 件数	立入検 査件数

23	—	—	—	22(0)	41(2)	4(1)	2	1	0
24	—	—	—	33(0)	70(0)	19(0)	0	3	1
25	72	153	20	33	59	9	0	0	0
26	74	232	18	31	79	11	0	0	0
27	74	189	26	31	61	13	0	0	0

年度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付 件数	立入検 査件数	年度末 施設数	申請等 受付 件数	立入検 査件数	年度末 施設数	申請等 受付 件数	立入検 査件数
23	56	22	11	10	2	1	5	0	1
24	54	29	14	10	4	4	4	2	1
25	51	26	11	12	8	3	3	1	0
26	53	20	6	10	4	0	3	0	0
27	52	12	4	10	7	2	3	0	0

年度	毒物劇物業務上取扱者		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検 査件数
25	8	0	0
26	8	0	0
27	8	0	0

年度	高度管理医療機器等販売・貸与業		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検 査件数
27	64	40	6

#### (4) 薬物乱用防止

根拠法令等	「ダメ・ゼッタイ」普及運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

##### <目的・事業内容>

依然として、薬物乱用者の低年齢化が懸念されることや、危険ドラッグを使用した健康被害や二次的犯罪を起こす事例が多発するなど深刻な状況が続いており、「ダメ・ゼッタイ」の運動を通じて、官民一体となって国民一人ひとりの薬物乱用問題に関する意識を高め、薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

##### <実 績>

街頭キャンペーン（啓発パンフレット配布）

年度	23	24	25	26	27
回数	1	1	1	1	1
配布数	1,000	700	700	600	600

#### (5) 不正大麻・けし撲滅運動

根拠法令等	福岡県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

##### <目的・事業内容>

大麻及びけしに係る事犯の発生は、依然として跡を絶たない現状にある。この運動を通じて、不正栽培及び自生の大麻・けしを全面的に撲滅するため広く市民に対して大麻・けしに関する知識を浸透させる。

<実績>

種別 年度	け し		大 麻	
	件 数	株 数	件 数	株 数
23	9	810	0	0
24	14	1,093	0	0
25	26	2,628	0	0
26	14	2,059	0	0
27	15	691	0	0

(6)健康危機管理

根拠法令等	大牟田市健康危機管理要綱	所管課	生活衛生課
	大牟田市健康危機管理連絡会議要領	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命又は健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生の予防、拡大の防止及び医療の確保等の対策を的確・迅速に行える体制の整備を行う。

<実績>

年度	対 策 実 施 状 況
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（2月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法について</li> <li>・ 各関係機関の最近の状況について</li> </ul> </li> <li>○大牟田市健康危機管理研修会の開催（2月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法について</li> <li>・ 身近な危機管理</li> </ul> </li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大牟田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定（3月）</li> </ul>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（2月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大牟田市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について</li> <li>・ 各関係機関の最近の状況について</li> <li>・ その他</li> </ul> </li> <li>○大牟田市健康危機管理研修会の開催（2月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PPE（個人用防護具）の着脱方法について</li> </ul> </li> </ul>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（12月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大牟田市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の策定について</li> <li>・ 各関係機関の最近の状況について</li> <li>・ その他</li> </ul> </li> <li>○大牟田市健康危機管理研修会の開催（3月）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスクフィットテスト</li> </ul> </li> </ul>

### 3 動物管理センター

#### (1) 狂犬病予防法及び野犬対策

根拠法令等	狂犬病予防法	所管課	生活衛生課
	大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・返還・処分業務、飼い主への指導・啓発を行なっている。

#### <実績>

##### ① 狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付	咬傷件数	検診数
		保健所	開業獣医			
23	482	2,086	2,474	4,560	8	1
24	499	2,000	2,426	4,426	9	3
25	461	1,913	2,375	4,288	8	6
26	510	1,852	2,501	4,353	2	2
27	444	1,381	2,471	3,852	3	0

##### ② 捕獲・返還・処分

年度	捕獲		返還	処分
	箱捕獲	その他		
23	4	5	30	19
24	26	7	35	51
25	8	11	30	61
26	14	14	29	12
27	3	0	20	2

##### ③ 苦情相談・指導件数

年度	捕獲依頼	放し飼い	環境	その他	問い合わせ	合計	指導件数
23	23	67	99	6	1,671	1,866	134
24	23	66	190	39	2,190	2,508	167
25	19	63	285	131	1,422	1,920	134
26	10	33	89	132	1,137	1,401	124
27	14	21	92	367	740	1,234	44

#### (2) 動物愛護法関係

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律	所管課	生活衛生課
	福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

犬猫等の引取り、負傷動物の保護収容を行なうとともに、動物苦情相談の受付と指導、動物取扱業等の受付を行なっている。

#### <実績>

##### ① 犬猫等の引取り及び保護



年度	犬の引取り		猫の引取り		動物の保護			負傷動物の保護		
	成犬	小犬	成猫	小猫	犬	猫	その他	犬	猫	その他
23	16	6	23	28	98	136	0	6	43	0
24	18	13	9	70	103	116	1	11	37	0
25	50	2	24	39	73	137	7	8	58	1
26	1	0	2	27	62	58	1	0	15	0
27	4	0	0	0	63	70	0	2	16	0

### ②犬猫等の保護及び猫等の苦情相談・指導件数

年度	保護依頼	猫等放し飼い	環境	その他	合計	指導件数
23	206	17	26	82	331	51
24	210	9	33	148	400	100
25	210	23	40	119	392	90
26	108	5	52	129	294	107
27	96	21	51	167	379	89

### ③動物取扱業施設数及び特定動物飼養許可数

年度	動物取扱業施設数	特定動物飼養許可数
23	67	15
24	61	14
25	61	13
26	55	9
27	53	13

## (3)動物愛護事業

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律	所管課	生活衛生課
	狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

### <目的・事業内容>

年少者に対する出張動物ふれあい教室、動物飼育相談、訪問調査等により動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に努めている。

- ・出張動物ふれあい教室の開催（動物園との共催）
- ・小犬里親さがし・動物飼育相談
- ・譲渡犬等の調査・指導
- ・動物愛護週間事業（動物慰霊祭）
- ・犬のしつけ方教室の開催

### <実績>

#### ①出張動物ふれあい教室（27年度から休止）

年度	保育園	幼稚園	小学校	老人ホーム	合計
23	10	11	20	1	42
24	10	8	22	0	40
25	10	9	20	0	39
26	0	0	21	0	21
27	0	0	0	0	0

②犬猫の譲渡数（小犬里親さがし、センター）・動物飼育相談・失踪犬届出

年度	犬の譲渡数		猫の譲渡数		動物飼育 相談件数	失踪犬届出	
	成犬	小犬	成猫	小猫		失踪犬届出	解決件数
23	47	38	29	133	67	199	101
24	32	52	15	135	66	168	103
25	44	23	7	94	44	189	96
26	37	16	6	39	17	156	85
27	26	17	3	54	3	157	91

③譲渡犬等の調査・指導

年度	センター・里親さがし 譲渡犬 適正管理調査	犬の繁殖 制限指導	狂犬病ワクチン 未注射飼育者指導
23	35	2	947
24	2	2	838
25	0	1	1,712
26	21	0	1,422
27	21	0	1,390

## 4 葬斎場

### (1)大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和58年、59年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和59年7月25日に完成、8月1日から供用開始となった。

人体炉6基、汚物炉1基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約1,800件で、元旦をのぞき無休で火葬業務を行っている。

#### <実績>

年度	利用状況											
	合計				市内				市外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
23	1,823	1,791	4	28	1,754	1,733	4	17	69	58	0	11
24	1,882	1,853	3	26	1,806	1,785	3	18	76	68	0	8
25	1,856	1,829	1	26	1,797	1,775	1	21	59	54	0	5
26	1,856	1,818	3	35	1,792	1,767	3	22	64	51	0	13
27	1,751	1,730	3	18	1,680	1,661	2	17	71	69	1	1

## 5 試験検査

### (1) 微生物・臨床検査

根拠法令等	地域保健法 大牟田市保健所使用料及び手数料条例 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	生活衛生課
		負担割合	—

#### <事業内容>

- ・糞便細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、O157）
- ・感染症の届出による検査（腸管出血性大腸菌（O157）他）
- ・痰（塗抹）検査（結核菌）
- ・血清検査（HIV抗体、梅毒）

#### <実績>

検査項目	23	24	25	26	27
病原微生物検査	7,485	11,097	10,158	9,588	9,210
痰（塗抹）検査	0	0	0	0	0
血清検査	177	159	218	168	198
その他	0	0	0	0	0

※病原微生物検査：糞便細菌培養検査と感染症の届出による検査の合計

### (2) 食品衛生検査

根拠法令等	食品衛生法 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	所管課	生活衛生課
		負担割合	—

#### <事業内容>

- ・一般食品及び乳等検査（微生物学的検査、理化学的検査）
- ・食中毒関係検査（微生物学的検査、理化学的検査）

#### <実績>

検査項目	年度	23	24	25	26	27
一般食品及び乳類検査	微生物学的検査	190	150	137	147	146
	理化学的検査	21	26	27	31	38
食中毒関係検査	微生物学的検査	0	21	1	0	25
	理化学的検査	0	0	0	0	0

### (3) 環境衛生検査

根拠法令等	水道法 遊泳用プールの衛生基準について（通知）	所管課	生活衛生課
		負担割合	—

#### <事業内容>

- ・飲用水検査
- ・利用水等検査（プール水）

<実績>

検査項目		年度				
		23	24	25	26	27
飲用水検査	細菌学的検査	3	0	0	0	1
	理化学的検査	3	2	0	0	0
利用水等検査	細菌学的検査	12	12	12	12	12
	理化学的検査	12	12	12	12	12

(4)環境保全・廃棄物関連検査

根拠法令等	環境基本法（公害防止計画） 大牟田市公害防止協定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	所管課	生活衛生課
	下水道法	負担割合	—

<事業内容>

- ・大気検査（重金属、降下ばいじん）
- ・水質検査（公共用水域、工場・事業場排水）
- ・廃棄物関連検査
- ・その他

<実績>

検査項目		年度				
		23	24	25	26	27
大気検査		116	102	103	48	47
水質検査	細菌検査	17	13	25	25	25
	化学検査	172	159	173	215	217
廃棄物関連検査		13	3	21	22	22
土壌・底質検査		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	2

## 第10節 関連団体

### 1 公益社団法人大牟田市シルバー人材センター

#### (1) シルバー人材センターの概要

##### <設 立>

法人格 公益社団法人  
設立許可 昭和61年2月25日設立  
昭和61年4月 1日許可

##### <目 的>

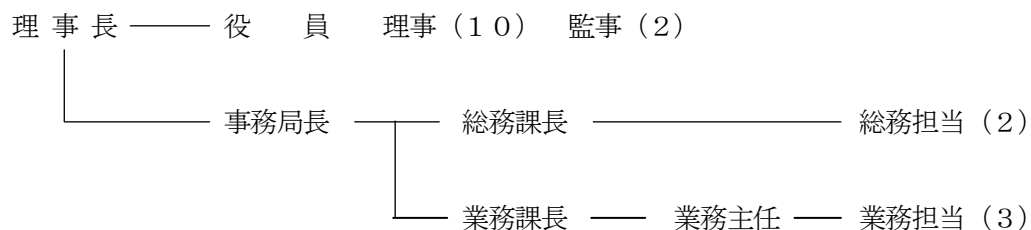
働く意欲と能力をもった定年退職者その他の高齢退職者（60歳以上）に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することによって、高齢者の職業生活の充実と福祉の増進に資するとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

##### <事業内容>

- ① 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高齢退職者のための就業機会の確保と組織的な提供
- ② 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高齢退職者のための職業紹介事業及び一般労働者派遣事業
- ③ 高齢退職者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- ④ その他高齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務

##### <機 構>

(平成28年4月1日現在)



## (2) 平成27年度事業実績及び会員数

### ①事業実績（職種別）

区分	受注件数	就業延人数	事業収入	構成比
技術	0	0	0	0.0%
技能	2,409	12,918	71,937,895	23.0%
事務整理	47	179	441,270	0.1%
管理	865	31,155	116,743,989	37.3%
折衝外交	131	11,056	11,200,842	3.6%
一般作業	6,173	22,906	78,334,895	25.0%
サービス	565	12,175	34,544,612	11.0%
その他	0	0	0	0.0%
合計	10,190	90,389	313,203,503	100%

### ②会員数（希望職種別）

希望職種	男	女	計	構成比
技術	9	1	10	1.6%
技能	98	11	109	18.0%
事務整理	7	4	11	1.9%
管理	243	2	245	40.4%
折衝外交	3	5	8	1.3%
一般作業	95	35	130	21.5%
サービス	20	73	93	15.3%
計	475	131	606	100.0%

## 1) 事業実績

一般家庭、事業所、公共団体等から除草や剪定、清掃、施設管理などの仕事を受注し、会員へ提供した。また、統一地方選挙での選挙公報配布等の業務や三池炭鉱関連施設の世界文化遺産登録による宮原坑をはじめ、三池港、三川坑、旧長崎税関三池支署のガイドや駐車場管理業務を受託した。独自のリサイクル事業では、宮原坑への出店や世界遺産オリジナル商品開発・販売、シルバー農園での農産物加工品製造・販売等に取り組んだ。この結果、就業延人員は、90,389人日と前年より8,191人日増、事業収入は約3億1千3百万円と、前年度と比べ2千5百万円増加した。

## 2) 普及啓発事業

### (1) センター事業の普及啓発活動

- ①会員の拡大及び就業の拡大を図るため、月2回の入会説明会と月1回の登録説明会、世界遺産関連業務の会員を紹介したフリーペーパーでの会員募集等を行った。また、「3R活動推進事業」で、ミニ学童イス作り、年末の餅つきやミニ門松作り等の親子体験教室や社用車のステッカー、チラシ等による普及啓発活動に取り組んだ。
- ②地域班会議を行い、地域班の会員による入会の声かけとチラシの各戸配布を実施した。
- ③十日市をはじめ、よかもん商店街、募金百貨店、福岡でのシルバーフェスティバル等に参加し、リサイクル事業の品物やシルバー農園の農作物の販売を行い、センター事業の普及啓発に取り組んだ。

- ④10月のシルバー人材センター全国普及啓発促進月間に、市役所剪定奉仕活動、市長及び市議会議長への支援要請行動、センターでの「わくわくシルバーフェスタ」を実施した。
- ⑤公共職業訓練リサイクル科の前期及び後期修了生の作品展「技能祭」(9月と3月)による普及啓発を行った。

(2) 社会参加・ボランティア活動

- ①「大蛇山まつり」市民総踊りへの参加と会場の早朝清掃奉仕活動
  - 7月25日(土) 市民総踊りへの参加 (参加者64人)
  - 7月27日(月) 夏祭り会場早朝清掃奉仕 (参加者94人)
- ②9月26日(土) 大牟田市高齢者生きがい創造センターの樹木剪定及び除草奉仕活動
  - 剪定班41人・除草班41人・清美班12人・事務局9人 (参加者103人)
- ③10月3日(土) 市役所の樹木剪定奉仕活動
  - 剪定班38人・清美班9人・事務局9人 (参加者56人)
- ④旧三井港倶楽部の松の剪定奉仕活動
  - 5月26日(火) 剪定班42人
  - 12月1日(火) 剪定班38人・除草班6人(参加者44人)
- ⑤地域班の清掃奉仕活動
  - 5月16日(土) 天の原小学校裏門階段の清掃 天の原2班 会員6人

### 3)安全・適正就業推進事業

(1) 安全就業の促進

「安全はすべてに優先する」を基本として、安全・適正就業委員会の開催、連合会安全就業促進大会への参加等を行った。また、夏季には、各職群の班長会議で夏場の熱中症対策と事故防止の注意喚起を行った。27年度の就業中の傷害事故は7件で前年度より5件減少、賠償事故は8件で前年度より6件増加した。

(2) 適正就業の推進

臨時的、短期的、または軽易な就業のために、ローテーション就業及び就業体制の是正に取り組んだ。また、発注者との契約内容について、請負事業か指揮・命令が発生する派遣事業かの双方確認を行った。

(3) センター安全就業促進大会の実施

2月24日(水) 文化会館 (参加者162人)  
安全標語の入賞者表彰をはじめ、大牟田市健康対策課による「高齢者の健康管理(食生活)」及び大牟田警察署による「高齢者の交通安全対策」「ニセ電話詐欺の防止」の講演を行った。

### 4)相談事業

(1) 就業相談の実施

シルバー人材センターへ入会を希望する地域の高齢者を対象に、毎月2回の入会説明会及び毎月1回の登録説明会を実施した。また、福岡県立大牟田高等技術専門校から受託している公共職業訓練生への就業相談を行った。

## 5) 研修・講習事業

### 【役職員研修】

#### (1) 役員研修

①筑後ブロック「理事・事務局長研修会」(2月5日 参加者9人)

#### (2) 職員研修

①筑後ブロック会計・業務担当職員研修(2月26日 参加者2人)

### 【職群別研修】

#### (1) 剪定班

##### ①新人研修(6回)

新会員8人を対象に、服装、道具、安全対策等について、研修を実施

##### ②松の剪定講習会(2回)

(5月26日 芽摘み 参加者42人、12月1日 古葉落とし 参加者38人)

全剪定会員を対象に、旧三井港倶楽部で、松の春の芽摘み、秋の古葉落とし講習会を実施

#### (2) 除草班

##### ①新人研修(3回)

新入会員11人を対象に、服装、道具、安全対策等について、実技講習を含む研修を実施

##### ②刈払機講習会(2回)

刈払機使用を希望する9人の会員対象に、正しい扱い方、安全対策等について、実技講習を実施

#### (3) 子育て、福祉・家事援助講習会

2月9日 県連合会主催の会員研修会に5人が参加

#### (4) 交通安全講習会

2月24日 安全就業促進大会において「高齢者の交通事故防止について」講習を実施  
(参加者162人)

## 6) 調査研究事業

公益社団法人としての経営の安定化を進めるために、国、県連合会、先進地等の情報収集及び調査を行った。

#### (1) 県連合会主催の事務局長会議及び担当者研修会での情報収集

#### (2) 筑後ブロック研修会

①会計・業務担当者研修(2月26日 大木町シルバー人材センターにおいて、県連合会の講師による研修 参加者2人)

②事務局長先進地視察(10月1日～2日 大村市シルバー人材センターの会員増及び就業拡大並びにサポート事業の取組について調査)



## 2 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会

根拠法令等	社会福祉法（第109条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
-------	--------------	-----	--------------------

### (1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられ、住民の社会福祉に対する関心と理解を深め、地域における社会福祉の増進に努めるという理念のもとに、全国の都道府県市町村に設立されている。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面をあわせ持った組織で、地域住民による福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施等を行い、地域福祉活動の中心的な役割を担っている。

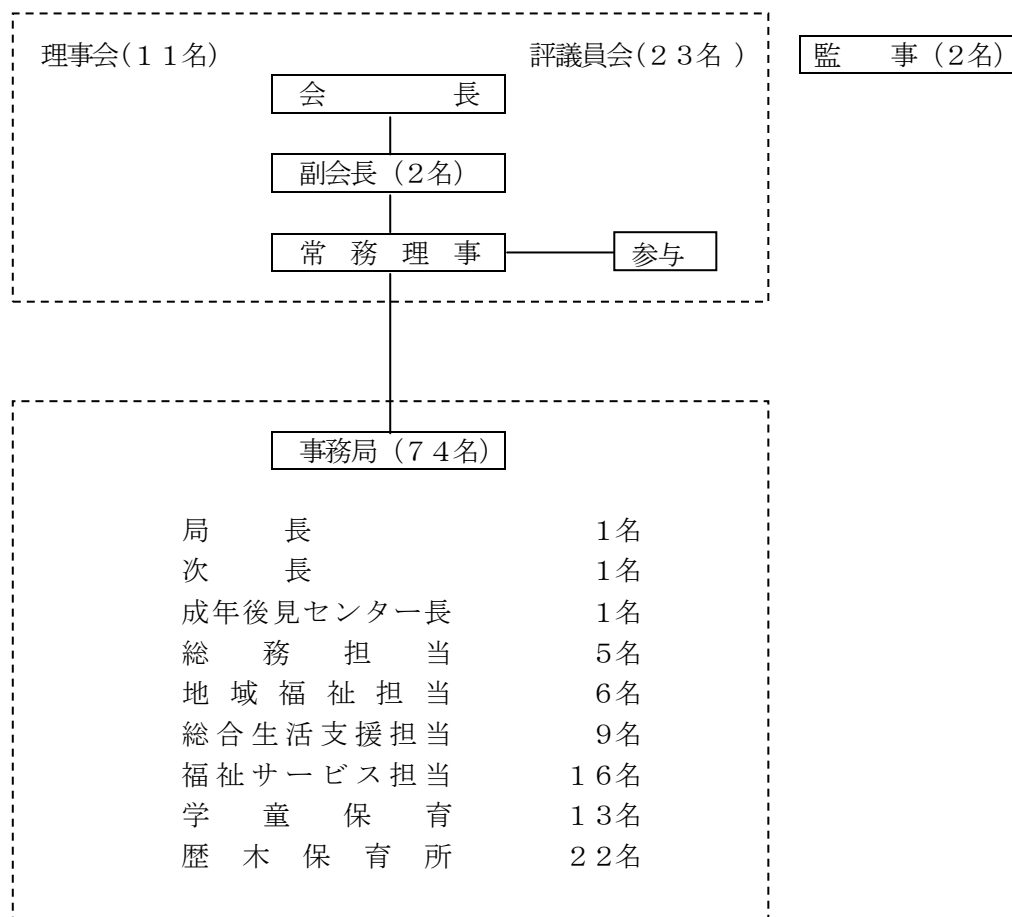
平成12年に社会福祉事業法が大幅に改正され社会福祉法となり、その第109条では、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記された。

大牟田市社会福祉協議会は、昭和26年に任意団体として発足し、昭和47年に社会福祉法人の認可を受け、以来、大牟田市の地域福祉推進役として住民のニーズにあった様々な事業活動を展開している。

現在は、「地域福祉推進と絆」をキーワードに、地域における様々な生活上の諸問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る心ふれあう「誰もが安心して暮ることができるまちづくり」を目指し、関係機関・団体および行政等と協働して、様々な福祉課題の解決に積極的に取り組んでいる。

### (2) 社会福祉協議会の機構と組織構成

(平成28年7月1日現在)



### (3) 社会福祉協議会の実施事業

経済情勢や雇用環境は緩やかに回復している一方、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や消費者被害といった権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化、拡大している。しかしながら、少子・高齢化の一層の進展や生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、地域や世代間で支えあう力は弱まってきている。

こうした中、国の「社会保障と税の一体改革」では、世代間・世代内の公平の確保や次世代へ引き継げる「全世代型」社会保障の構築に向けた取り組みが進められ、具体的な改革の方向性としては、子ども・子育て支援の強化や社会保険制度（年金・医療・介護）におけるセーフティネット機能の強化、医療・介護サービス保障の強化、貧困・格差対策の強化等が挙げられた。

特に、「貧困・格差対策の強化」では、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されることになり、本会においては、補助金を活用し社協としての生活困窮者支援のモデル構築等についての調査研究を実施するなど、施行に先立つ準備を進めてきた。

また、平成27年度は、第3次大牟田市地域福祉計画・地域福祉実践計画（平成27年度～平成31年度までの5年間）の初年度であった。第3次大牟田市地域福祉実践計画の重点項目には、生活困窮者自立支援法施行に基づき、生活困窮者セーフティーネット（包括的・個別的な支援や早期的・継続的な支援等）の役割を担っていくこと、また2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けての仕組みづくりが盛り込まれており、本会は、2025年までの助走期間として、大牟田市とともに、3つの基本目標を定めて事業展開していくこととした。

【基本目標1】つながりを育むひとづくり

【基本目標2】みんなで支え合う地域づくり

【基本目標3】生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり

このような計画のもと、平成27年度は『今、社協が求められているものは何か?』をテーマに様々な事業展開を行ってきた。

主な事業の取り組みとして、

- ① 平成26年度から準備を進めてきた「大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会」の設立に至ったこと、新たに「生活困窮者レスキュー事業」を開始させたこと
- ② 大牟田市より受託した生活困窮者自立支援事業で、「生活支援相談室」を総合福祉センターに開設させたこと
- ③ 大牟田市より受託した生活支援コーディネーター設置事業で、生活支援コーディネーターのあり方や役割・使命について研究するとともに、生活支援サービスを充実させるために必要な措置を講じたこと
- ④ 日常生活自立支援事業について、福岡県社会福祉協議会から委託され、基幹的社会福祉協議会に指定されたこと
- ⑤ ゴミ屋敷、子ども食堂、ひきこもり支援、空き家対策、食料支援（フードバンク）等の社会的課題に多職種・多分野で取り組み始めたこと
- ⑥ 平成27年10月、歴木保育所（平成24年4月、大牟田市より移譲）に新たな子育て支援施設として新園舎をオープンさせたこと

### (4) 校区社協活動への支援

#### ① 校区社協会長連絡協議会の充実

##### ア 校区社協会長連絡協議会との連携強化

(ア) 校区社会福祉協議会会長連絡協議会が新たに設けた研修部と連携・協働して、校区社会福祉協議会が主体となって取り組む地域福祉活動の充実に資する研修会を実施した。

【開催日】 平成27年8月10日（月）

【研修先】 大牟田市総合福祉センター 大会議室

【内容】 《研修》「平成27年度大牟田市社会福祉協議会事業計画について」

「生活困窮者の支援について」

講師：大牟田市社会福祉協議会 職員

「地域包括ケアシステムについて」

講師：大牟田市 長寿社会推進課主査 内山勝司氏

- 【参加者】 19人  
 【開催日】 平成27年12月8日（火）  
 【研修先】 イオンモール大牟田2Fイオンホール  
 【内容】 《研修》「生活困窮者の把握や対応をどのように進めていくのか」  
 講師：うきは市社会福祉協議会 國武竜一氏  
 【参加者】 18人

(イ)校區社会福祉協議会会長連絡協議会と連携・協働して、校區社会福祉協議会が主体となって取り組む地域福祉活動の推進に活用できるツールを作成した。

作成物	配布先・作成部数
小地域ネットワーク活動啓発用DVD	校區社協等・30枚
ふれあいサロン活動紹介用冊子	校區社協等・200冊

## ②校區福祉力アンケート調査の実施

各校區の校區社会福祉協議会構成員を対象に、校區福祉力に関するアンケートを実施した。地域活動での共通の課題は、「地域内のネットワーク」であることが明らかになった。また、前回（平成23年実施）の調査と比較すると、「専門機関とのつながり」「活動状況」は得点が高くなった。

実施期間	調査方法	対象人数	回答者数	回答率
平成27年11月	質問紙郵送調査	800人	502人	62.8%

## ③地域リーダー合同研修会の開催

近年、ひきこもり、社会的孤立、孤独死、ごみ屋敷、育児困難、失業後の再就職困難等、これまでの社会福祉事業や制度では支援することが難しい「制度の狭間となっている問題」や「複合的な課題」を抱える人が増加している。私たちの地域においても、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えている。また、人と人とのつながりが希薄になり、社会的に孤立する人も増えてきている。

これらの問題や課題の解決をめざして、校區の社会福祉協議会会長や民生委員・児童委員協議会会長、町内公民館連絡協議会会長、まちづくり協議会会長が、一堂に会し、多様化する福祉課題・生活課題の解決方法を考える研修会を実施した。

- 【開催日】 平成27年11月27日（金）  
 【会場】 大牟田ハイツ 芙蓉の間  
 【参加者】 95人  
 【内容】 **第1部** ワークショップ  
 「生活困窮者のイメージとは？」  
 メイン・ファシリテーター：大牟田市社会福祉協議会 職員  
**第2部** 制度解説  
 「生活困窮者支援制度と大牟田市の現状について」  
 講師：大牟田市社会福祉協議会 職員  
**第3部** ロールプレイ  
 「地域の支え合いについて考えてみましょう」  
 メイン・ファシリテーター：大牟田市社会福祉協議会 職員  
**第4部** 実践紹介  
 「地域支えあいマップを活用した取り組み」  
 発表者：天の原校區社会福祉協議会会長 三浦紀子氏

## ④校區社会福祉協議会研修会及び福祉座談会の支援

支援形態	支援校區数	実施回数	内容
内容に対する助言、制度等の説明など	10校區	13回	生活困窮者自立支援制度等について

## ⑤校区社会福祉協議会会長連絡協議会広報紙発行の支援

校区社会福祉協議会会長連絡協議会が新たに設けた広報部と連携して、校区社会福祉協議会が主体となって取り組む地域福祉活動を紹介する校区社協会会長だより「つながり」ならびに各校区社協だよりの発行を支援した。

「つながり」発行方法	発行部数	発行月
大牟田市社会福祉協議会「福祉だより“きらり”」記事掲載	55,000部	4月、7月、10月、1月

## (5)小地域ネットワーク活動の支援

### ①福祉委員などによる見守り・訪問活動の推進

#### ア 福祉委員の設置

校区内の福祉に関する組織・団体および民生委員・児童委員等と連携を密にし、校区住民の協力を得ながら地域福祉活動を行う福祉委員を設置した。

設置基準	定数	設置人数	充足率
各校区の世帯数に応じ、100～150世帯に1人の割合で設置	372人	366人	98%

イ 校区社会福祉協議会会長連絡協議会と連携・協働して、見守り・訪問活動の推進に活用できる視聴覚教材「小地域ネットワーク活動啓発用DVD」を作成し、全校区社会福祉協議会に配布した。

### ②福祉委員研修会の実施

#### ア 新任福祉委員研修会の実施

見守り・訪問活動を中心とした小地域ネットワーク活動に対する理解を深め、福祉委員活動の役割を学ぶことを目的に研修会を開催した。

実施日	内容等
平成27年 7月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動説明：福祉委員の活動について</li> <li>実践紹介：平原校区 福祉委員 宮本攻氏</li> <li>場所：総合福祉センター 中会議室</li> <li>参加：新任福祉委員 14人</li> </ul>
平成27年 7月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動説明：福祉委員の活動について</li> <li>実践紹介：羽山台校区 福祉委員 福井和子氏</li> <li>場所：総合福祉センター 中会議室</li> <li>参加：新任福祉委員 15人</li> </ul>
平成27年 7月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動説明：福祉委員の活動について</li> <li>実践紹介：倉永校区 福祉委員 稲又ミチヨ氏</li> <li>倉永校区 民生委員 湯村剛太郎氏</li> <li>場所：総合福祉センター 中会議室</li> <li>参加：新任福祉委員 10人</li> </ul>

#### イ 福祉委員フォローアップ研修会の実施

福祉委員の活動と「生活困窮者自立支援」の関連性や、どのような声かけや見守りをしたらよいかについて学ぶ研修会を実施した。

参加者からは、「かかわり方のヒントをもらった」や「地域の声を聞くことの大切さを再認識した」等の感想があり、生活困窮者の把握や対応について理解を深めることができた。

## (6)ふれあいサロン活動の充実

### ①ふれあいサロン活動の活性化

ふれあいサロンは、地域で高齢者や障がい児・者、子育て中の方が、生きがいや元気に暮らすきっかけを

見つけたり、地域住民同士のつながりを深めたりする自主活動の場として、市内129カ所で活動している。

区分（参加対象者）	H27 年度登録数	前年度比	
多世代	2 カ所	0 カ所	100%
高齢者	119 カ所	6 カ所増	105%
障がい者	2 カ所	0 カ所	100%
子ども・子育て中の保護者	6 カ所	1 カ所増	120%
合 計	129 カ所	7 カ所増	106%

## ②ふれあいサロン連絡会の開催

サロン代表者対象のアンケートでは、「サロンのメニューに困っている」ことが明らかになった。そこで、サロン活動の活性化につなげることを目的に、連絡会の内容を工夫して開催した。

第1回連絡会後には、参加者から「ぜひサロンで体験したい」との声をいただき、いくつかのサロンで出張講座の開催に結びついた。

第2回連絡会後には、参加者から「サロンにすぐ活用できそう」「高齢でもできそう」との声をいただき、いくつかのサロンからメニューの問い合わせや申し込みがあった。

実施日	内容等
平成27年 9月24日 9月25日	第1回「ふれあいサロン活動のメニューを増やそう」 ・出前講座メニュー紹介・実践体験 ・赤い羽根共同募金 募金百貨店おおむた 加盟6 店舗 ・会場：総合福祉センター 中会議室・大会議室 ・参加：登録サロンお世話役・代表者等 94名
平成28年 3月15日	第2回「ボランティア団体の活動内容って？～サロンで活かせるメニュー体験～」実施 ・活動紹介：社協ボランティアセンター登録団体2 団体 ・会場：総合福祉センター 中会議室・大会議室 ・参加：登録サロンお世話役・代表者等 111名

## (7)生活支援コーディネーター設置事業（市受託事業）

### ①生活支援コーディネーターあり方検討会の開催

地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援体制を整備することを目的に、協議体の設置ならびに生活支援コーディネーターが配置されることとなった。この設置事業を、大牟田市から委託を受け実施した。新たな事業であることから、以下のとおり検討会を設置し、協議体と生活支援コーディネーターのあり方等について検討を進め、事業の具現化を図った。

実施日	内容等
平成27年 5月18日	検討会の目的とめざす地域像を共有した。
平成27年 6月30日	地域のニーズならびに地域の資源を把握するための効果的な法、実施主体・連携組織、活動上の留意点について明らかにした。
平成27年 7月13日	下記①～③に、生活支援コーディネーターが、誰と（組織・個人）一緒に取り組んだら効果的なかを明らかにした。 また、①～③に取り組む協議体に、誰の（組織・個人）参画を得ることが必要なかを明らかにした。 ① 高齢者の生活支援ニーズを把握する。 ② 地域の生活支援活動や生活支援サービスを把握する。 ③ 地域の生活支援活動やサービスを拡充する。また、不足している活動やサービスを創出する。
平成27年 8月18日	検討内容を報告書にまとめた。

## ②生活支援コーディネーターの配置

市全域における生活支援・介護予防体制整備を目的として、生活支援コーディネーターを配置した。

### ア 生活支援コーディネーターへの支援・助言及び研修の実施

大牟田市社会福祉協議会ならびに地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターが、情報共有や課題設定をすることを目的とした会議やワークショップ、他市町村の取り組み事例や制度について学習することを目的とした研修会を実施した。

### イ 生活支援サービス開発・充実に取り組む団体等への支援・助言

地域の商店の閉店に伴い、移動販売を希望する校区と移動販売に取り組む法人との調整や、大牟田市居住支援協議会が支援する空き家を活用した地域の交流拠点づくり事業への参加など、地域の特性に合った生活支援・介護予防体制整備に取り組んだ。

## (8)福祉教育の推進

### ①夏休み子どもふれあいふくし塾の実施

子どもたちが、地域の福祉委員等と一緒に、「見守り訪問活動」や「サロン」を体験することで、「住民が、住民と相互に支え合うこと」の大切さを学んだ。

実施日	内容等
平成27年 8月20日	「福祉に携わる人を取材して！」 ・講話「ふくしとは、福祉委員の役割とは、サロンとは」 ・体験「福祉委員さんへのインタビュー」「見守り訪問活動」「サロン活動」 自由研究作成 ・講師：平原校区福祉活動実践者（福祉委員、サロン参加者等） ・場所：総合福祉センター、瓦町公民館等 ・参加：小学生等 8人

### ②福祉教育のコーディネートと講師派遣

児童・生徒の福祉教育の推進を目的とし、大牟田市視力障害者福祉協会、大牟田聴覚障害者福祉協会、大牟田手話の会「ありあけ」の協力を得て、講師（ゲストティーチャー）として派遣した。また、点字指導では、点訳奉仕大牟田むつき会の協力を得た。

	総件数	小学校	中学校	高等学校	その他
派遣件数	18	18	0	0	0

### ③福祉教育教材の貸出

福祉教育に用いてもらうため、小・中学校や高校、事業所に高齢者疑似体験セット・車椅子・アイマスク・白杖・ビデオ等を貸し出した。

	合計	小学校	中学校	高等学校	その他
貸出件数	17件	11件	3件	1件	2件

区分	疑似体験セット	車いす	アイマスク	白杖	DVD・ビデオ
小学校	18	24	70	35	8
中学校	12	16	30	30	0
高等学校	1	0	0	0	0
その他	6	0	0	0	0
合計	37セット	40台	100枚	65本	8本

## (9)子育て支援の充実

### ①子育てきらりフェスタの開催

第1回目は防災をテーマに、第2回目は気になる子どもへのアプローチをテーマに、講演会を実施した。また、ボランティア団体や母親たちの特技や意見を取り入れた体験活動の場を協働で実施した。

### ア 子育てきらりフェスタ Vol. 20

【日 時】 平成27年8月2日(日)

【会 場】 大牟田市総合福祉センター

【内 容】 講演会「家族の命を守る！今からできる防災」

講師：防災士 柳原志保さん

体験：身近な物でスリッパ・マスク・オムツ作り、スイーツデコ、なりきり写真撮影会  
いざという時の簡単アイデアレシピ、煙ハウス、水消火器体験、はしご車体験等

協力：日本赤十字社福岡県支部、大牟田市消防本部、little mama

【参加者】 約200名

### イ 子育てきらりフェスタ Vol. 21

【日 時】 平成28年3月6日(日)

【会 場】 大牟田市総合福祉センター

【内 容】 講演会「ポジティブに、認めて、伝える、楽しむ子育て」

講師：帝京大学福岡医療技術学部 理学療法学科 堺裕さん

体験：レジン、ジュエルデコレ、スイーツデコ、石鹸デコパージュ、パステルアート 等

協力：little mama

【参加者】 約300名

## ②子育てサロン「マザーリーフ」の実施

子育て中のお母さん同士の情報交換の場や子どもとのふれあいの場として毎週水曜日（第5週は除く）に開催した。

	年間参加者数	各回平均参加者	数前年比	参加者総数
大人	138人	2.8人	47%	341人 (44%)
子ども	154人	3.2人	37%	
ボランティア	49人	1.0人	67%	

## ③チャイルドシート貸出事業

保有台数		貸出総件数	前年度比
チャイルドシート	ジュニアシート		
26台	9台	231	126%

## ④情報掲示板「Babecle(ベビクル)」の運営

使わなくなった育児用品を譲りたい人から必要な人に渡すために、ホームページで情報を提供した。取扱い件数は、相談含めて4件であった。

## ⑤産前産後ケアサポート・ママ養成講座の実施

近くに親兄弟など頼る人もなく一人で産前産後の不安定な時期を過ごさねばならない方が安心して楽しく育児ができるよう、日常生活をお手伝いするサポートママを養成する講座を実施した。講座は、「おおむたキャロットサービス協力会員養成講座」と同時開催とした。

## (10)ファミリー・サポート・センター事業(市受託事業)

### ①会員の登録及び活動

区分	登録会員数	前年度比	活動回数(キャンセル数)
利用会員	681人	93%	896回(90回) 前年度比：98%
協力会員	85人	102%	
相互会員	78人	104%	
合計	844人	95%	

## ②会員養成講座の実施

実施日（回数）	内容等	新規登録者数
平成27年 6月（全5回）	第1回 協力会員養成講座 ・受講：延49人	・協力会員：5人 ・相互会員：2人
平成27年 11月（全6回）	第2回 協力会員養成講座 ・受講：延31人	・相互会員：2人

## ③ステップアップ講座の実施

実施日	内容等	受講者数
平成27年 11月6日	第1回ステップアップ講座 「なぜ今、地域にファミサポが必要なのか」	7人
平成28年 3月12日	第2回ステップアップ講座 「関わりがむずかしい子どもとのつきあい方」	5人

## ④安全対策講習会の実施

実施日	内容等	受講者数
平成27年 10月28日	「乳幼児の救急救命講座～大切な命を守るために心肺蘇生法やAEDの使い方を学ぼう～」	10人

## (11)放課後児童健全育成事業(市受託事業)

### ①学童保育所・クラブの運営(三池・高取・中友・白川・大牟田・平原)

放課後児童対策として、昼間児童の養育ができない家庭などの児童に対して、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、各学童保育所においては、地域組織等と連携し様々な世代間交流事業を実施した。

学童保育所名	三池	高取	中友	白川	大牟田	平原	計
児童数（人）	40	26	25	38	40	32	201

(平成28年3月31日現在)

### ②6学童交流行事の実施

大牟田市社会福祉協議会が運営する6つの学童保育所・クラブの交流行事として実施した。

実施日	内容等	場所	参加者数
平成27年 10月24日	「学童っ子のつどい」 ・スタンプラリー	諏訪公園 イベント広場	234人

### ③大牟田市学童保育所等未整備校区における児童送迎の実施

学童保育所が整備されていない上官小学校の児童（1、2年生）を対象に、上官小学校・中友学童保育所間の送迎を実施した。

利用者	年間利用日数
小学校2年生 1人	190日

## (12)くぬぎ保育所運営事業

### ①くぬぎ保育所新園舎の完成

「新園舎建設検討委員会」を設置し、平成27年3月に着工した新園舎建設が、工事期間中、住民の方々にもご協力いただきながら、平成27年10月に完成した。送迎用の駐車場の確保・整備、ランチルームの完備等により、今まで抱えていた課題を解決することができた。

また、子育てに悩みや不安を抱えている保護者の拠り所として、保育所に足を運んでもらい子育て不安の軽減を図った。



## ②くぬぎ保育所の運営

年度初めは92名でスタートし、年度末には117名の園児が在籍した。保育方針である「自然の中で心と体を使って思いっきり遊ぶこども」に基づき、障害児との統合保育、食育の推進、農業体験（田植え・稲刈り）を行った。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H26	94	94	94	94	94	96	97	98	101	101	103	106
H27	92	94	97	99	103	105	107	110	111	117	117	117

## (13)おおむたキャロットサービス(住民参加型在宅福祉サービス)の充実

### ①おおむたキャロットサービス会員の登録・活動の調整

日常生活において、公的サービスでは対応できない生活課題を抱えている一人暮らし高齢者等に対し、サポーター登録した協力会員が生活支援サービスを行った。活動件数は年々増え続け、高齢者等の在宅生活の充実に大きく寄与した。しかし、活動を担う協力会員は前年度より減少した。今後、介護保険制度の見直しにより活動依頼が増加することが考えられるため、協力会員を増やしていかなければならない。

#### ア 会員の登録

区分	H27 年度登録者数	前年度比	
利用会員	130 人	2 人増	102%
協力会員	35 人	16 人減	69%
合計	165 人	14 人減	92%

#### イ 活動の調整

		H27 年度件数				前年度比						
活動件数		2,184 件				443 件増				125%		
家事支援		買物	薬受取	通院外出付添	見守り	話し相手	草とり	ゴミ出し	その他			
掃除洗濯	食事作り								修繕など	その他ほか	産前産後	
1,677	172	92	17	30	0	8	98	2	12	76	0	

### ②大牟田キャロットサービス協力会員交流会の実施

情報交換を通して協力会員同士の親睦・連携を深め、活動の充実を図ることを目的として実施した。また、関係する制度等について情報を提供することによって、活動に対する意欲の向上を図った。

実施日	内容等
平成 27 年 4 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講話「生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加」</li> <li>講師：大牟田市 長寿社会推進課</li> <li>・情報交換、意見交換</li> <li>・参加：会員 21 人</li> </ul>

### ③おおむたキャロットサービス協力会員視察研修の実施

市外で同様の活動をしている団体と意見交換をすることで、活動への思いや悩みを共有し、今後の活動の充実を図ることを目的として実施した。合志市のまちづくりの取り組みを学ぶことで、個人の生活支援にとどまらず、地域づくりをいかにやっていくのかということを考える機会となった。

実施日	内容等
平成 28 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「合志市社会福祉協議会の取り組み～地域支援の現状と方向性、安心生活（ぽっかぽか）サポート事業について～」</li> <li>・視察先：合志市社会福祉協議会</li> <li>・取組紹介、意見交換</li> <li>・参加：会員 9 人</li> </ul>

#### ④おむたキャロットサービス協力会員養成講座の実施

キャロットサービスへの依頼増加に対応するために、協力会員の養成に取り組んだ。

今年度から利用対象に“出産前後の母親”も加えたことから、「産前・産後サポートママ養成講座」を兼ね、高齢者、障がい者、出産前後の母親等を対象に、幅の広い支援を実践することができる人材の養成をめざした。

しかし、実際に協力会員としての登録者は3人とどまった。

今後、介護保険制度の見直しにより依頼が増え続けることが考えられるため、講座の内容やあり方等を検討しながら、協力会員を増やしていく必要がある。

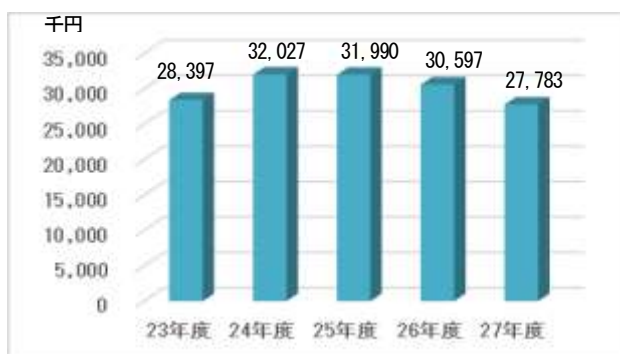
回	実施日	内容等	受講数
1	平成 27 年 10 月 27 日	「人のつながりをつくるボランティア」 ・講師：筑紫女学園大学社会福祉コース教授 山崎安則氏	17 人
2	平成 27 年 10 月 30 日	「住民参加型福祉サービスについて」 ・講師：住民参加型在宅福祉サービス全国連絡会熊本県幹事 田中将太氏	10 人
3	平成 27 年 11 月 6 日	「これからの地域とキャロットサービス」 ・講師：大牟田市長寿社会推進課 松葉史子氏、大牟田市社会福祉協議会	16 人
4	平成 27 年 11 月 13 日	「久留米市の子育て支援について」 ・講師：松柏子育て支援センターセンター長 石井真由美氏	10 人
5	平成 27 年 11 月 17 日	「人との関わり方：傾聴を学ぶ」 ・講師：再評価カウンセリング九州エリア代表 宮崎真由美氏	12 人
6	平成 27 年 11 月 20 日	「車いす体験・キャロットサービス事業報告」 ・講師：キャロットサービスサブリーダー 大牟田市社会福祉協議会	7 人

#### (14)高齢者福祉対策の推進

##### ①介護保険事業の充実

訪問介護（ホームヘルパー派遣）、訪問入浴（入浴車による訪問入浴）、居宅介護（ケアプランの作成）、通所介護（デイサービス）の事業を実施し、要支援、要介護者の在宅生活を支援した。

訪問介護事業（ホームヘルプ）実績



訪問入浴事業（入浴サービス）実績



居宅介護支援事業（ケアプラン）実績



通所介護事業（ふれあい処える）実績



(各年度事業実績)

事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
訪問介護サービス	収入(円)	28,396,728	32,027,405	31,990,254	30,596,792	27,782,816
	件数(件)	8,239	9,683	9,713	9,275	8,109
訪問入浴サービス	収入(円)	7,374,639	5,232,207	8,016,180	8,752,500	8,248,060
	件数(件)	549	411	624	689	647
居宅介護支援事業	収入(円)	9,627,140	9,050,200	8,459,620	9,561,730	8,852,290
	件数(件)	810	847	792	789	867
通所介護(えいる)	収入(円)	377,423	16,283,080	23,730,030	24,347,220	21,665,861
	件数(件)	36	1,763	2,541	2,886	2,536
通所介護(築町えいる)	収入(円)	—	—	—	668,485	8,265,388
	件数(件)	—	—	—	98	1,157
総合計	収入(円)	45,775,930	62,592,892	72,196,084	73,926,727	74,814,415
	件数(件)	9,634	12,704	13,670	13,737	13,316

## ②まちの縁側築町えいる

「まちの縁側築町えいる」は、築町商店街の空き店舗を活用し、大牟田市まちづくり基金事業の補助金を受け、小規模デイサービスセンターとオープンサロンを併設した施設として平成26年12月に開所した。当初「築町えいる」事業運営は小規模デイサービスで生じた介護報酬をオープンサロンへ還元し、安定的な運営を図るとしていたが、当初計画を下回る事業運営、さらに介護報酬の大幅切り下げも相まって、平成27年11月の理事会、評議員会で事業の全面廃止という決定を受け、平成28年1月20日付で小規模デイサービス事業を休止した。

なお、オープンサロンについては、親子カフェ、認知症カフェ、子ども食堂などの事業を3月末まで実施したところである。

(オープンサロン利用者統計)

サロン活動	子ども食堂	認知症カフェ	その他(※)	計
54	327	33	519	933

※バス待ちやちょっとした立ち寄りなどで、築町えいるに來所された延べ人数

### 【平成27年度介護保険事業の総括】

- 訪問介護事業では前年度実績より、事業件数については1,166件減、収入面では2,824千円減となった。  
これは毎日利用していた利用者様(3名)の入所、死亡及び介護報酬単価の引き下げが大きな要因となった。
  - 訪問入浴事業では前年度実績より504千円減となり、事業件数も42件減となった。  
この事業は利用者の出入りが激しいため、その差異が大きな要因であった。
  - 居宅介護支援事業では前年度実績より709千円減であったが、事業件数は78件増となった。  
これは介護報酬の改定により、昨までの認知症・独居加算が基礎単価に組み込まれたのが大きな要因である。
  - 通所介護(えいる)事業では、前年度実績より2,681千円減となり、延利用件数も350件減となった。  
これは介護報酬単価の大幅引き下げ及び築町えいるへ利用者が分散したことが要因と考えられる。
- ※5事業合計として、前年度実績と比較すると888千円収入増という結果となった。

## ③介護予防・相談センターの運営(市受託事業)

中央地区地域包括支援センターのサブセンターとして、主に平原・上官校区を担当し介護認定により要支援と認定された高齢者及び二次予防事業所対象の高齢者(なんらかの機能低下が見られる高齢者)に対して、介護予防プラン等の作成や訪問を行うことにより高齢者の心身の健康保持、生活の安定のために必要な支援を関係機関、サービス実施事業者と連携して実施した。

また、介護予防の普及・啓発を目的とした介護予防啓発教室や健康相談の場を設け、地域住民の健康増進に努めた。

(各年度事業実績)

事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
介護予防・	収入(円)	3,779,360	4,853,480	5,982,120	6,485,110	6,218,700
相談センター	件数(件)	762	704	956	1,092	969

#### ④「在宅介護者の会」の活動支援

在宅介護者に対する情報提供、相互交流を目的とする「在宅介護者の会」の事務局を担い、様々な活動支援を行った。

大牟田市在宅介護者の会「げんきかい」(会員：14名)

在宅介護者が本音で語り合い、交流することを通じて、仲間づくりを行うとともに、「介護」にかかる課題を解決していくことを目的として実施した。介護体験を語るおしゃべり会を中心に、学習会、レクレーションなどを、毎月第4水曜日に実施した。

また、年2回、日帰り温泉旅行など、リフレッシュ事業にも取り組んだ。

#### ⑤車椅子貸出事業

在宅の高齢者・障がい(児)者等に対して、日常生活の便宜と介護者の負担軽減を図るため、延104人に無料で車椅子を貸し出した。

#### ⑥ホームヘルパー研修

実施日	内容等	参加者
平成27年 4月23日	「大牟田市社会福祉協議会事業計画・予算について」 ・講師：大牟田市社会福祉協議会	29人
平成27年 5月20日	「介護保険制度改正のポイントについて」 ・講師：大牟田市社会福祉協議会	34人
平成27年 6月26日	「交通安全教室」 ・講師：大牟田警察署交通課	27人
平成27年 7月15日	「高齢者の低栄養や脱水等の傾向及び対処法について」 ・講師：株式会社 明治 假屋美樹氏	32人
平成27年 8月30日	「災害ボランティアセンター設置訓練」 ・講師：大牟田市社会福祉協議会	14人
平成27年 9月16日	「リスクマネジメントについて(グループワーク)」 ・講師：大牟田市社会福祉協議会	25人
平成27年 10月22日	「障害者への合理的配慮について」 ・講師：大牟田市障害者協議会 事務局長 大場和正氏	22人
平成27年 11月18日	「感染予防と対策～インフルエンザ、ノロウイルス等対策について」 ・講師：大牟田市健康対策課	33人
平成27年 12月17日	「メンタルヘルスについて」 ・講師：不知火病院 看護部長 西慶子氏	25人
平成28年 1月20日	「高齢者、障害のある人の人権について」 ・講師：大牟田市人権同和対策課	28人
平成28年 2月25日	「救急救命講習」 ・講師：大牟田消防署 明治出張所	12人
平成28年 3月16日	「大牟田市の歴史について」 ・講師：大牟田市世界遺産・文化財室	35人

## (15)障害福祉対策の推進

### ①障害者総合支援サービス事業

障害区分認定を受けた在宅の障がい者に対して、居宅サービス（ホームヘルパー派遣）、移動支援（ガイドヘルパー派遣）、訪問入浴（入浴車による訪問入浴）、の3事業を実施し、在宅生活を支援した。

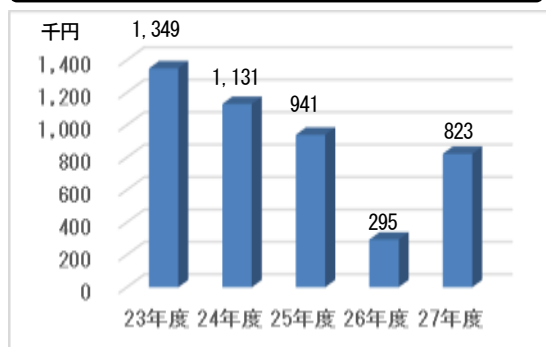
障害者居宅サービス事業（ホームヘルプ）実績



障害者移動支援事業（ガイドヘルプ）実績



障害者訪問入浴サービス事業実績



(各年度事業実績)

事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
障害者居宅サービス事業	収入 (円)	9,091,037	10,927,730	9,881,849	9,265,680	11,954,138
	件数 (件)	2,493	2,726	2,468	2,338	2,118
障害者移動支援事業	収入 (円)	2,351,593	689,370	719,234	757,160	345,095
	件数 (件)	687	355	368	385	110
障害者入浴サービス事業	収入 (円)	1,349,000	1,130,500	940,500	294,500	822,700
	件数 (件)	142	119	99	31	87
総合計	収入 (円)	12,791,630	12,747,600	11,541,583	10,317,340	13,121,933
	件数 (件)	3,322	3,200	2,935	2,754	2,315

### 【平成27年度障害者総合支援サービス事業の総括】

- 居宅サービス事業では前年度実績より2,688千円増、事業件数については、220件の減となった。これは、同行援護の利用者が介護無から介護有になったため、報酬単価の増が要因である。
  - 移動支援事業では前年度実績より412千円の減。これは、利用者が2名から1名に減ったことが要因である。
  - 訪問入浴サービス事業では前年度実績より528千円増、事業件数も56件増となった。これは利用者が1名から2名に増えたことが要因である。
- ※3事業合計として、前年度実績と比較すると、2,804千円収入増という結果となった。

## ②知的障がい児・者医療支援プロジェクトの支援

平成27年度は、大牟田医師会に監修していただき、「発達障がい・知的障がいのある方のための医療支援手帳」を作成した。発達障がいや知的障がいのある方は、医療機関を受診する際、障がい特性ゆえにスムーズな受診ができない状況にあるため、「医療支援手帳」には、障がい特性や医療機関の方々へ配慮してもらいたい援助法等を具体的にわかりやすく記載する形式になっている。「医療支援手帳」の活用により、医療機関受診をスムーズにする一助になると考えている。また、「医療支援手帳」作成について啓発・紹介を目的に、以下のとおり、セミナーを開催した。

【開催日】平成28年2月20日

【会場】大牟田市エコサンクセンター

【参加者】参加者数：約90人

【内容】「発達障がい・知的障がいのある人の医療支援セミナー」

第1部：講演

「自閉症や知的障害のある人の医療バリアフリー～街の中で安心して暮らすため～」

講師：白梅学園大学 子ども学部 教授 堀江まゆみさん

第2部：シンポジウム

「大牟田市知的障がい児・者医療支援プロジェクトの取り組み～医療支援手帳の作成について～」

コーディネーター：大牟田市障害者協議会 事務局長 大場和正氏

助言者：白梅学園大学 教授 堀江まゆみ氏

シンポジスト：当事者家族 宮崎範子氏、宮崎みち代氏

：大牟田医師会 古賀浩介氏

：大牟田特別支援学校 教頭 所方敏彦氏

## ③おもちゃの図書館「くるりん」支援

障がいのある子どもも、ない子どもも共に遊び、交流する場として開催。今年度は、参加された保護者が互いに話をする場として、「ママのほっとタイム」の時間を設けた。子育ての悩みなどを話すことで、参加者同士の交流がうまれるきっかけとなった。

【開催日時】毎月第3日曜日 10:00～12:00

【会場】大牟田市総合福祉センター 多目的室・和室

【参加者】(述べ人数) 大人 73人 子ども 109人

## ④自閉症1DAY イベントの支援

世界自閉症啓発デーに伴う周知啓発活動として、自閉症児・者等の理解と関心を深めてもらうことを目的に、大牟田市自閉症児者親の会と協働で実施した。

【開催日】平成28年3月24日【啓発資料展示】3月24日～4月8日

【研修先】大牟田市総合福祉センター 多目的室

【内容】DVD上映、本展示コーナー、おうちの人の話など

【参加者】約30人

## (16)総合生活支援事業の推進

### ①生活困窮者自立支援法施行に伴う支援事業(市受託事業)

#### ア 自立相談支援事業

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法における制度の必須事業である「自立相談支援事業」は、大牟田市から委託を受けて1年が経過した。

相談件数は、378件で、生活保護世帯57件を加えると年間435件の相談があった。月平均36件の相談となる。

相談者を年代別(年齢不明76件を除く)で見れば、65歳以上が約半数(49%)となっており、80代以上が一番多く(全体の22%)、次に70代(15%)、50代(12%)と続いている。いか

にも大牟田市の超高齢化が深刻なのか物語っているデーターと言える。

相談経路は、3人に2人の割合（全体の63%）で「本人」からの直接相談を受けており、次に「専門機関・専門職」（18%）、「家族・親戚・知人」（16%）と続いている。しかし、12月以降は「専門機関・専門職」からの相談が増えている現状から、徐々に地域包括支援センターをはじめ関係機関に本事業が浸透してきていると思われる。

相談をスクリーニングした結果、5つに分類する（A：情報提供・相談対応のみ終了、B：他制度・専門機関へつなぐ、C：本人同意は取れていないが、経過観察、D：自立支援プランを策定、E：スクリーニング判断前に中断・終了）と、全体の半数（49%）は「B」であり、他制度・専門機関へつないでいる。次に、「A」が多く（32%）、相談者が電話や来所での相談員による情報提供・相談対応のみで終了しているケースである。3番目に多い「C」については（12%）、プラン策定までいかないものの、相談者に対して定期的な電話連絡等（状況把握）が必要なケースも多々ある。「D」の自立支援プラン作成は8件に留まっている。

今後は、「D」はプランに沿って伴走するとともに、「C」についても、引き続き、経過を見守っていく。プラン策定数の年間8件だったという理由は、事例困難ケース（難病者の生活支援、若年性認知症者の生活支援、脳梗塞罹患者の就労支援、引きこもりの社会復帰支援支援等）の中から、プラン策定として本人から同意を得られたものが限られているためである。

スクリーニングにおいて、「B：他制度・専門機関へつなぐ」でのつなぎ先については、30%の「キャロットサービス」が最も多く、28%の「生活福祉資金貸付事業」、13%の「日常生活自立支援事業」と続いており、全体の70%以上は、本会事業につながっている。

また、つなぎ先の「その他」（29%）についても、様々な地域の社会資源（地域包括支援センター、無料低額医療、保護課、社会福祉法人地域公益活動協議会（食糧支援・経済支援・ゴミ屋敷等）、校区社協、居住支援協議会、障害者相談支援事業所等）へつないでいる経緯から、今後も本会は生活支援コーディネーターとの連携を図りながら様々なインフォーマルサービスを開発する必要がある。

## イ 住居確保給付金事業

住居確保給付金は、離職者であって就労能力・就労意欲のある人の中で、住宅を喪失しているか、喪失するおそれのある人に対して、家賃相当額を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としている。

この事業を実施するに当たっては、市地域福祉推進室やハローワークと連携し、「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用した就労支援や、必要に応じて本会が窓口である生活福祉資金貸付事業を併用しながら、当事者の支援にあたった。

（相談件数）

相談件数				申請件数				支給決定件数			
3件				2件				1件			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

## ウ 学習支援事業

低所得世帯や不登校の中学生等を対象に、市内3か所において、学習支援を行い、進学等の支援や悩み事の相談を受けた。

【実施場所及び時間】

実施場所	時間
手鎌地区公民館	毎週木曜日 18：00～20：00（第5木曜日を除く）
三川地区公民館	毎週木曜日 18：00～20：00（第5木曜日を除く）
地域の縁側ひらばる	毎週土曜日 10：00～15：00

※ 縁側ひらばるは、特定非営利活動法人コレクティブに委託

### 【参加者及びボランティア】

実施場所	参加者（学生）数	ボランティア数
手鎌地区 公民館	14名 (中学生9名、高校生1名、小学生4名)	7名
三川地区 公民館	9名 (中学生4名、小学生5名)	3名
地域の縁側 ひらばる	6名 (中学生5名、小学生1名)	14名

### 【相談内容】

保護者	参加者（学生）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進路について</li> <li>・ 進学のための費用について</li> <li>・ 不登校の子の支援について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活について</li> <li>・ 進路について</li> </ul>

### 【ボランティア会議の実施】

実施日	場所	参加者	内容
平成27年 12月11日	総合福祉センター 相談室	ボランティア2名 社協職員 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告</li> <li>・ 評価（評価点・改善点）</li> </ul>
平成28年 3月31日	総合福祉センター 相談室	ボランティア4名 市職員 4名 社協職員 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後について意見交換</li> </ul>

## エ 就労準備支援事業

自立相談支援事業において、スクリーニング結果で3番目に多い「C」についてはプラン策定までいかないうちでも、相談者に対して定期的に電話連絡等を行い、相談者の状況把握が必要なケースが45件あった。

この中で就労支援に係る事案が36件あり、今後、就労にどのようにつなげていくのかを、ケースごとに模索している。

本事業では、①生活習慣形成のための生活自立支援、②就労の前段として必要な社会的能力の習得のための社会自立支援、③一般就労のための基礎能力を身につける就労自立支援等、段階に応じた対応が必要となる。

ただし、就労支援に係る事案のうち、もうすでに相談者独自で就職を決めているケースもあるが、就労支援において特に時間を要するのが、ひきこもり支援である。

今年度のひきこもり支援については、4人が本会にて、生活習慣訓練から始まり、ボランティア体験、就労体験を行い、本事業で2件の就労支援プランを作成した。その内、1件は市内事業所で試用期間に入っている。

今後のひきこもり支援対策、一般就労支援前での中間就労事業所等の開拓が急務である。

## (17) 大牟田市成年後見センター事業の運営(市受託事業)

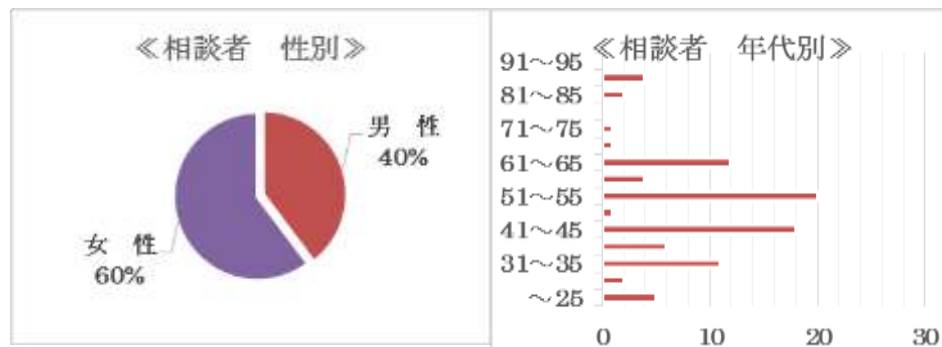
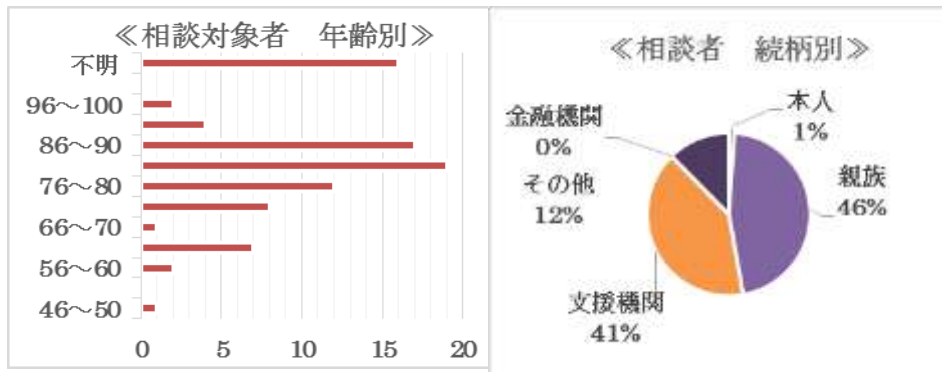
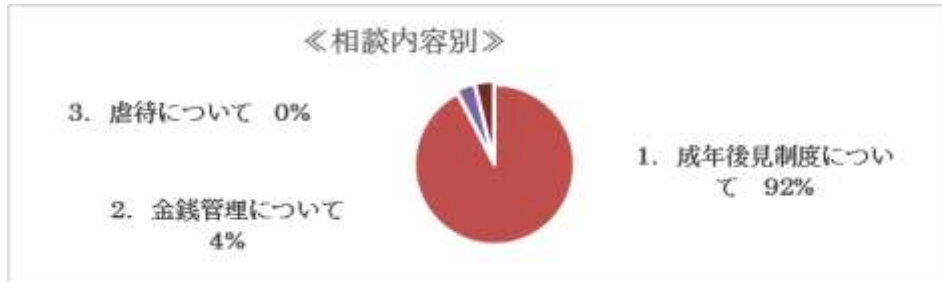
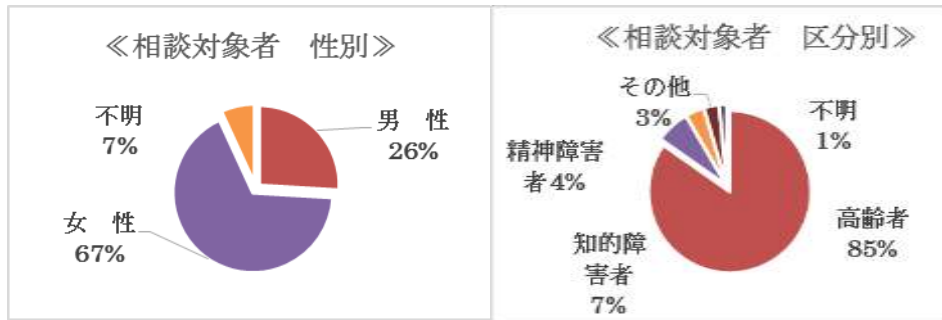
### ①相談・支援

大牟田市成年後見センター(以下、後見センター)の初回相談者数は131件(実人数)となった。

相談対象者、相談者、相談内容別の傾向として次のとおりとなった。

また、初回相談数のうち、初回のみを終結件数56件、継続支援件数75件となった。継続支援ののべ回数は250回であった。





## ②市民後見人の養成・登録

今年度、市民後見人の養成・登録の実施にあたって開催した講座等は、以下のとおり。

平成27年度 成年後見活用講座	
目的	より多くの方が成年後見制度を学び、活用できるようになることで、地域社会における権利擁護の推進を図る。
開催日	平成27年6月30日～平成27年7月28日 毎週火曜日（全5回）
会場	大牟田市総合福祉センター 中会議室
参加者	受講生13名、修了生11名

平成 27 年度 市民後見人実務養成講座	
目的	地域社会における権利擁護の推進を図るために、市民後見人登録申請および活動を前提とした人材を養成する。
開催日	平成 27 年 10 月 6 日～平成 27 年 12 月 15 日 毎週火曜日（全 10 回）
会場	大牟田市総合福祉センター 中会議室
参加者	受講生 12 名、修了生 12 名

平成 27 年度 市民後見人実務者講座	
目的	市民後見人登録者の資質の向上と次年度の登録更新における必須の更新研修として開催する。
開催日	平成 27 年 12 月 16 日(水)
会場	大牟田市総合福祉センター 大会議室
参加者	10 名

市民後見人の登録	
目的	当法人で受任している被後見人等への支援者として活動する市民後見人登録者を選考・登録する。
2 期生の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1/20(火) 市民後見人登録申請に関するオリエンテーション[説明者:5 名]</li> <li>・ 4/13(月) 市民後見人登録申請 締切[申請者: 5 名]</li> <li>・ 4/24(金) 平成 27 年度 市民後見人選考会[参加者: 5 名]</li> <li>・ 4/24(金) 第 1 回選考登録部会 [選考会の結果について協議]</li> <li>・ 4/30(木) 市へ暴力団排除措置に関する照会依頼</li> <li>・ 5/12(火) 市から暴力団排除措置に関する照会結果確認</li> <li>・ 6/8(月) 市民後見人登録申請者へ合否を通知[登録可: 4 名]</li> <li>・ 7/15(水) 市民後見人登録手続き 締切[登録者: 4 名]</li> </ul>
3 期生の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12/15(火) 市民後見人登録申請に関するオリエンテーション[説明者:12 名]</li> <li>・ 1/25(月) 市民後見人登録申請 締切[申請者: 10 名]</li> <li>・ 1/29(金) 第 3 回選考登録部会 [選考会について協議]</li> <li>・ 2/19(金) 平成 27 年度 市民後見人選考会[参加者: 10 名]</li> <li>・ 2/19(金) 第 4 回選考登録部会 [選考会の結果について協議]</li> <li>・ 2/8(月) 市へ暴力団排除措置に関する照会依頼</li> <li>・ 3/4(金) 市から暴力団排除措置に関する照会結果確認</li> <li>・ 3/8(火) 市民後見人登録申請者へ合否を通知[登録可: 9 名]</li> <li>・ 3/16(水) 市民後見人登録手続き 締切[登録者: 9 名]</li> </ul>

### ③市民後見人活用による法人後見受任及び市民後見人活動の支援

年度末時点において、当会が後見人等として受任し、市民後見人が活動した件数は以下のとおりとなった。

法人後見受任件数	13 件(後見 9、保佐 3、補助 1)
市民後見人活動件数	8 件
市民後見人活動人数	5 名

### ④成年後見制度や権利擁護に関する啓発

#### ア 出前講座:16 件

実施日	対象者・主催者	参加者数
平成 27 年 4 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象: 地域包括支援センター・サブセンター職員</li> <li>・ 主催: 大牟田市 長寿社会推進課</li> </ul>	約 60 人

平成 27 年 5 月 14 日	・ 対象：長寿社会推進課新任職員 ・ 主催：大牟田市 長寿社会推進課	約 15 人
平成 27 年 6 月 12 日	・ 対象：レディースネットワーク会員等 ・ 主催：レディースネットワーク	約 30 人
平成 27 年 6 月 20 日	・ 対象：地域住民 ・ 主催：手鎌校区社会福祉協議会	約 20 人
平成 27 年 7 月 15 日	・ 対象：地域住民 ・ 主催：手鎌校区社会福祉協議会	約 20 人
平成 27 年 7 月 27 日	・ 対象：事業所職員 ・ 主催：精神科訪問看護ステーション連絡会	約 30 人
平成 27 年 9 月 10 日	・ 対象：校区民生委員児童委員協議会会長会 ・ 主催：校区民児協会長等	約 25 人
平成 27 年 9 月 14 日	・ 対象：地域住民 ・ 主催：笹原町 1 丁目公民館「ひまわりの会」	約 20 人
平成 27 年 10 月 13 日	・ 対象：地域住民 ・ 主催：手鎌校区社会福祉協議会	約 30 人
平成 27 年 10 月 27 日	・ 対象：保護課ケースワーカー ・ 主催：大牟田市 保護課	約 30 人
平成 27 年 11 月 13 日	・ 対象：あんしん介護相談員等 ・ 主催：大牟田市 長寿社会推進課	約 10 人
平成 27 年 11 月 28 日	・ 対象：リーガルサポート筑後エリア会員 ・ 主催：(公社)成年後見センター・リーガルサポート福岡	約 35 人
平成 27 年 12 月 8 日	・ 対象：くぶき、わたぜ職員 ・ 主催：小規模多機能施設わたぜ	約 15 人
平成 28 年 1 月 17 日	・ 対象：認知症コーディネーター養成講座受講生 ・ 主催：大牟田市 長寿社会推進課	約 50 人
平成 28 年 2 月 22 日	・ 対象：市町村職員 ・ 主催：宮崎県社会福祉協議会	約 40 人
平成 28 年 2 月 23 日	・ 対象：市町村職員 ・ 主催：宮崎県社会福祉協議会	約 80 人

## イ 視察の受入

実施日	受入団体等	受入人数
平成 27 年 10 月 22 日	函館市社会福祉協議会	職員 4 人
平成 27 年 10 月 26 日	鳥栖市手をつなぐ育成会	会員 20 人

## ウ 成年後見啓発フォーラムの実施

実施日	内容等	人数
平成 28 年 2 月 28 日	・ 「輝ける人生 100 年時代～成年後見制度を通してあなたらしく生きる～」 ・ 会場：イオンモール大牟田 2 階 イオンホール	98 人

## ⑤成年後見制度や権利擁護の関係機関との連携

### ア 運営管理委員会

後見センター事業の適正な運営を管理・監督を目的として全 3 回開催

### イ 受任検討委員会

市民後見人の活用を前提に法人受任することの協議を目的として全 5 回開催

### ウ 選考登録部会

後見センターが養成した市民後見人登録候補者を適正に選考・登録を目的として全4回開催

## エ 執務管理部会

後見センターに登録した市民後見人の活動が円滑に実施されるよう監督・指導・助言を目的として全12回開催

## オ 成年後見支援に関するあり方検討会

成年後見制度の円滑な運用に必要な体制整備についての協議を目的として全3回開催

## (18)日常生活自立支援事業の推進

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人たちに対して支援計画を作成し、生活支援員を派遣することで、自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行った。

これまでは、久留米市社会福祉協議会の受付窓口であったが、平成27年6月1日より、本会が基幹的社会福祉協議会となった。また、基幹的社会福祉協議会への移管についての事務説明及び生活支援員同士の意見交換会を開催した。

### ①生活支援員事務説明会

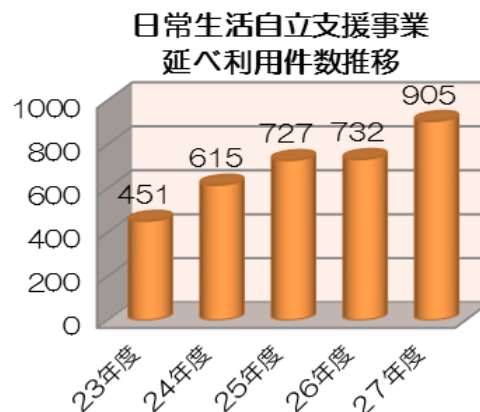
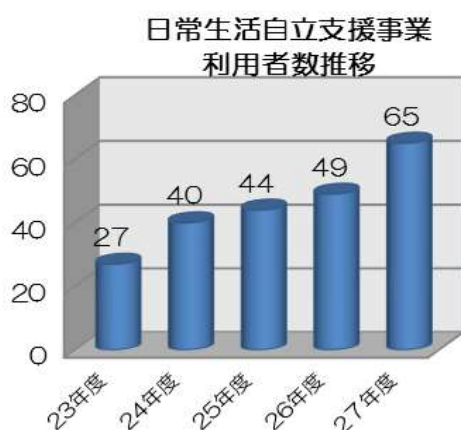
実施日	内容等	人数
平成27年 6月29日	・内容：基幹的社会福祉協議会へ移管についての説明及び意見交換 ・会場：総合福祉センター中会議室	13人

### ②日常生活自立支援事業

#### ア 実施状況

	利用者数			相談件数			延べ利用件数			生活支援員		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	65名 (移管時の利用者数 51名)			46件			905件			37名		
相談件数	7	3	3	3	4	9	4	4	3	7	8	8
利用件数	63	68	69	69	71	70	74	76	88	82	82	93

#### イ 利用者及び利用件数の推移



## (19)大牟田市居住支援協議会の運営（国交省：重層的住宅セーフティネット構築支援事業補助）

地域資源としての空き家の活用と住宅確保要配慮者の円滑な入居促進及び安心して暮らせる仕組みづくりを推進するため、事務局として不動産・福祉・医療・行政等の各団体と連携して取り組んだ。

### ①空き家利活用セミナーin おおむたの開催

「眠った資源を活かしてより良いマチへ」をテーマに、大牟田市において数多くの空き家が眠っている現状を伝え、地方都市における住宅政策や税制、相続の問題を知らせることで、空き家を活用する事が所有者にもメリットがあるだけでなく、大牟田のまちづくりにつながることを知るきっかけにしてもらうことを目的に開催した。

実施日	会場	人数
平成27年11月28日	イオンモール大牟田2F イオンホール	約90人

### ②相談対応マニュアルの作成及び相談支援体制の構築

住宅確保要配慮者の生活実態に合わせた相談対応や入居前後の支援ができるように、住宅確保要配慮者からの相談や入居を支援するサポート部会、所有者からの相談や空き家提供の対応を行う住宅管理部会を設置し、相談実施体制を検討した。

### ③空き家活用無料相談会の開催(年2回)

実施日	会場	相談件数
平成27年8月14日	労働福祉会館 研修室	27件
平成28年1月16日	総合福祉センター 大会議室	41件

### ④空き家の管理実態と活用意向に関する調査の実施

空き家が流通しない原因や所有者の課題を把握するため、有明工業高等専門学校建築学科と連携し、空き家所有者を対象にアンケート調査を実施した。

【調査期間】平成27年9月～平成28年2月

### ⑤入居支援の実施

所有者より物件提供があった空き家を使い、住宅確保要配慮者の入居マッチングを実施した。

【契約件数】8件(母子世帯3件、被災(火災)世帯2件、入居支援団体1件(シェルター利用)、高齢者世帯1件、生活困窮者1件)

## (20)生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

低所得者、高齢者及び障がい者等の世帯に対して、生業、住宅、災害、福祉、就学、緊急小口、離職者等の各種資金の貸付相談の受付を行い、ケースによっては民生委員の協力を得ながら、借受世帯の自立に向けた支援を行った。

今年度からは、貸付希望者は全て自立相談支援事業の面談を受ける事が条件となった。

平成27年度実績は、相談件数200件、貸付決定件数39件、延滞利子支払免除申請1件。

(相談・貸付決定件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談受付	34	10	19	18	16	17	6	10	18	13	23	16	200
貸付決定	4	3	1	2	3	2	0	3	5	5	2	9	39

(生活福祉資金貸付状況)

(単位：千円)

	25年度		26年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活支援費	1	210	0	0	1	54
住宅入居費	0	0	0	0	0	0
一時生活再建費	0	0	0	0	1	284

福祉費	4	367	3	732	11	4,182
緊急小口	8	737	5	450	16	1,503
教育支援費	6	3,364	3	2,520	6	9,790
就学支度費	8	4,359	5	3,373	4	855
その他	0	0	0	0	0	0
合計	27	9,037	16	7,075	39	16,668

## (21)大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会の設立及び事業運営

これまで、社会福祉法人は、その社会的使命のもと、個々の法人が「公益性」のある地域貢献活動を地域において実施してきた。しかしながら、単独法人のみでは、広域的なサービス、制度の狭間や制度利用までの緊急対応を要する生活課題等には十分対応できていない。加えて、社会福祉法人が協働体として、活動に必要な「資金」「人材」「資材」「情報」等を共有することによって、市内全域を対象に、これらインフォーマルな地域活動をしていくことが求められていた。

こうした中、今後、より一層社会福祉法人に求められる「公益性」「透明性」「公平性」を踏まえた社会福祉法人のあるべき姿を、大牟田市において具現化するために、市内の社会福祉法人に呼びかけて、16法人の参画を得て、平成27年5月「大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会（以下「社福公益協」という）」の設立に至った。

「児童」「障がい」「高齢」「生活困窮」という縦割りに捉われず、社会福祉法人の力を合わせて、また社会福祉法人のみならず、地域組織をはじめ、市内の事業者、関係機関・団体、行政等とともに、地域住民の生活に埋もれる多様なニーズや、制度の狭間にある様々な福祉課題を抽出・解決し、それぞれの強みを活かしながら、積極的に大牟田市のまちづくりに貢献していきたいと考えている。

### 【大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会・参加法人】 ※法人名と主な施設名

① (社福) 東翔会 サンフレンズ	⑨ (社福) 小鳩福祉会 小鳩保育園
② (社福) 福因寺福祉会 延寿苑	⑩ (社福) 聖光園 上官保育園
③ (社福) それいゆ こもれび	⑪ (社福) 久福木福祉会 久福木保育園
④ (社福) 恩賜財団済生会 大牟田ライフケア院	⑫ (社福) キリスト者奉仕会 恵愛園
⑤ (社福) 博愛福祉会 吉野園	⑬ (社福) あけぼの会 あけぼの学園
⑥ (社福) 大牟田市福祉事業協会 昌普久苑	⑭ (社福) 日本厚生学園 りんどう学園
⑦ (社福) グッドタイムズ サンホリデー	⑮ (社福) 地域福祉を支える会 エンゼル
⑧ (社福) 甘木山学園 甘木山学園	⑯ (社福) 大牟田市社会福祉協議会

### ①社福公益協ワークショップ

昨今の社会経済情勢の変化や、地域の希薄化、核家族族の更なる進行による生活力の低下等により、社会的孤立や孤独死、ひきこもり、不登校、虐待、自殺、生活困窮など多様な福祉課題・生活課題が広がっている。

こうした課題に対して、既存の制度では対応できない“制度の狭間”となる生活困窮の現場に居合わせることがたびたびある。

そこで、地域に潜む多様な福祉ニーズや“制度の狭間”にある様々な困難ケースを抽出し、今後活動する『生活困窮レスキュー』のメニューを検討するためにワークショップを開催した。

<b>【第1回ワークショップ】</b> (日 時) 平成27年8月5日 (場 所) 総合福祉センター2F大会議室 (参加者) 27人 (テーマ) 「仕事の中で制度では対応できず困っている問題とは？」 (内 容) 社福公益協の目的について 制度で解決できなかった事例の洗い出し作業	<b>【第2回ワークショップ】</b> (日 時) 平成27年9月4日 (場 所) 総合福祉センター2F大会議室 (参加者) 25人 (テーマ) 「各法人が持つ資源とは？」 (内 容) 「各法人の社会資源を知ろう！」 法人の特色・実施している事業紹介、キーワードは、「ひきこもり・就労支援・移動支援・人材育成」
---	---

## ②「生活困窮者レスキュー事業」実施要綱の作成

社会福祉法人が地域貢献として相談支援活動を活発化して、心理的不安の軽減を図ることや公的な制度・サービス等の橋渡しをはじめ、制度の狭間の諸問題や生活困窮等の新たな福祉課題に対し、法人が柔軟に対応し、地域のセーフティネットの役割を担うことを目的に「生活困窮者レスキュー事業」を実施。

「生活困窮者レスキュー事業」の支援活動については、生活困窮者が公的な制度やサービスなどを受けられるようになるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付、一時的な住まいや食事の提供等の経済的な援助を行う。事業の財源については、社福公益協の会員の会費等で充当する。加えて制度の狭間となるような事案についても支援の対象とする。

会員は、生活困窮者やその家族、生活困窮者を支援する関係機関・団体等から相談を受けたときは、できる限り詳細に生活困窮者の主訴や世帯の生活状況を聞き取るなどの初期相談を行う。会員は生活困窮者レスキュー事業の対象と判断した場合は、速やかに本会（社会福祉協議会）の「生活支援相談室」につながるとされた。

### 【期待される事業の効果】

- ①緊急時における生活困窮者に対するスピードを持った対応
- ②社会福祉法人の地域社会からの信頼の醸成
- ③社会福祉法人の専門性の地域への還元
- ④災害時の公益的な役割（福祉避難所）
- ⑤公的制度の狭間を埋めるきめ細やかなセーフティネットの構築

### 【生活困窮者レスキュー事業として考えられる具体例】

- ①ゴミ屋敷の撤去に要する人的対応及び撤去費用の支援
- ②様々な制度決定までのタイムラグの解消（生活保護決定までの食糧・配食支援など）
- ③災害避難の福祉避難所としての役割
- ④緊急避難時の食事・食材・物品等の提供
- ⑤DV、虐待等の緊急避難のための衣食住の提供
- ⑥家計再建のための最低限のつなぎ資金貸付（滞納金の精算、食材費、就労支度費など）
- ⑦若者のひきこもり等、社会復帰のための法人施設でのボランティア活動及び就労支援
- ⑧災害時における人的支援及び車両等の提供

## ③生活困窮者レスキュー事業の主な活動事例

### ア ゴミ屋敷清掃活動

地域包括支援センターからの依頼により、清掃活動を実施。社福公益活動協議会、地域包括支援センター、ボランティア、医療法人、市役所、福岡県社協等々、約60名の参加。

### イ 配食サービス及び食糧支援

生活困窮者で、離職や災害、病気などにより所持金がほとんどない場合や、生保決定までの間や次の年金支給日までの食糧のつなぎとして、配食サービスの提供やレトルト食品、インスタント食品等の食糧支援を実施している。なお、配食サービスや食糧支援については、健康面や生命の危険の及ぶことが見込まれる場合の緊急措置としている。

### ウ 生活困窮者に対する経済的援助(貸付モデル事業)

家計再建のために一時的に経済的な援助が必要に思われる場合は、生活困窮者と同行して電気・ガス、不動産会社の滞納分を支払う。その資金は、社福公益協の貸付モデル事業として実施した。ただし、家計相談を受け、再建計画を立て、償還見込みのある生活困窮者を対象とした。

#### ④役職員研修

ややもすると生活困窮者は経済的困窮と見られがちであるが、経済的困窮以外にも社会的孤立もその範疇だと考えている。社会的孤立には、金銭管理ができない高齢者、障がい者やひきこもり、不登校など、SOSを発信できない人が多数存在している。

そのような中、ひきこもり対策も、社福公益協の生活困窮者レスキュー活動の一つと考えていることから、ひきこもりの若い世代が社会復帰のために法人施設でボランティア活動や就労訓練できるようにしなければならないと考えている。並行して、ひきこもりの人を伴走するジョブコーチ的な存在が不可欠となってくる。社福公益協では、そのジョブコーチ的な伴走者を会員の中から育成していくために、役職員研修を開催した。

##### 《役職員研修》

【日 時】平成28年3月23日 (場 所) 総合福祉センター2F大会議室

【参加者】31名

【テーマ】「いまさら…聞けない? 制度を知り、制度の狭間を知ろう」

講師：社会福祉法人 キリスト者奉仕会

障害者就労・自立支援たんぼぼ 施設長 谷山恵一氏

### (22)各種相談事業

#### ①行政書士による法務相談

行政書士による法務相談を実施し、離婚、金銭貸借、財産相続、事故等の相談に親身になって対応し、必要に応じて無料弁護士相談や関係機関へ橋渡しをした。

相談件数						実施日					
52件						毎月第3水曜日					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6	7	3	6	6	2	3	4	3	3	5	4

#### ②福祉サービス苦情解決相談

在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合「第三者委員会」を設置し、その解決を図ることとしているが、平成27年度は相談依頼がなかった。

### (23)ボランティアセンターの充実強化

#### ①ボランティア情報提供と啓発

地域において、ボランティアを必要とする人とボランティアをしたい人を結ぶために、登録団体名簿・ボランティアニーズ情報紙を作成し、ボランティアが自分の希望する活動を選択できるよう、コーディネート機能の充実に努めた。

##### ■ボランティアセンターへの登録状況

	25年度	前年比 (%)	26年度	前年比 (%)	27年度	前年比 (%)
グループ (団体)	61	119.6	54	88.5	46	85.2
個人 (人)	24	82.8	13	54.2	17	130.8

##### ■サロン連絡会でボランティア体験の実施

サロン連絡会で、登録ボランティアの中から2団体によるボランティア体験を実施。地縁組織を中心に活動しているサロンボランティアと、テーマをもって活動しているボランティアを結びつける取り組みとなり、サロンから登録ボランティアへの依頼もふえることでボランティア活動の充実につながっている。

#### ②ボランティア活動保険加入について

ボランティア活動等を支援するため、ボランティア活動保険の加入受付を行った。



(ボランティア活動保険加入状況)

	25年度	前年比 (%)	26年度	前年比 (%)	27年度	前年比 (%)
保険加入者数	1,018	79.0	1,063	104.4	1,073	100.9

### ③登録ボランティアスキルアップ研修

「おおむたキャロットサービス協力会員養成講座」の1回目をスキルアップ研修として実施。ボランティアの意義を再確認するいい機会となったが、参加団体は8団体と少なかった。今後、多くのボランティアが参加できるよう、日時や内容を検討しながらボランティアの資質向上に向けて支援していきたい。

【日 時】 平成27年10月27日 (火)

【会 場】 総合福祉センター

【内 容】 人のつながりをつくるボランティア

<講師>筑紫女学園大学 社会福祉コース 教授 山崎安則氏

※「おおむたキャロットサービス協力会員養成講座」「産前・産後ケアサポートママ養成講座」の1回目と兼ねる。

### ④「学ぶ・ふれあう みんなで楽しむタブレット講座」の実施

現在、タブレットDE地域デビュー講座～人生に彩りを～(24年度実施)から立ち上がったボランティアグループ「タブレット」は、依頼を受けた地域のサロン等に出向き活動を行っているが、今後サロンの重要性が増していく中で、タブレットを用いたボランティア活動の充実が一層求められる。タブレットへの関心は高く、みんなで楽しめるタブレットの活用を学んだ。

【日 時】 平成28年2月23日 (火)、3月1日 (火)、3月8日 (火)

午前10時～12時 (全3回)

【受講者】 23人

### ⑤災害”に対する取り組み

大牟田市ボランティア連絡協議会、大牟田市障害者協議会、大牟田市校区社会福祉協議会会長連絡協議会、大牟田市と実行委員会を組織し“災害”への取り組みを行った。さらに、大牟田市や一般社団法人大牟田青年会議所と協定を結び、災害時の協力体制ができた。

#### ■災害ボランティアセンター設置・運営訓練

災害発生時のボランティア活動を効率よく効果的に支援するために、大牟田市総合防災訓練の一環として、職員を中心に「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」を実施した。

【日 時】 平成27年8月30日 (日)

【会 場】 明治会館・大牟田市立明治小学校

【参加者】 68人

【内 容】 明治会館でサテライト型の災害ボランティアセンターを設置。

ボランティア内容として、市より依頼された“避難住民への水配布のサポート”にボランティアを送り出すまでの流れを確認した。

<当日役割分担>

役 割 分 担	活 動 内 容
災害ボランティアセンター長	総括
災害ボランティア副センター長	センター長補佐 (行政との連絡調整・渉外・総括)
総務・救護班	ボランティア保険加入、受付票の整理・保管、センター内の衛生管理、ケガ等への対応
ボランティア受付班	ボランティア希望者の受付、登録等
オリエンテーション班	活動上の留意事項の説明
マッチング・グルーピング班	支援活動のマッチング、グループリーダー決定、送り出し、活動報告受付
ニーズ班	依頼内容をニーズ票におこし、マッチング・グルーピング班へつなぐ

### ■第3回防災運動会の実施

【日 時】 平成28年2月21日（日）

【会 場】 大牟田市立羽山台小学校

【参加者】 約170人

【内 容】 羽山台校区住民を中心に、子どもから高齢者、障がい者が一緒になって防災に関連する競技をおこなった。また、その中で、災害に関する展示体験コーナーや講話も実施した。

①非常食準備競争 ②搬送リレー ③大声競争 ④バケツリレー

## (24) 社協情報・広報の充実

### ①広報紙「社協だより「きらり」」の発行

年4回（4月・7月・10月・1月）、全世帯を対象に発行している社協福祉情報「きらり」をフルカラーにリニューアルし、発行した。

### ②社協事務局通信「きらり」の発行

毎月1回、社協事務局通信「きらり」を発行し、タイムリーな情報を提供した。

### ③社協ホームページ(<http://www.omshakyo-kizuna.com/>)

くぬぎ保育所ホームページ(<http://www.omshakyo-kizuna.com/kunugi/>)

社協及びくぬぎ保育所のホームページにて、社協の取り組みや事業内容の紹介等、随時情報を提供した。また、居住支援協議会、共同募金会、ホスピタルローソン大牟田市立病院店の活動について、フェイスブックで情報を発信した。

## (25) 第7回大牟田市地域福祉大会～地域支えあい絆セミナー～

市民一人ひとりが自ら住んでいる地域に積極的に関わり、地域住民の「支えあいの“絆”」を創造することを目的に開催した。

また、地域福祉の向上に貢献され、他の模範となる個人又は団体に対する表彰状の授与を行うことでその功績を称えた。

併せて「赤い羽根共同募金」及び「歳末たすけあい募金」に、多額の寄付をされた方々へ感謝状を贈呈した。

【日 時】 平成28年2月6日（土）

【場 所】 大牟田文化会館 小ホール

【主 催】 大牟田市地域福祉大会実行委員会

【参加者】 約400名

【内 容】

[第1部] 大牟田市社会福祉協議会 功労者表彰

(表彰の部)

■市社協役員（1名）

■校区社協実践活動者・団体（31名）

■優良校区社協（中友校区）

■ボランティア活動団体（1団体）

(感謝の部)

■校区社協実践活動者・団体（36名）

■ボランティア活動団体（1団体）

■善意銀行高額寄付者・団体（2団体・3名）

(共同募金高額寄付者・団体表彰)

■共同募金高額寄付者・団体（15団体・1名）

[第2部] 基調講演「地域の絆が孤立を包む

～NHKドラマ サイレント・プアの生まれた町の実践から～

(講師) 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会

事務局参事 勝部 麗子 氏

## (26) 共同募金運動の取り組み

地域福祉推進のための貴重な財源である「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい募金」について、福岡県共同募金会大牟田市会と連携して取り組んだ。

近年の募金額等の減少により、今後もさらなる配分金の透明化や目的に合った助成が求められると考える。そのような中で、平成27年度は「募金百貨店おおむた」の地域イベントでの寄付つき商品の出張販売を実施した校区は赤い羽根共同募金の募金額が増加した。

### ①赤い羽根共同募金および歳末たすけあい募金の実績

	26年度(円)	前年比(%)	27年度(円)	前年比(%)
赤い羽根共同募金	13,919,659	95.2	13,796,122	99.1
歳末たすけあい募金	2,973,426	94.6	2,805,614	94.4

### ②寄付つき商品の販売

平成25年度から取り組み始めた寄付つき商品のプロジェクト「募金百貨店おおむた」に、平成27年度は38の企業・団体の参加があった。

具体的には、参加企業・団体の一部が、地域でのイベント等で寄付つき商品の出張販売したり、出前講座を開催する新しい試みを行い、その売上の一部が赤い羽根共同募金へ寄付された。

### ③広報活動

#### 【街頭キャンペーン】

赤い羽根共同募金運動開始時(10/1)、歳末たすけあい募金開始時(12/1)に、大牟田駅、イオンモール大牟田、ゆめタウン大牟田で実施した。

### ④募金活動の推進

#### 【法人募金】

校区での募金活動のほか、赤い羽根共同募金は10月上旬、歳末たすけあい募金は12月以降、理事、事務局職員が市内の事業所などを訪問し、募金活動を行った。

#### 【街頭募金】

街頭募金は共同募金の象徴的運動であり、周知啓発の意味でも実施する意義は大きい。

平成27年も、実際に募金を受け取っている団体に街頭募金への協力依頼し、助成団体が共同募金運動に積極的に参加できるようにするとともに、募金する人が、「どのような団体が受け取っているのか」が直接わかる「使いみちのわかりやすい募金」を目指した。その結果、運動期間中さまざまな団体が、市内各所で街頭募金を実施し、募金実績の向上と、周知啓発を行った。

### ⑤配分金使途の透明化

各団体からの助成金申請を配分委員会で審査し配分すること、全世帯配布の社協だより「きらり」に集まった募金の使いみちを掲載すること、各報道機関へ情報提供を行うことなどにより、配分金使途の透明化を図った。

平成27年度の共同募金配分委員会では、平成28年度事業として総額10,047,700円の助成先が決定した。

【福祉教育推進校】			
No.	学校名・団体名	事業名	助成額
1	倉永小学校	地域との連携・交流を通じた福祉教育	103,000
2	玉川小学校	体験からの学び 自然・ひと・もの・こと を大切にする教育の推進	50,000
3	手鎌小学校	持続発展教育(ESD)推進事業 地域伝統文化継承に伴う地域ボランティアの活性化	36,000
4	中友小学校	ESD推進事業(福祉教育・伝統文化)	75,000
5	羽山台小学校	高齢者および障害のある人との交流を通じた福祉の心を育む教育	45,000
6	駿馬南小学校	駿馬南小学校福祉教育推進事業 地域との連携による福祉の心を育む活動	42,500
7	平原小学校	児童への福祉教育	35,000
8	吉野小学校	吉野小学校福祉教育事業	33,000
9	歴木中学校	安心して長生きできる社会を目指して	61,000
10	橘中学校	総合的な学習の時間と校内環境美化活動	37,500
11	誠修高等学校	ボランティアエステ(ハンドセラピー)	30,000
12	明光学園中・高等学校	地域の方々と女子中高生とのスマイル福祉交流活動	104,291
<b>計</b>			<b>652,291</b>
【福祉団体等】			
1	大牟田手話の会「ありあけ」	世界文化遺産を聴こえない人に伝えるための研修会	45,000
2	大牟田市身体障害者福祉協会連合会	社会参加促進事業	250,000
3	大牟田市母子寡婦福祉会	母と子のふれあい事業	100,000
4	大牟田ボランティア連絡協議会	連絡協議会活動推進時宜用	70,000
5	大牟田要約筆記の会 のぞみ	難聴者の交流・学習の場づくりと啓発活動	50,000
6	大牟田市老人クラブ連合会	教養事業(会員の親睦と介護予防推進活動)	155,000
7	大牟田朗読の会	朗読・情報発信などに関する研修会	50,000
8	NPO法人 大牟田市障害者協議会	第38回ふれあいパラリンピック&サンアビまつり	100,000
9	NPO法人 ともしび会	精神障害者等の社会参加促進事業	106,560
10	障害福祉サービス事業所 ふれんず	障がい者施設見学研修	197,500
<b>計</b>			<b>1,124,060</b>
<b>※助成申請額 合計</b>			<b>1,776,351</b>
大牟田市民生委員・児童委員協議会		共同募金協力団体としての活動費	465,000
大牟田市社会福祉協議会		地域福祉事業全般	1,252,382
<b>① 助成申請による配分枠 (Aの約35%) 合計</b>			<b>3,493,733</b>
<b>② 校区社会福祉協議会活動費枠 (Aの約65%) 合計</b>			<b>6,553,967</b>
<b>① + ② 大牟田市全体の枠 合計 (A)</b>			<b>10,047,700</b>

(27) 日本赤十字社福岡県支部大牟田市地区業務(市受託事業)

①日赤募金(社資)実績の推移

(単位:円)

	26年度	前年比 (%)	27年度	前年比 (%)
日赤募金(一般社資)	8,007,548	95.8	7,737,046	96.8
日赤募金(法人社資)	240,000	98.0	230,000	95.8
計	8,247,548	95.9	7,967,046	96.8

## ②平成27年度大牟田市の献血実績について

(単位：人)

区 分	受 付 者	献 血 者	不 適
地域 (校区22回 LC3回 JC2回)	2,051	1,809	242
職 域 別 (29回)	1,400	1,269	131
学 域 別 (5回)	408	355	53
街 頭 (イオンモール大牟田 16回)	1,456	1,269	187
合 計	5,315	4,702	613

## ③献血啓発セミナーの開催

大牟田市では、20校区の献血推進会やライオンズクラブ、青年会議所、事業所等の協力を得て毎年献血会を行っているが、献血者数は減少傾向にあり、特に校区での献血者の減少は顕著である。今年度も若い世代に献血への理解を深めてもらい将来の献血協力者となってもらうために赤十字血液センター職員を講師に献血啓発セミナーを開催した。

月日	対 象	人 数	講 師	会 場
平成27年 8月5日	中友学童保育所 児童・指導員	32人	赤十字血液センター職員3名	中友学童保育所
平成27年 8月20日	高取学童保育所 児童・指導員	29人	赤十字血液センター職員3名	高取学童保育所

## ④火災等の被災者への対応

市内の住居の火災被災者に対して調査のうゑに日本赤十字社救援物資(災害見舞い品)を配布した。

	世帯数	世帯人数	布団	毛布	医薬品セット	緊急セット	炊飯セット
全 焼	7	27	19	23	8	7	15
半焼(水損により全焼扱)	2	5	3	0	1	1	1
合 計	9	32	22	23	9	8	16

## (28)組織体制の強化及び財源確保に向けた取組み

### ①社協職員の人材育成

#### ア 全職員研修

実施月	テーマ・講師	参加人数
4月	事業計画・予算 ・ 講師：大牟田市社会福祉協議会 職員	62人
6月	安全運転講習 ・ 講師：大牟田警察署	55人
8月	災害ボランティアセンター設置訓練	35人
10月	合理的配慮について ・ 講師：大牟田市社会福祉協議会 理事 大場和正氏	60人
12月	メンタルヘルスについて ・ 講師：不知火病院 西慶子氏	39人
2月	普通救命講習 ・ 講師：大牟田消防署明治出張所	43人

## (29)ファンドレイジング(資金調達)の推進

### ①各種寄贈及び助成について

平成28年2月、日本財団様より福祉車両(ヘルパー車)の寄贈を受けた。

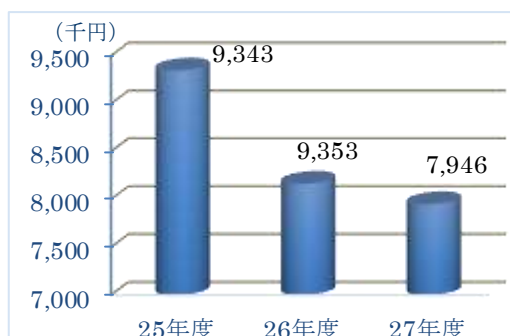
### (30)大牟田善意銀行の啓発強化

#### ①大牟田善意銀行預託状況

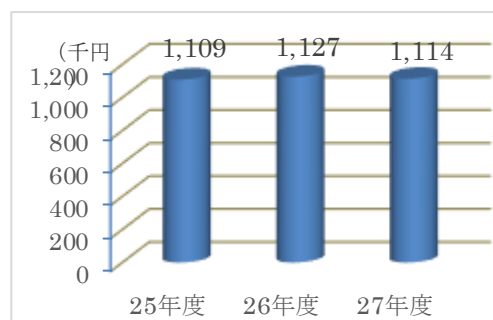
(寄付金等預託状況)

	25年度	26年度	27年度
一般寄付 (件数)	373件	412件	326件
一般寄付 (金額)	9,352,547円	8,159,748円	7,956,217円
物品寄贈件数	19件	18件	19件

一般寄付金の3カ年の推移



賛助会員会費の3カ年の推移



### (31)賛助会員制度の拡大

(賛助会員数等の推移)

	25年度	26年度	27年度
会員数 (個人・団体)	405人	420人	430人
金額	1,109,000円	1,127,100円	1,114,100円

### (32)総合福祉センターの運営

#### ①総合福祉センター利用状況

	27年度	前年度比	
会場使用料収入	1,446,094円	63.2%	842,427円減
ヘルストロン利用収入	716,200円	64.9%	386,800円減
賃貸料収入	7,419,177円	120.8%	1,274,977円増
手数料収入	265,457円	91.8%	23,678円減
利用収入計	9,846,928円	100.2%	22,072円増

#### ②総合消防訓練

平成28年2月25日の午後、ボランティア連絡協議会と合同で、総合消防訓練を実施した。今回は2階給湯室から出火したという想定で、社協職員はそれぞれの役割分担(初期消火班・避難誘導班・非常持出班・救助班)をし、センター利用者を火元から遠い階段を使って避難誘導し、駐車場へ避難させた。2階にもガス給湯器があることから、今回は2階からの出火想定での訓練を行った。2階からの火災発見の一報が遅くなり、誘導に戸惑い、時間がかかり、次回の訓練への課題となった。

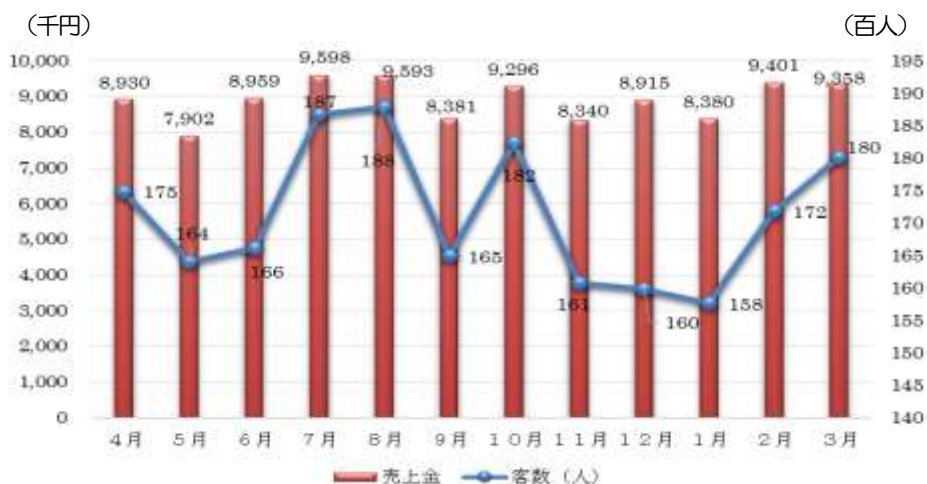
避難訓練後、けむり体験テントや水消火器の訓練もあり、総勢約50名の参加のもと有意義な消防訓練を行うことができた。

### (33)市立病院ホスピタルローソンの運営

大牟田市立病院2階にて運営する市立病院ホスピタルローソンが、開設より3年目を迎えた。より利用しやすい店づくりを目指し、店内のレイアウトを変更し、お弁当やおにぎりなどの定番商品の他、入院生活に必要な

な日用品、挽きたて淹れ立てのコーヒーを提供するマチカフェなど豊富な品揃えで、固定客の獲得に努めた。その他、恵方巻きやクリスマスケーキ等の季節商品などの店舗外営業にも力をいれた。

**ホスピタルローソン売上金と客数の推移(店舗営業収入・店舗外営業収入・手数料収入)**



(営業実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
ローソン 営業収入 (円)	8,393,979	7,548,494	8,471,781	9,301,399	9,064,797	7,961,937	
(※1) 店舗外 営業収入 (円)	306,930	167,200	295,871	88,288	310,385	215,238	
(※2) 手数料収 入 (円)	228,623	186,537	191,222	208,045	217,490	204,047	
売上金 合計 (円)	8,929,532	7,902,231	8,958,874	9,597,732	9,592,672	8,381,222	
客数 (人)	17,490	16,403	16,622	18,679	18,797	16,502	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ローソン 営業収入 (円)	8,842,383	7,815,081	8,295,163	7,902,593	8,822,274	8,842,421	101,262,302
(※1) 店舗外 営業収入 (円)	242,118	308,656	393,082	245,156	360,460	272,208	3,205,592
(※2) 手数料収 入 (円)	211,932	216,736	227,195	231,852	218,062	243,810	2,585,551
売上金 合計 (円)	9,296,433	8,340,473	8,915,440	8,379,601	9,400,796	9,358,439	107,053,445
客数 (人)	18,238	16,075	15,989	15,764	17,184	18,017	205,760

※1 店舗外営業収入…ゴミ袋、切手等 ※2 手数料収入…自動販売機販売手数料等

(34) 福祉バス等貸出事業

福祉団体等の福祉増進のため、各種大会や研修会等の参加に際して福祉バスを運行した。また、福祉行事のための荷物等を運搬する軽トラックの貸出も実施した。

	25年度		26年度		27年度	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
福祉バス利用状況	77	2,808	84	2,835	86	2,517
軽トラック利用状況	3		6		4	

(35) 視察の受入

受入日	内容
平成 27 年 5 月 20 日	熊本市西部地区民生委員・児童委員協議会 ・ふれあいサロンについて
平成 27 年 5 月 27 日	福岡県行橋市サロン推進協議会 ・ふれあいサロンについて ・キャロットサービスについて ・居住支援協議会
平成 27 年 5 月 29 日	熊本市西部地区自治会 ・ふれあいサロンについて
平成 27 年 6 月 30 日	佐賀県唐津市久里地区社会福祉協議会 ・高齢者と若い世代の人たちの交流やまちづくり事業
平成 27 年 7 月 22 日	福岡県春日市社会福祉協議会 ・住民参加型在宅福祉サービス（キャロットサービス）について
平成 27 年 7 月 23 日	鳥取県倉吉市議会 ・居住支援協議会について
平成 27 年 7 月 30 日	広島県海田町議会 ・居住支援協議会について
平成 27 年 9 月 18 日	福岡県筑後市社会福祉協議会 ・学童保育所の取組みについて
平成 27 年 9 月 30 日	大分県由布市民生委員・児童委員協議会 ・生活困窮者自立支援事業の取組みについて
平成 27 年 10 月 6 日	熊本市植木校区社会福祉協議会 ・小地域ネットワーク活動について
平成 27 年 10 月 22 日	函館市社会福祉協議会 ・人事考課及び目指すべき社協ビジョンについて
平成 27 年 11 月 4 日	福岡県八女市社会福祉協議会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定について
平成 27 年 11 月 5 日	北九州市八幡西区楠橋校区社会福祉協議会 ・小地域ネットワーク活動について
平成 27 年 11 月 9 日	鹿児島県志布志市社会福祉協議会 ・社会福祉法人地域公益活動協議会等について
平成 27 年 11 月 16 日	宮崎県児湯郡社会福祉協議会 ・生活困窮者自立支援事業の取組みについて
平成 27 年 11 月 17 日	長崎県島原市地区社会福祉協議会連絡協議会 ・小地域ネットワーク活動について
平成 27 年 11 月 30 日	福岡県大刀洗町社会福祉協議会南本郷区小地域協議会 ・小地域ネットワーク活動について
平成 27 年 12 月 9 日	福岡市社会福祉協議会 ・居住支援協議会について
平成 28 年 3 月 1 日	福岡県北九州市門司区社会福祉協議会 ・小地域ネットワーク活動について
平成 28 年 3 月 10 日	徳島県美馬市役所 ・小地域ネットワークについて ・キャロットサービスについて
平成 28 年 3 月 29 日	愛媛県今治市議会 ・子ども食堂について